



310.8

S.634

9





卅2丁91

# 孫全文集

第 六 卷



五 權 憲 法


國 民 黨 政 綱

國 民 政 府 建 國 大 綱

地 方 自 治 開 始 實 行 法

講 演 及 談 話 篇 ( 上 )

第 一 公 論 社 版



外務省調査部譯編

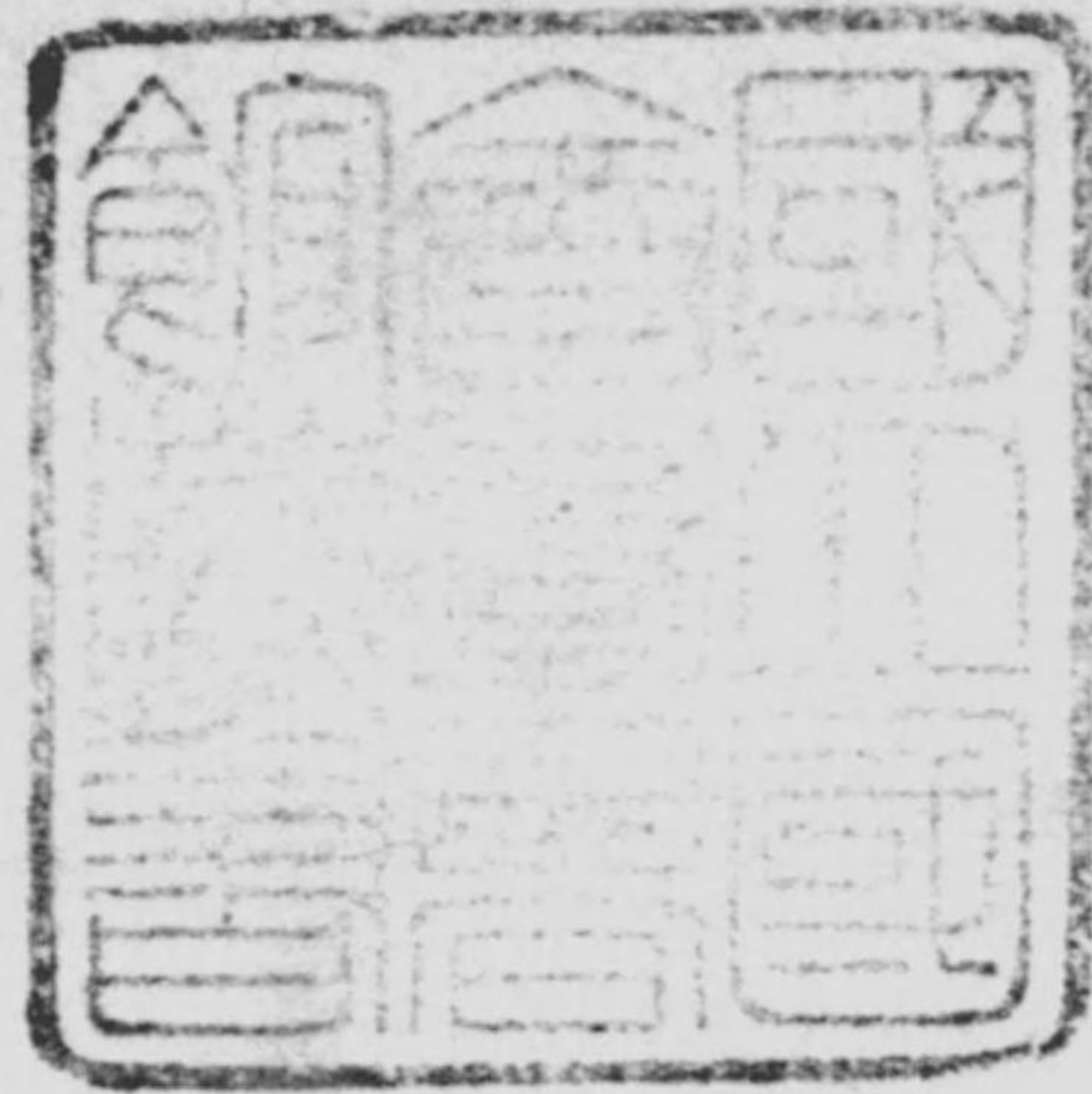
孫文全集  
(第六卷)

東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室

芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

310.8  
S0634A  
G



533041

五 權 憲 法  
國 民 黨 政 綱  
國 民 政 府 建 國 大 綱  
地 方 自 治 開 始 實 行 法  
講 演 及 び 談 話 篇 (上)

目次

第一編。五權憲法	一
第二編 國民黨政綱	
第一章 對外政策	三
第二章 對內政策	三
第三編 國民政府建國大綱	三
第四編 地方自治開始實行法	三
第一章 戶數人口の調査	四
第二章 機關の設立	四
第三章 地價の決定	四
第四章 道路の修築	五



第五章 荒地の開墾	一四
第六章 學校の設立	一五

### 第五編 講演及び談話篇(上)

一 中國民主革命の重要性	一六
二 三民主義と中國の前途	一七
三 五族共和の眞義	一八
四 五族聯合の効力	一九
五 鐵道敷設問題	二〇
六 鐵道は我國存亡の大問題である	二一
七 外資の歡迎と門戶開放	二二
八 民國教育家の任務	二三
九 建設を謀らんとせば須く舊思想を排除せよ	二四
一〇 國家社會主義の提唱	二五

一一 社會主義の分派と其の方法	二六
一二 民生主義と社會革命	二七
一三 共和と自由の眞諦	二八
一四 社會革命の正道	二九
一五 民生主義の實施	三〇
一六 重ねて民生主義の實施を論ず	三一
一七 地權平均の具體的説明	三二
一八 民生主義に四大綱あり	三三
一九 建設は學問を以て	三四
二〇 建設の二大要務	三五
二一 洪門會の歴史	三六
二二 女子教育の重要性	三七
二三 地價徵稅問題	三八
二四 地方自治と責任觀念	三九

二五	實業の振興と鐵道計畫	二〇三
二六	本黨の同志は應に建設に努力すべし	二〇八
二七	宗教と政治	二一一
二八	言論の一致	二一三
二九	廣東は全國の肢體である	二一七
三〇	民生主義提唱の眞義	二二一
三一	權利なる二字の正當なる解釋	二二四
三二	自治制度は建設の礎石である	二三八
三三	道路は建設の第一歩である	二四三
三四	眞の共和と偽の共和との争ひ	二四六
三五	之を行ふは難きに非ず之を知るを難しとす	二四九
三六	中國改造の第一歩	二五三
三七	救國の急務	二五八
三八	正式政府の設立は民國の基礎を鞏固にす	二六六

三九	中國問題解決の方法	二六九
四〇	廣西は應に道路を開設すべし	二七六
四一	北伐なければ統一なし	二八一
四二	黨員は主義を研究せよ	二八六
四三	三民主義の具體的方策	二九三
四四	三民主義は新世界建設の工具である	三〇六

(目次終)

## 第一編 五權憲法

本日は、五權憲法と題しまして講演致します。

五權憲法は、私の獨創した所のものであつて、古今中外の各國に從來其の例の無かつたものであります。

諸君も御承知の如く、近世一二百年來世界政治の潮流は何れも立憲に趨いて居ります。此の立憲の二字は、我が國に於ても、此の一、二十年來能く耳にするのでありますが、一體、憲法とは如何なるものでありませうか。

所謂憲法とは即ち政權を數個の部分に分ち、各部が獨立して、其の事に當るものであります。各國の憲法は、只、三權に分るのみで、五權ではありません。五權憲法は私の獨創に成るものであります。私が此の五權憲法を創造して以來、世人はまだ之に對して少しも理解がない様であります。

抑々此の五權憲法は、如何なる由來を持つものであるか、此の由來を説明するに當り、私は一

實話を御話し致したいと思ひます。尤も之は、私の研究より得た思想の中に由来して居るものであります。

偕て、五權憲法の講演と言へば、私は十數年前、東京同盟會の民報一週年祝賀記念の時に、嘗て一度其の講演をしたことがあります。然し私は、講演をするにはしましたが、其の當時、世人は皆此の事に就き十分に注意を拂はなかつたのであります。

私が此の説を提唱してから已に十餘年にもなります。當時に於ける世人の思想は、世界各國は只、三權憲法を有するものと考へ、何等五權憲法なるものに付いては知らなかつたのであります。故に、此のことを誠に奇怪なりとし、恰も私が捏造したかの如く思つて居りました。然し私が五權憲法を提唱するには、事實それ相當の根據があるのであります。

私が革命を唱へて此の方既に三十有餘年になります。廣東に於て事を舉げて失敗してより、私は海外に亡命し、革命は第一次失敗に遭遇して、成功しなかつたが、革命の氣運は依然として、進行して居りました。私は此の餘暇に奔走しまして、各國政治の得失の原因結果に就いて研究を重ね、之を以て後日、革命成功の曉、創業の綱紀と爲さんとしたのであります。故に私は各國に亡命したとき、鋭意各國憲法の研究に意を注ぎ、それに依つて得た所から、此の五權憲法を創案し

たのであります。故に五權憲法は、私の獨創と言ひ得るのであります。

米國は革命に依り英國より獨立した後、一種の三權憲法を創制しました。其の條文なるものは甚だ嚴密であつて所謂成文憲法であります。其後各國も亦大いに之に倣つて、一種の成文憲法を制定し、立國の根本法としたのであります。私も亦嘗て米國憲法を研究したことがあります。米國民に此の憲法が施行せられて以來、衆人は口を揃へて、米國憲法は、最良の憲法なりと稱したのであります。

英國の政治家すらも、此の米國の三權憲法は、世界始つて以來の唯一の良憲法であると稱して居りました。

私は嘗て、米國憲法を詳細に研究し、憲法史及び政治の各方面より、米國の三權憲法は如何なるものかを比較觀察し、其の研究の結果、米國のそれは尙不完備の點が頗る多く、又流弊も尠なからざることを知りました。其の後歐米の學者が米國憲法を研究して得た所の感想も私と同一でありました。私は最も高潔な觀察眼と最も崇高な精神と以て、米國憲法を研究しましたが、畢竟、米國憲法なるものは、事實不充分なる諸點があるのを知りました。

近時世人も亦、米國憲法は不完全であり、法律の運用上缺點のあることを悟るに至りました。

斯かる點より見て、凡そ或るものが、百年或は二百年以前の當時に於ては、立派なものと思はれてゐても、幾多の年月を経過せる後に於ては、不良なものと思はれるに至るものであると言ふことが知られます。

私は恠くして比較研究の後、此の點に鑑みまして、米國憲法の缺點を補救せんと思ひ立ちました。米國の學者すらも亦斯やうな考で居つたのであります。然し補救を口にするのは容易であるが、一體如何なる方法を用ゐて、補救したらよいか。既に補救に資する文献もなく、又參考に供すべき何等の先例もないのであります。ここ迄御話して参りました、私は、以前米國の「コロンビヤ」大學に、喜斯羅と言ふ教授があつたことを憶ひ出しました。

喜斯羅氏は「自由」と言ふ書を著しまして、三權を以て不十分なりとし、四權を主張したのであります。同氏の此の四權の主旨は、國會の彈該權を引き出して、一の獨立の權利と爲すとするものであります。國會に彈該權があるときは、彼の少數の狡猾なる議員が、往々彈該權を濫用して政府を壓迫し、遂には政府をして動々もすれば批難をうけるに至らしめることがあります。彼の斯かる着想も未だ完全ではない。然し、此書と、此書に述べられてある意見とを通して、私共は米國にも已に先覺者のあることを、充分知り得るのであります。

即ち彼等の憲法は、不完全であるから、方法を講じて補救せんとして居るのであります。而も此の補救方法も亦、依然として不完全なるを免がれないのであります。

米國の各州には民選に依る多數の官吏があります。然し乍ら、民選は甚だ煩雜でありまして、非常に困難な事柄であります。又民選には、流弊も頗る多い。茲に於て、人民選舉を制限する方法を考へ出したのであります。

此の方法では、資格を有して初めて選舉權ありとするものである。即ち職業、財産を有する者を以て資格者と爲し、若干の財産があつて始めて選舉權があり、財産がなければ選舉權なしとしたのであります。然し乍ら、此種の制限選舉は、現代の潮流である自由平等の主旨に戻るものがあります。更に又此の方法には別の弊害を伴ひます。被選舉人に對しては、何人が適當であるかを知り得る手段がないのであります。最良の方法は、被選舉人を制限することであり、人民の各個に何れも選舉權有りとするのは、普通選舉であります。そして之れが近來各國人民の力めて得んことを争つて居る所のものであります。此種普通選舉はもとより可なりであるが、結局如何なる人を選ぶべきであらうか。此點に對する一種の標準がなければ、只單に普通選舉を行つても、依然缺點は多い譯である。即ち被選舉人が、僅々若干の財産を有してさへ居れば、我々は彼

を選ぶことが出来るのであります。

私は思ふに、議員となり、官吏となるには必ず才能あり、徳望あり、何等かの技倆を持たねばならない。

才もなく、徳もなく、又何等の技倆もなく、只金があるだけでは駄目であつて、才、徳、技倆等の資格ある人が五十人あるとすれば、斯かる五十人の資格者に對して、選舉をすべきであるが、斯かる資格者を定むるには如何にすればよいか。

此點我々中國には、一の古來からの方法がある。此の古い方法とは即ち考試（試験制度）であります。我國に於ては、以前は凡て考試を経て世に出るのが人の正系の途であるとしたのであります。そして考試を経ずして世に出るのは、先づ正系の途ではないとしました。此の古來からの方法は、以前の中國の專制時代には、あまり用ひられて居なかつたのであります。

何故なれば、君主は食事の時も睡眠の時も、只管全國人の人材に心を留め、何某が人材であるか、何人を役人にすればよいかと常にその事を考へてゐたのであります。

斯の如く君主は、専ら人を用ふることを以て自己の職責として居た爲に、よく天下の人材を捜し求めることが出来たのであります。

然るに今日に於ては、人民は事實上、こんな事をする暇がない。故に君主時代に於ては、考試を用ひざるも可なりであります。共和時代に於ては、考試は缺くべからざる所であります。

茲に於て、私は考試權と言ふものを加へんことを欲するのであります。考試は極めて調法な一制度であつて、私が海外に亡命してゐた時、各國の政治、憲法を考察し研究して得たところのもので、言はば私個人の獨創とも云ふべきものであつて、斷じて何れの國の學者の學說からも、剽竊したものではありません。私の此の制度は、必ずや有益に行はれ得ることと信じます。

以前、東京同盟會の時に、三民主義、五權憲法を以て黨綱としまして、革命成功の曉は、直ちに五權憲法を實行しようと思ひに居りました。然るに計らずも、革命成功後、世人は孰れも、何等此の點に留意してゐないのを知つたのであります。即ち多數人士の氣持では、清朝を覆へせば事終れりと言ふ風に考へて居たのであります。それ故、民國成立して已に十年にもなりましたが何等の精彩を見ることなく、反つて今では以前の清朝時代に比して、更に腐敗した様さへ感じられるのであります。此の原因は、私には直ちに了解し得られるのであつて、今更管々しく言ふ必要はないのであります。即ち必ず五權憲法を以て國家建設の基礎とし、かくて吾人が立派な憲法を持つに至つて、初めて眞正な共和國家を建設することが出来るのであります。（拍手……）

私が五權憲法を創意して以來、一部の人達には、此の五權憲法が餘りに明瞭に理解せられず、専門の學者ですらも、亦多くは之を承認しなかつたのであります。私は今尙ほ記憶して居りますが、二十年前の事、一人の中國の學生が居りました。其の學生は大學法科を卒業し、米國の大學で又法學士の學位を得て居りました。後に又、尙其の蘊奥を極めんとし再び米國東部の或大學に入つて勉強をしたのでありましたが、私は此の人に「ニューヨーク」で出會つた時、今度再び君が（米國）東部の大學に入學されたのは、何を研究する心算かと尋ねました所、彼は憲法を専門に學ぼうと思つてゐると答へた。彼が憲法を専門に學ぼうとして居ることを聞いて、直ちに私は、自分の五權憲法のことを話して聞かせ、二週間と言ふものは、此の問題に關して二人で充分に討論を交しました。其の時彼は、五權憲法は何よりも結構な憲法であると言つてゐたのであります。

私は彼が、私の五權憲法に賛成して呉れたことを心から喜び、彼に、學校に行つたら此の五權憲法を詳細に研究して貰ひたいと言つて置いたのであります。其の後彼は、米國東部の「エール」大學の三年を卒業して、法學博士の學位を得ました。

此の「エール」大學と言ふのは、米國東部で非常に名聲のある大學であります。彼は此の大

學で博士號を得たのでありますから、彼の學問は、必ずや立派なものであつたに違ひないのであります。彼は「エール」大學を卒業した後、英國、佛國、獨逸等の各國の政治、憲法を視察して、辛亥革命成功後中國へ歸朝しました。私は再び彼に會つたので、君は嘗て私の五權憲法に大いに賛成して呉れたが、今日研究の結果、必ずや何か合點された所があるだらうと尋ねました所、彼は五權憲法と言ふ様なものは、何處の國にも見受けられない。だから、之れは恐らく實行出來ぬこととせう、と答へたのであります。ところが此の話を一部の同志が耳にし、此の法學博士が、各國何れもこんなものはないと言ふからには、何れあまり妥當なものではないに違ひないと考へ、早速五權憲法を蔑視するに至つたのであります。

猶今一人、日本の法學博士がりましたが、私が南京にゐた時分、彼を法律顧問に請聘し、種法律上の事柄を相談してゐたのであります。其の後袁世凱討伐役の後、私が東京へ亡命した時、此の博士に遇ひましたが、彼は私に、何を五權憲法と言ふのかと尋ねました。そこで、私は詳細に説明し、二三ヶ月間一緒に居り二三十時間を要して、彼に理解せしめたのであります。

此の時私は、此の法學博士さへ永い間説明して、やつと理解したのであるから、一般普通人が理解し得ないのも尤もな事であると悟つたのであります。

只今お話をした此の二人の博士は、一は中國の博士、他は日本の博士であります。其の中國の博士は「ニューヨーク」で遇つて、二週間の討論後五權憲法に大いに賛成したのであるが、當時彼は一個の學士に過ぎず、言はばほんの半可通の時代であつたのであります。所が博士の學位を得て、最早や通曉の域に達したとも言ふべき時に至つて、各國にそんな五權憲法などはないと申しました。

又日本の博士は、共に幾ヶ月も研究して、やつと理解したのであります。故に私は此の事は極めて困難なことと思ふのである。然し乍ら、現在理解する人はなくとも年變り月移つて、幾百年或は數十年の將來に於ては、必ずや實行せられる日があるに相違ないと思ふのであります。

我は中國を一個の莊嚴華麗なる國家にしようと欲してゐます。然らば如何なる方法に依つて、それを實現せしめ得るか。私は之には大いに方法があり、而かも決して困難ではないと思ひます。即ち、只五權憲法を實施すれば、それで足りると思ふのであります。

私が東京で民報一週年祝賀の時、五權憲法を講演してから、今日迄約二十年になりますが、五權憲法に賛成する人は、依然として寥々たる有様で、世人は皆心中、不賛成であることを知り得たのであります。而も本日私は其の五權憲法を説明しようとしてゐるのである。之れは極めて結

構な事であるが、五權憲法を詳細に説明しようと思つれば、幾日間かかつて説明しきれず、反つて説明すればする程、理解し得ないだらうことを恐れるのであります。

で、私は一の方法を考へて、五權憲法以外のものに就いて、之を説明しようと思ひます。何故なれば、側面よりの説明は正面からのそれよりもより分り易いからであります。

中國には昔から一の諺がある、即ち「廬山の眞面目を知らず、祇身を縁せて此の山中に在り」と云ふのであつて、此の意味は即ち廬山から必ず二三十里離れて、初めて廬山の眞の價値を看得るのであつて、若し廬山の山中にゐたならば、反つて廬山の眞の價値を見出すことが出来ないと言ふことでもあります。私は本日五權憲法を説くに當つても、此の方法を用ひようと思ひます。

諸君、我々は何が故に憲法を必要とするかをお考へ願ひたい。

我々が憲法を必要とする所以を知りたく思はれるならば、先づ幾十年來の政治の歴史を見ねばならないのであります。政治の裏面には二個の潮流がありまして、一つは自由の潮流であり、一つは保守のそれでありまして。政治の中に此の二つの力があることは、恰も物理に於て遠心力と求心力とがあるのと選ぶ所がないのであります。遠心力の趨勢は専ら外方に向つて放出せんとするものであり、求心力のそれは専ら内方に向つて収集せんとするものであります。



故に若し遠心力が大なれば、物體は必ず飛散して再び歸ることなく、又若し求心力が大なれば、物體は必ずいやが上にも縮小して了ひます。而して此の二力が平均して、初めて中庸を得るのであります。此の事は、恰も自由餘りに甚だしければ無政府状態となり、保守あまりに甚しきに過ぐれば専制となるが如きものでありまして、數千年の政治の變遷は、正しく此の二つの力の衝突に外ならぬのであります。

中國の歴史は自由より専制に入り、西洋の歴史は之と反對に、専制から自由に入つて居るのであります。

孔子が書經を修正したのは、唐虞よりしたのであり、唐虞の世、堯舜の時代は黄金時代と言はれ、自由平等の楽しみを極めた時代であります。

降つて後世に至るに及んで、政治は斯の如く腐敗せるものとなつた。之は何故であるか。それは人民があまり自由を享樂し過ぎた爲め傲意を生じ、而かも野心ある君主が之れを繼ぎ、それが集積して、秦漢以後の専制となるに至つたのであります。

外國の歴史は専制から次第に自由に趨いたのであつて、其の當初人民は専制の苦に堪へられな

いものがありました。それ故に外國の一句に「自由にあらずんば寧ろ死に如かず」と言ふのがあります。此の意味は、人民が自由を得ることが出来なかつたならば、寧ろ死んだ方がましだと言ふのであつて、之に依つても、外國の専制政治の激烈であつたことがわかるのであります。中國の政治は自由から進んで専制となつたのでありまして、中國古代の人民は「田を耕して食ひ、井を穿ちて飲む」と言ふ有様で、素とく甚だ自由でありました。更に又老子の言へる「無爲にして治まる」と言ふのも、人民が極めて自由であつたことを表現して居るのであります。かくて反て自由の尊ぶべきを知らず、其の習慣が今日に至つても、尙依然として存してゐるのであります。

故に外國人は最初この道理を知らず、中國人が自由を尙ばないことを甚だ訝かしく思つたのであります。

歐洲の歴史は、これと異つて居ります。歐洲に於ては、ローマの滅亡以來、其の地は各國の割據する所となり、人民を奴隸とするに至りました。そして近世紀に於て幾多の戦争が発生しましたが、之は何れも自由を争つて戦つたのであります。

私はかつて革命を提唱したとき、自由と言ふことについては、何等説き及ぼす所がありませんでした。何故なれば、吾國人は只政治改革のことについてのみ知り、自由の何たるかを悟つて居

なかつたからであります。

中國歴代の皇帝は、唯人民をして自己の爲めに税金を納めしむることのみを知り、又自己の祖先傳來の帝統を妨ぐることをさへなければ、それでよしとして居たのであります。故に外國人は、中國人は自由を知らないと批評してゐます。近來若干の少壯學者が稍々新思想を抱くに至り、漸く自由の二字を知るに至つた如き状態であります。中國人民は、本來自由を争ふべきではありません。それは例へばここに居られる諸君は、空氣とは如何なるものか、空氣は如何なる作用をなすものなりやと言ふことに付ては御存じの事と思ひますが、我々が現に居る此の室の中には、空氣は充分にあります。人が空氣中に生活することは、宛も魚が水中に生活すると同じであつて、魚は水を離れると直ちに死んで了ふ。人も亦空氣がなければ、これ亦死んで了ふのであります。然し人は空氣の貴ぶべきを知りません。一體之れは、どう言ふ譯であるかと言ふに、空氣は盡きないからであります。

試みに、人を空氣の通はぬ室中に閉ぢ込めて御覽なさい。彼はそこで空氣の尊ぶべきを知るに至るであります。

歐洲人は自由でなかつた。此の故に自由を得んことを争ふのであるが、我國人は從來極めて自

由であつたが故に反つて自由を知らないのであります。(拍手……)

此の二つの潮流は、一は專制、一は自由であつて、此の兩極點が我國と歐洲との相同じからざる點であります。

政治の中にも二種の人物がある。一は人を治める者、一は人に治められる者であります。孟子の所謂『心を勞するものあり、力を勞するものあり。心を勞するものは人を治め、力を勞するものは人に治めらる』であります。人を治むる者は必ず智識のある人であり、人に治めらるる者は必ず智識のないものであります。此の點に就いて昔の人は子供と同じだつたと言へるのであります。何故ならば、唯人に治められることをのみ知つて居たからであります。現在では、最早次第に成長して、世人は皆覺醒し來り、今や支配、被支配の階級を打破せんとさへして居ます。歐洲近世紀に於ては、已に皇帝と支配階級とを打破して、人民は今日やつと比較的自由なる地位を得たのであります。而して私の此の五權憲法も亦支配被支配の階級を打破して、民治を實行せんとするの根本方法であるのであります。(拍手……)

只今、再び憲法の出生地の事について言へば、憲法は英國に創始されたのであります。英國は大革命後、皇帝の權限を次第に分割して、之を一種の政治上の習慣として仕舞つたのであります。

之れは宛も三權分立と同様なものであつたのですが、其の實、英國人は自ら其の三權分立なるを知らず、唯彼等の自由を好む天性に依つて、其の適する所を行つたに過ぎなかつた。

然し二百年前、佛國に「モンテスキュー」と言ふ學者があつて「法理」(De l'esprit des lois) 又人によつては「萬法精義」と呼ぶ著書を著して、三權分立の學説を發明し、立法、司法、行政の三權分立を主張しました。然し英國では、後に政黨が發達して漸時變化したので、現在の英國は、決して三權分立の政治を行つて居らず、事實上は一權政治であります。

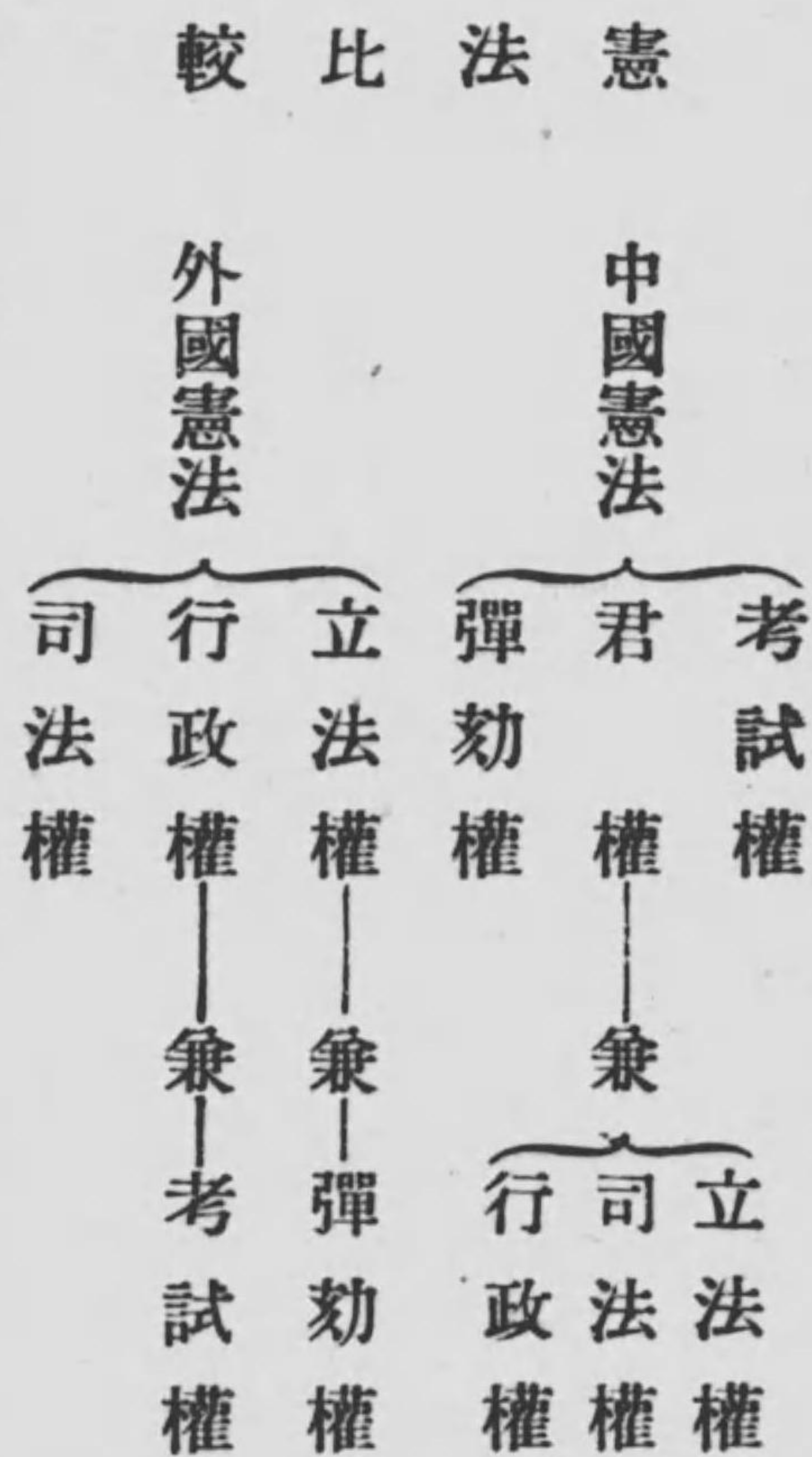
英國の現在の政治制度は國會獨裁に依る議會政治、即ち政黨政治を行ひ、黨派を以て國を治めてゐるのであります。

「モンテスキュー」氏が、三權分立の學説を立ててより、間もなく米國に革命があつて、一種の憲法を制定しました。米國は即ち「モンテスキュー」の三權分立の學説を根據とし、非常に嚴格な文字を用ひて、成文憲法を制定したのでありますが、「モンテスキュー」は英國の政治の習慣を根據として、此の三權分立の主張を草成したのであります。後に日本の維新及び歐洲各國の革命に當つては、殆んど皆米國に倣つて憲法を制定したのであります。

英國の憲法には何等の條文なく、米國のそれには嚴密なる條文があります。故に英國の憲法は又

活動的憲法と言ひ、米國の憲法は非活動的憲法と呼ぶのである。

英國は立憲の元祖ではあるが成文憲法を持たない。そこで、英國の不成文憲法を持つて來て、我々中國の憲法と比較したならば、我々中國にも左圖の如く三權憲法を有して居る。



以上の圖に就いて見れば、中國にどうして憲法が無かつたと言ひ得るでせう。一は君權、一は考試權、一は彈劾權であり、而して君權は立法行政司法の權を兼ねてゐたのである。考試は元來中國の極めて立派な制度であり、且つ重大な一事項であつた。

以前各省が考試を舉行して居た頃は、試験場の門を皆閉ぢ、甚だ眞面目なもので、試験官との結託は行はれず、私情も構じ得なかつたのであつて、實に慎重なものであつたのであります。然

し後になつて少々芳しからぬ事になつて了ひました。

彈劾はと言ふと、専ら彈劾の事を管理する役人があつた。例へば臺諫（宋代の諫官）御史（百官を糾察する官）の如きは、君主と雖も過失があれば、死を冒して直諫すると言ふ凛然たる氣風があつた。

丁度思ひ出しましたが、廣雅書局内に十先生の祠があるが、之れは諫臣を祀つてあるのである。又張子洞に抗風軒と題した一額があるが、之はよく君主に抗し得る氣骨があると言ふことを言つてゐるのである。これに依つても當時臺諫御史等の官を設けたのには、素とく何かさうすべき事情があつたことが窺はれるのであります。

米國に非常に有名な「パティ」（巴直）氏と言ふ學者がある。彼は『自由と政府』と稱する一書を著はし、我國の彈劾權のことにつき、これが自由と政府との間の最善の調和法であると言つてゐる。只今私は此の二つの潮流の中、自由と言ふものに就ては、以前の人々はあまり重じなかつたことを言つた。極端な自由は無政府主義である。歐洲に於ては無政府主義を唱へることは、又一つの非常に新しいものと見做されてゐて、最初佛人「ブルードン」露人「バクーニン」及び露人故「クロパトキン」等の人々が之を唱へた。然し彼等が此種の主義を唱へたのは、無政府主義な

るものを非常に新しいものと見做して、之が研究をなしたに過ぎなかつたのである。

近來我國の學生等は、解らうが、解るまいが、兎に角無政府主義を唱へて時代の趨勢に従ふのだなどと言つてゐるが、まことに笑止の至りである。

無政府主義と言へば、我が中國に於ては、三代（夏、殷、周）より以前に既に之を説いた人が居た。

黃帝、老子の道教は、無政府主義ではなかつたか。（拍子……）

列子内篇に言ふ所の『華胥氏の國（ユートピア）其人民君長なく、法律なく、自然のみ』之れ亦無政府主義ではないか。（拍手……）

我々中國は、無政府主義を説いて、既に實に數千年になるのであります。（拍手……）

現在の青年は只、之を知らぬに過ぎないのである。（拍手……）

彼等が現在言ふ所の無政府主義の如きは、我々には既に不必要である。（拍手……）

私が自由と專制の二潮流を説いたのは、之れを調和させ、各々極端に趨らせたくないからであります。宛も遠心力と求心力に於ける如く、單に遠心を説き、或は單に求心を説く事は皆正しくないものである。

遠心力あり且つ求心力あるを要するのであります。

半面のみ主張ではどうしてもいけないのであつて、兩力相等しく兩勢相調和して初めて宇宙の大觀を極め得るのである。

憲法の作用は、宛も一種の機械の如きものである。私は敢へて、政府とは即ち一個の機械なりと言はんとするものであります。所が諸君の中には、此の比喩は可笑しいぢやないかと言ふ人がありませう、其の人は物質に機械あり、人事にも亦機械のあるのを知らない人であります。

法律は人事に於ける一種の機械であります。而して事物の道理について言ふならば『物質を支配するは易く人事を支配するは難い』のであります。

科學の發明に依つて、物質を支配することは誠に容易である。然し人事は複雑であるから、人事を支配することは繁雜困難であります。憲法は即ち一個の大機械であります。即ち自由と統治とを調和する機械であるのであります。(拍手)

我々は革命の當初三民主義を主唱しました。三民主義とは即ち、民族、民權、民生を言ふのであります。米國大統領「リンカーン」氏は

“The government of the people, by the people, for the people” と言つて居ります。

私は彼の此の主張を民有、民治、民享と譯出するのであります。

氏の此の民有、民治、民享主義は取りもなほさず私の民族、民權、民生主義であります。民が治めることが出來てこそ、初めて享有し得るのであつて、治めることが出來なかつたならば、如何にして享有し得るだらうか。

所謂民有なるものはどうしても偽りであつて、心を勞する者は人を治め、力を勞するものは、人に治められるものであります。

然し今之を破除せんとするならば、方法がない譯ではない。即ち人力が天に打勝てない譯ではありません。

要は能く善用するか、善用する能はざるかにあるのであります。

世界には千里の馬があり、日々千里を馳けることを得、鳥は空を飛ぶことが出來、魚は海中に潜ることが出來るが、人間となるとさうはゆかぬ。然し假りに我々が日々千里を行かうとし、或は空を飛ばうとし、又海に潜らうとしたとして、我々にそれが出來るであらうか。私は出來ると思ふ。即ち我々は機械を用ひさへすればそれが可能である。(拍手……)

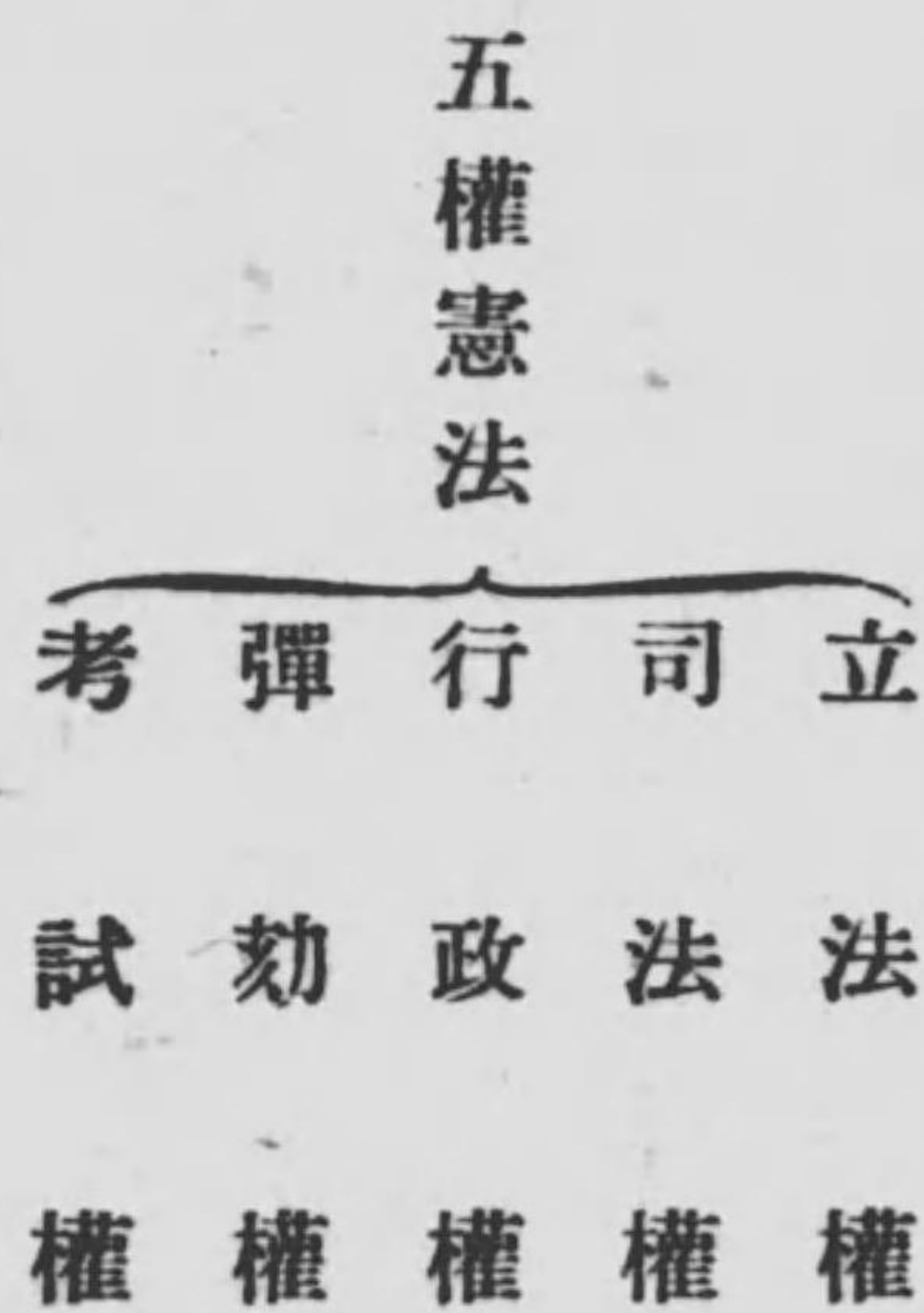
我々が一臺の自動車を用ふれば、決して一日に千里に行くことも不可能ではない。又我々が飛

行機を用ふれば、空中にも昇り得るのであります。更に我々は潜航艇を用ふれば海中にも沈下し得るのであります。

之れ即ち『人事に依り天功を補ひ得る』所以である。(拍手……)

往昔、希臘に一日に千里を行くことの出来る人が居たが、此種の人は非凡人であり、特能を有する人であつて、さう澤山ある譯ではありません。

然るに現代人は機械の力に依つて、必ずしも非凡人でなくとも又必ずしも天賦の才能を有せずとも、日に千里を行き、又空を馳け、海を潜る等のことを欲するがままに行ふことが出来ます。我々が今民治を講ずるのは、人民を機械の上に置き、人民を心の欲するままに馳驅飛翔せしめようとするのであります。機械とは何か、憲法が即ちその機械であります。



此の五權憲法が、即ち我々の自動車であり、飛行機であり、潜航艇である。

五權憲法は之を分つて立法、司法、行政、彈劾、考試の五權となし、その各々が獨立してゐるのである。先の君主時代に「造反」と云ふ一の俗語があります。

「造反」とは上に立つ者が下のものとなり、下の者が上に立つに至ることを云ふのである。「造反」は當時に於ては一つの極めて堪へ難いことであります。

此の五權憲法は上下を覆がへして、君權を無くし、且つ君權の中の立法、司法、行政の三權を取り出して、三つの獨立した權利とするのであります。行政には一人の政務を執行する大統領を設け、立法は即ち國會であり、司法は即ち裁判官であり、又彈劾と考試とは同じく獨立した權利であります。今後國家が行政に官吏を採用するには考試を経過するを要し、無暗勝手に採用することは出来ないであります。

思ひ出しましたが、私が恰度廣東に行つた時、公務に就かうと求める人が非常に多かつたが、私は誰が才能があり、誰が才がないかを知る由もなかつたのであります。其の時は恰も政府では、人を採用したいと焦せつてゐたのであります。用ふべき人のないのに苦しんで居ました。此の理由は、即ち考試制度がないと言ふ弊害から來たのであります。考試がなければ、奇才が居て

天空を馳けるが如き技倆を有してゐても、我々はそれを知る方法がなく、天下に幾何の人材が埋もれてゐるかを知り得ないのであります。又考試制度がない爲に、一部の全然政治を知らぬ人も役人にならうとし、其の結果は善い加減なことをして害毒を流し、人民の怨みを買ふことになつて仕舞ふのであります。

數日前、私のところで一人の料理人を求め度いと思ひましたが、何處へ行つて求めたらよいかわからなかつたので、料理店に行つて、その人に私に代つて、探して貰ふ様に頼んだのであります。諸君、お考へ下さい。私がどうして大工の店へ行つて探がして貰はずに、料理店に行かねばならなかつたかを。

料理店は、料理人の専門の學校であるからして、そこには必ず良い料理人が居るに違ひないからであります。

諸君、誠にお考へ願ひたい。一人の料理人を求めることは、極めて小事であります。尙且つ、其の専門家のところへ求めに行かねばなりません。況んや、國家の大事に於てをやであります。(拍手……)

故に考試は、最も緊要な一事であることが分るのであります。考試がなければ、我々は殆ど適

從すべき所を知る由がないのであります。例へば、省議會の選舉期に於て、八十人の議員を選ばねばならぬ場合、三百人の候補資格者があつたれば、我々は八十人を選ぶのに、此の三百人から選舉せねばなりません。

米國では、選舉の時に、笑話の種をかもし出すことが屢々あります。今に覺えて居るのは、曾て二人の候補者がありまして、一人は大學卒業の博士であり他の一人は車を曳く労働者でありました。いざ選舉と言ふ時、二人は夫々演説に行きましたが、博士の方は學問が深遠で、話すことは皆天文地理の如く難解のことばかりであつて、聽衆にはよく了解されませんでした。所で労働者の方も同様演説をしましたが、彼は博士を指して、「諸君、彼を博士と思ふ必要はない。彼は本の虫に過ぎない。彼は父兄の力によつて學校へ行つて勉強することが出来たが、私は何等父兄の援助が無かつたので學校へ入つて勉強することが出来ませんでした。彼は父兄に頼り、私は私自身に頼つて居ります。諸君が見て、何れが才能手腕があると思ひますか」と述べたのであります。此の話に選舉人は皆拍手して、博士の演説はよくない、少しも分らぬ。此の車夫の話は非常によくわかり人情道理を穿つて居ると言ひましたが、後果して車夫が當選しました。

諸君、お考へ願ひたい。此の二人の中、一人は博士で、一人は車夫であります。學問はと言へ

ば當然博士の方が勝れて居ますが、而かも博士は當選することが出来ませんでした。之れは即ち唯選舉のみがあつて、考試制度がない爲であります。故に米國の選舉は常に笑話を作るのであります。

考試があれば、それでこそ必ず、才あり、徳ある人を初めて我々の公僕と爲し得るのであります。

英國には考試制度が最も早くから行はれて居ります。米國は考試制度を行つてより二三十年を経て居るに過ぎない。而も英國の考試制度は我國のものを模倣したのでありまして我國の考試制度は世界で最もよい制度であります。現在各國の試験制度も亦、皆英國のものを模倣したのであります。

只今、立法は國會であり、行政は大總統であり、司法は裁判官であるとお話し致しましたが、其餘の彈劾には、監察する官吏があり、考試には考試の官吏があります。

私が南京に居た時、參議門で五權憲法を立てようと思ひましたが、曷ぞ知らん、彼等各參議員は五權憲法とは如何なるものなるかを知らず、其後一の約法を判定しました。私はこんな約法などには目もくれず、私は之を以てほんの一年かそこらのものに過ぎないだらうと思ひ、暫く其の

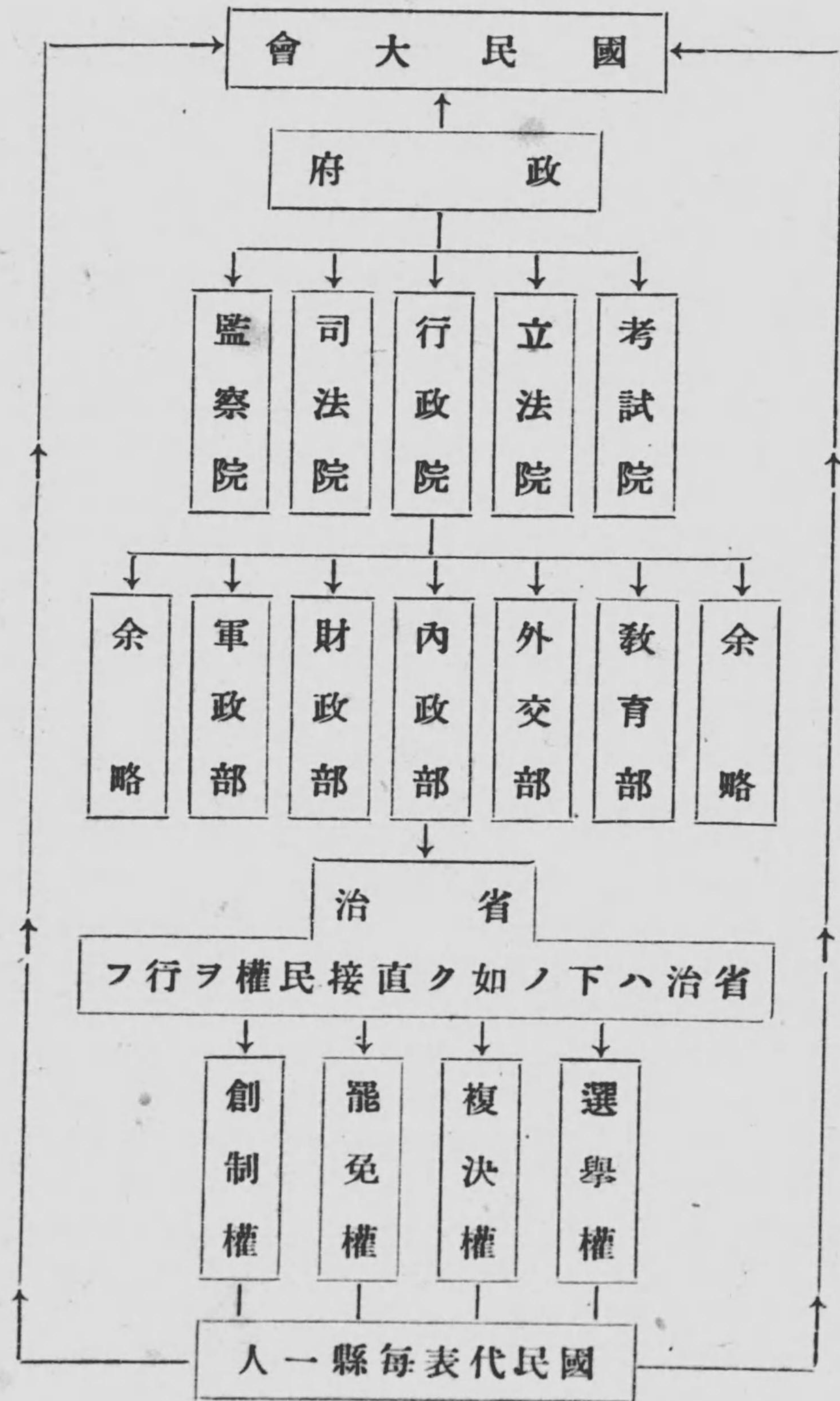
ままにして置いて、後日改めて私の五權憲法を鼓吹すればよいと思ひました。

然るに其後彼等の所謂天壇憲法の草案を見ましたが、彼等は依然として、自己の大切なものを失つて居たのであります。

五權憲法は私の創造したものであり、五權憲法は一種の機械であります。例へば、諸君が日に千里を走らうと思へば自動車、又空を飛ばうと思へば飛行機、又海底を潜らんとするならば潜航艇を用ふるを要すると同様、諸君が國を治めんとすれば、次の如き治國機關に依らねばならぬのであります。



第三圖 治國機關



之即ち治國機關であります。

憲法上に規定せる五權分立を除いては、最も重要なものは縣治であつて、之には直接民権を行  
 使するのである。直接民権にして初めて真正なる民権と言ひ得るのであります。

直接民権には全部で四種あります。

- 一、選舉權一、複決權一、罷免權一、創制權  
 の四であります。

五權憲法は一種の大なる機械であり、直接民権は、又機械の制禦器フレイキであります。

人民に直接民権に依る選舉權のあることは、尙又罷免權のあることであつて『之を選ぶには民  
 あり、之を免ずるにも民あり』と言ふべきであります。

何をか創制權と言ふか。例へば、人民が或事業を行はんとするならば、公論を以て一の法律を  
 創制することを得るのであります。又若し立法院の制定せる如何なる法律と雖も、人民に於て不  
 便を感じる點ある場合は、輿論により、之を廢し得るのであります。

斯かる廢法の權利を複決權と言ふのであります。

又立法院で一法律を通過し得ない場合と雖も、人民は輿論の賛成に依つて、之を通過せしめ得

るのであります。この場合の通過は創制權とは言はず、矢張り複決權とすべきであります。何となればこの法律は矢張り、立法院で制定せるものであつて、單に人民が複決を加へて、それを通過せしめたに過ぎぬからであります。

民國の約法も、具體的民權を規定しては居ません。

南京で規定した民國約法は其の中に唯『中華民國の主權は國民全體に屬す』の一條があるのみであるが、これは私の主張したものであつて、其餘のものは何れも、私の意思ではありませんから、私は其の責任は負ふことが出来ません。

先日、省議會で五權憲法の主旨を説明しましたが省議會の諸君に對し、私は其の通過を議決し以て廣東國會に、五權憲法を制定し治國の根本法となさんことを要求する様、衷心より願つておきました。

本日は側面的觀察によつて、五權憲法を説明致しました。時間がさし迫りまして、充分に思ふことを述べ盡しませんが、諸君、願はくば、共に御研究の上、併せて五權憲法に御賛成あらんことを切望して息まない次第であります。(拍手……)

## 第二編 國民黨政綱

### 第一章 對外政策

一、外人租借地、領事裁判權、外人關稅管理權を初めとし、凡そ、外人をして中國疆域内に於て、一切の政治的權力を行使せしめ、中國の主權を侵害せしむるが如き一切の不平等條約は皆當さに之を取消し、改めて、双方平等にして相互に主權を尊重するの條約を締結すべし。

二、凡そ、自ら進んで一切の特權を拋棄せんとする國家、及、中國の主權を破壊するの條約を廢止せんとする國家は、中國に於て總て之を最惠國と爲すを承認せんとす。

三、中國と列強との間に締結せる其他の條約にして、中國の利益を損傷するものあらば、須らく、重ねて新に之を審査し、務めて双方の主權を害せざるを以て原則と爲すべし。

四、中國の借款せる外債は、當さに、中國が政治上及び實業上に損失を受けざる範圍内に於て、之を保障し且之を償還すべし。

五、庚子賠償金は全部之を教育經費に充當すべし。

六、中國領域内に於て、責任を負はざる政府、例へば賄選僭立に因る北京政府の如き政府の借款せる外債は、人民の幸福を増進せるものに非ずして、軍閥の地位を維持せるものなり。因て斯の如き賄選、横領、盗用を行使する借款は、中國人民は之が償還の責任を負はず。

七、各省の職業團體（銀行界商會等）社會團體（教育機關等）を召集して、會議を組織し、外債償還の方法を計畫準備し、以て、債務に因る困憊の爲めに陥れる、殆ど國際的半殖民地的地位より脱離せんことを求むべし。

## 第二章 對 内 政 策

一、中央及び地方の權限に關しては、均權主義を採行す。

凡そ、事務にして舉國一致の性質を有するものは、之を中央に歸屬せしめ、地方に依つて制定宜しきを得る性質のものは之を地方に歸屬せしめ、中央集權制或は地方分權制に偏せざるを要す。

二、各省の人民は、自ら其の憲法を定め、自らその省長を選舉するを得、但し、省憲法は國家憲法と相抵觸するを得ず。

省長は一面該省自治の監督を爲すと共に、他面中央の指揮を受け、以て國家の行政事務を處理す。

三、縣を確定して自治單位と爲す。

自治の縣に在りては、其の人民は、直接官吏を選舉し、之を罷免するの權を有し、又、直接法律を創制及び複決するの權利を有す。

土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林河沼の利得、鑛產水力の收益は、皆地方政府の所有と爲し、以て地方人民の事業を經營し、且つ、育幼、養老、濟貧、救濟、衛生等各種公共の需要に應ず。

各縣の天然富源、及び大規模の商工業にして、當該縣の資力を以てしては、創設發展し能はざるものは、國家は當に之に補助を與へ、其の得る所の純益は國家と地方とに於て之を均分す。各縣の國家に對する負擔は、當に縣歲入の百分の幾何を以て、國家の收入と爲すべく、其の限度は百分の十を下るを得ず。又、百分の五十を超ゆるを得ず。

四、普通選舉制を實行し、資産を以て標準とする階級選舉を廢除す。

五、各種の考試制度を改定し、以て選舉制度の不備を補ふべし。

六、人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由權を設定す。

七、現時の募兵制度は、漸次之を改めて徴兵制度と爲し、同時に、下級士官及び兵卒の經濟狀況の改善に留意し、竝に、其の法律上の地位を向上せしめ、軍隊に農業教育及び職業教育を施行し、士官の資格を嚴定し、士官任免の方法を改革す。

八、田賦、地稅の法定額を嚴定し、規定外の徵收を一切禁止し、釐金等の如き類は、當に一切之を掃廢すべし。

九、戸口を精査し、耕地を整理し、糧食の生産消費を調整し、以て民食の均衡と充足とを謀る。

一〇、農村組織を改良し、農民の生活狀態を向上せしむ。

一一、勞働法を制定し、勞働者の生産狀態を改善し、勞働團體を保障し、竝に其の發展を扶助す。

一二、法律上、經濟上、教育上、社會上に於て、男女平等の原則を確認し、女權の發展を促進せしむ。

一三、教育普及を勵行し、全力を盡して兒童本位の教育を發展せしめ、學制系統を整理し、教育經費を増加し、竝に其の獨立を保證す。

一四、國家は、土地法、土地使用法、土地收用法、及び、地價稅法を規定す。

私人所有の土地は地主より其の評價額を政府に申告し、國家は從價によりて之に徵稅す。又必要の場合には、申告價格に由りて之を買收することを得。

一五、企業にして獨立的性質を有するもの、及び私力を以てしては經營し能はざるもの、例へば、鐵道、航路の如きは、當に國家に於て之を經營管理すべし。

以上列擧せる細目は、總て吾人が本黨政綱の最小限度と認むる所にして、且つ、現下の中國を救濟する第一歩の方法と認むる所也。

## 第三編 國民政府建國大綱

- 一、國民政府は革命の三民主義及五權憲法に基きて中華民國を建設す。
- 二、建設の第一は民生に在り、故に全國人民の衣食住行の四大需要に對しては、政府は人民と協力して共に農業の發展を謀りて民食を充足せしめ、職業の發展を謀りて民衣を裕にし、大計畫の各種家屋を建築して民居を樂ましめ、道路運河を修治して民行を便利ならしむ。
- 三、第二は民權とす。故に人民の政治的智識能力に對しては、政府之れを訓導し、選舉權、罷免權、創制權、複決權を行使せしむ。
- 四、第三は民族とす。故に國內の弱小民族に對しては、政府は之を扶殖し、之をして自決自治するを得せしむ。國外の侵略的強權に對しては、政府は正當に之を防禦すると同時に、各國との條約を改修し、以て我國際的平等と完全なる國家の獨立とを恢復す可し。
- 五、建設の順序を分ちて三期とす。一を軍政時期と云ひ、二を訓政時期と云ひ、三を憲政時期と云ふ。

六、軍政時期に在りては、一切の憲度は悉く軍政の下に隸屬し、政府は一面兵力を以て國內の障礙を排除すると共に、他方、主義を宣傳して全國の人心を開化し、國家の統一を促進す。

七、凡そ一省の完全に定まるの日を以て訓政開始の時とし、軍政停止の時期と爲す。

八、訓政時期に在りては、政府は訓練して試験に合格せる者を各縣に派遣し、人民と協力して自治の籌備を爲さしむ。其の程度は全縣の人口調査を明確にし、全縣の土地測量を爲し、全縣の警備を完備し、道路を修築竣成し、其の縣の人民に四權使用の訓練を授けて國民の義務を完全に果さしめ、革命の主義を實行し、縣官を選擧して一縣の政事を執行せしめ、又議員を選擧して以て一縣の法律を設定し得るに至り、斯くて始めて完全なる自治縣を爲すものとす。

九、一旦完全なる自治縣となれば、其の縣民は直接、官員選舉、官員罷免、法律創制、法律複決の權を有す。

十、各縣に自治開始の時は、先づ全縣の私有地の價格を規定するを要す。其の方法は地主自ら地價を報告するものとす。地方政府は右價格に準じて徵稅し、且つ、隨時代價を支拂ひて買収することを得。評價後、若し其の土地が、政治の改良、社會の進歩等に依りて増價せる場合は、其の利益は全縣人民の共に享受す可きものにして、地主は自ら之れを私することを得ず。

十一、土地の歳收、地價の増益、公有地の生産、山林沼澤の利益及鑛産、水力の利益は皆地方政府の所有とし、以て地方人民の經營する事業及育幼、養老、救貧、救災、醫病其他種々の公共事業に充用せしむ。

十二、各縣の天然富源及大規模の商工業にして、該縣の資力を以てしては開發する能はず、外資に依らざれば經營する能はざるものに對しては、中央政府之れを協助す。而して之が所得の純利は中央地方兩政府に於て折半するものとす。

十三、各縣は中央政府に對し、自縣の歳入の百分の幾何かを負擔して中央政府の歳費と爲す。其の額は毎年國民代表に於て之を決定す。其の限度は最少額を百分の十とし、最大限百分の五十を超ゆること得ず。

十四、各縣は地方自治政府成立後、國民代表一名を選擧することを得、以て代表會を組織し中央政事に參與せしむ。

十五、凡そ被選候補者及官員の任命は、中央及地方の論なく、總て中央に於て考試し資格者たることを認定せらるるを要す。

十六、凡そ一省内の縣全部が完全に自治を達成したる時は、之を憲政開始の時期と爲し、國民代表

會は省長を選挙して、該省自治の監督と爲すことを得。該省内の國家行政に關しては、省長は中央の指揮を受くるものとす。

十七、此の時代に在りては、中央と省との権限は均權主義を採用す。凡そ事務にして全國一致の性質あるものは中央の権限に歸屬せしめ、地方的特權の性質あるものは地方に歸屬せしめ、中央集權或は地方分權に偏せざらしむ。

十八、縣は自治の單位たり。省は中央と縣との中間に立ちて聯絡の運用を爲すものとす。

十九、憲政時期に在りては、中央政府は五院の設立を完成し、五權の治を試行す可し。其の序列は

一、行政院 二、立法院 三、司法院 四、考試院 五、監察院と爲す。

二十、行政院には臨時に左記の各部を設置す。

一、内政部二、外交部三、軍政部四、財政部五、農礦部六、工商部七、教育部八、交通部。

二十一、憲法頒布以前には、各院長は皆總之れを任免督率す。

二十二、憲法草案は、建國大綱及訓政憲政兩時代の成績に鑑み、立法院に於て制定し、隨時民衆に宣傳して採擇施行の準備を爲す。

二十三、全國過半數の省にして、憲政開始時期即ち全省の地方自治完成の時期に達せば、國民大

會を開き、憲法を決定して之れを頒布す。

二十四、憲法の發布後に於ては、中央の統治權は國民大會に歸屬して之れを行使す。國民大會は

中央政府の官吏に對し、選挙權、罷免權を有し、中央の法律に對し、創制權、複決權を有す。

二十五、憲法頒布の日は即ち憲政告成の時にして、全國國民は憲法に依り全國大選挙を施行す。

國民政府は選挙終結後三箇月にして解職し、政權を民選の政府に讓る。茲に於て建國の大功は即ち完成す。

民國十三年四月十二日孫文書

## 第四編 地方自治開始實行法

地方自治の範圍は、一縣を以て其の充當區域と爲し、若し一縣を其の區域と爲し得ざるときは、數村を合し、四五里平方の田野を之に附し、一試験的實行區域と爲すべきである。

地方自治の目的は民權民生の二主義の實行に在る。故に其の地方が試験的實行に耐へ得るや否やは、總て該地方人民の思想知識を酌量の上決定すべきである。

充分に自治を鼓吹し終り、自治の思想が既に普及したならば、則ち次に列舉せる六事項に就きて、之を試験的に施行し、其の成果を收むるを俟つて、逐次其他の事項に及ぼすべきである。其の事項の順序左の如し。

一、戸數人口の調査

二、地價の決定

三、自治

四、道路の修築



- 五、荒地の開墾
  - 六、學校の設立
- 次に、以上六項に就いて説明を試みることにする。

## 第一章 戸数人口の調査

土着者なると寄留者なるとを問はず、其の他に住居する者總てを以て標準となし、一樣に戸籍原簿を作成して自治團體に加入せしむ。之を要するに茲に建議せる地方自治團體は、只一の政治組織たるのみならず、又實に一の經濟組織なのである。

輓近、文明諸國に於ける政府の組織は、漸次政治より經濟に及ばんとしつつある。

中國に於ける古代の政治は、教養をも併せ行つたものであるが、後、退歩せる政府は、教養の職務を放棄して、人民の自教自養に委ね、消極的に、人民が自家を擾亂するが如きことをさへしなければ、以て善政となした。

漢唐に至るまでは、未だ保民理民の職責が能く保持せられ、此の事を放棄するが如きことはなかつた。故に、外に對しては強敵を抑へ、内に在つては不平の怨聲を聞くことがなかつた。然る

に後世に至り、遂にそれすら亦放棄して顧みられざるに至つた。爲めに國は亡び、政治は破れ、遂に元興りて滅ぼされ、其後又清の爲に滅ぼさる所となり、文明の華胄、異族の爲に荼毒せらるること、殆ど三百有餘年、眞に悲惨なりと謂はざるを得ない。

今や祖業舊體に復し、民國茲に建設せられたりと雖、政權を把握するものは、尙ほ清朝亡國の大夫等に過ぎない現状に在る。而も彼等の輩の政を爲すや、只國民を擾亂し、之を慘害することのみを之れ事とし、世界の大勢に疎く、私利私慾のみ顧み、多くの不義を敢てして憚かる所がない。故に彼等は、遠からずして文化潮流の淘汰を受け、臆て自滅するに至るであらうことは疑ふべくもない。

惟ふに民國人民は、自計して速かに地方自治を實施し、以て民國萬年有道の基礎を確立しなければならぬ。

宜しく如上の方途に依り、世界の潮流に順應して、最新の理想を採用し、以て高尚且進歩せる自治團體を組織し、全國人民の福祉を圖ることが緊要である。

恣くして、一縣にして其の施行に因り好結果を收め得れば、他縣は必然的に、先を争つて模倣實行の域に進むであらう。斯くして均しく其の義務を盡し、權利を享有せしめ得るのである。

元と元と土着者であつて、他地方に赴きたる場合は、其の家族に之に代はつて義務を盡さしむることとし、再び家に還れば、即座に権利を享有することを得せしめ、然らざれば、其の家に歸れば、之を寄留籍として取扱ひ、若干年其の地に居住し、義務を盡したる後、自治團體の権利を享有し得るものとする。

一地方の人民中、其の權を享有しつつ、且つ必ずしも、其の義務を負ふに及ばざるものがある。即ち、

(一) 未成年者

其の年齢標準を二十歳とするか、又は十八歳を以て成年とするかは、該地方の適宜に依り、法律を以て之を規定する。

此等の未成年者は悉く、地方教育を受くるの權利を享有する。

(二) 老人

其の年齢を五十歳を以て標準とするか、又は六十歳を以て其の標準とするかは、該地方の適宜に依り、法律を以て之を規定する。

此等の老人は皆、地方より扶養を受くるの權利を享有する。

(三) 癡疾者

此等の不具者は、地方團體の扶養醫治を受くるの權利を享有する。

(四) 妊婦

妊婦は、妊娠中は一箇年間義務を免除せられ、當該地方の扶養を受くるの權利を享有する。

以上の各場合を除き、其餘の人々は、必ず義務を盡すを要し、權利を享有しつつ、義務を盡さざるものは、一切の權利を停止する。故に戸口調査の時には、須く之を分類登記し、毎年一回之を整理し、其の變更を註記し、當該年度の原簿に記入するものとする。

## 第二章 機關の設立

人口戸數を調査したる後、始めて自治機關の組織に着手することが出来る。

凡そ成年に達したる男女は悉く、選舉權、創制權、複決權、罷免權を有する。

地方自治の創始に當つては、先づ選舉權を行使し、人民選出の職員に依りて、立法機關及執行機關を組織せしめねばならぬ。

而して執行機關の下には若干數の専門局を設置し、専門局は地方の適宜に依つて之を定め、當

初は簡便を以て旨とすべきである。

而して其の主要なるものは、糧食管理局であつて、此の糧食管理局は當該地方の人口を酌量したる上、少くとも一年間の食糧を蓄藏準備し、一地方の農産物は、先づ該地方の食用に供し、然る後之を他地方に賣出すことを許すこととする。故に、食糧は地方公局を経て賣買し、人民必需の食料には最も低廉の價格を附し、且つ、之を永續的に決定せしめ、自作自供の農耕者以外の者に就ては、其の家族人數に比例したる食料のみの購入を許し、之を轉賣の上、利益を圖ることを禁じなければならぬ。

又地方食料の剩餘は、公局に於て之を他地方に轉送賣却し、其の餘分の利益は地方の公有に歸し、以て公益の用に使用する。

其他「衣」「住」「行」の三種の需要に對する生産製造機關は、皆地方の管理に屬し、逐次専門局を設置して管理することとする。

人民の地方團體に對する義務に至つては、各人は毎年一箇月或は二箇月間、其の勞力を提供することとし、人民の希望に依つて、法律を制定して之を規定する。而して一ヶ月は三十日を以て標準とし、一日は時間を以て計算する。又其の勞力の提供を欲せざるものは、同等の代價を自治

機關に納付せしめる。

自治機關は、毎年豫算決定及施行計畫の事業を公布し、人民の同意を得ることを要する。

### 第三章 地價の決定

若し以上二項の施行宜しきを得たるときは、一縣百數十人の人民或は、數箇村一二萬の人民を合して、一政治的及經濟的性質を帯びたる共同團體としたならば、其の地方は必ず豫想外の進歩發達を爲すであらう。

且つ又、其の土地に及ぼす影響も必ずや甚大であつて、禿山變じて森林となり、石田は沃壤となり、僻地は市街となり、以前は一畝數元に過ぎざりし土地も、社會の進歩發展に依つて、其の地價は一畝數百元乃至數千元に高騰し、其の所有者は心を勞せず、力を費さず、居ながらにして莫大なる利益を享けることになるであらう。

然るに、此の利益が如何にして生じたるものなるかを仔細に考察するに、之れ則ち大衆の努力の賜に外ならないのである。

大衆が其の心身の努力を傾注し、以て社會事業を經營したる結果、僅に百數十の地主のみが、

其の成果を享有し得るとせば、天下の不平之れに過ぐるものがあるであらうか。之れ當初に於て先づ地價を定めて置き、其の上にて公共事業を爲さざるべからざる所以である。

地價を決定する方法は如何にせば最も簡便であり得るか。

十年前、英國は從價徵稅法を施行し、其の方法として、地價決定に際しては一専門官（判定官）を設置して地價を評價し、官吏が見積り終れば、地主は其の所有地の評價に比例して、百分の幾「パーセント」かの税金を納付することにした。此の時、若し地主が判定官の爲せる評價を高きに失するものと爲し、納税を肯んぜざるときは、當該裁判所に上訴し、裁判所の再判定を以て其の準據と爲すのである。又其の地價決定に就ては、二級の特別機關を設けて専ら之を處理せしむることとしたのである。

英國人は之れを以て便利なる方法と思惟したのであるが、吾人が初めて地方自治を布くに際し、若し此の例に倣つたならば、吾人に不便なるのみならず、事實上亦種々なる障害の爲澁滯難行に陥るであらう。然らば則ち、吾人は當に如何なる方法を以て之れを行ふべき乎。

私は地主自らが其の地價を決定するを便利なりと信ずる。其方法は、地價の百分の一を徴し地方自治の經費と爲し、一畝十元に値するものは十錢を納め、百元の地價を有するならば一元を税

として納入し、千元に値するものは十元の税を納付せしめるが如くするのである。

以上は徵稅の一方面であつて、地主の申告が、地價に比して過大なると過小なるとを問はず、其の申告せし價格を永続的に固定せしめて置き、後、公共團體が土地を買収する場合に於ても、悉く此の申告價格に準據し、隨意に價格を増減することを得ざることとし、且つ其後に於ては、總て土地の賣買は團體の媒介に依るを要し、私に自由賣買を爲すことを許さず、原所有者は何時たりとも所定の地價にて買戻して爲すことを得るが、將來上騰する價格は地方團體の公有に歸することとする。

斯くの如き方法を実施したならば、社會は發展し、地價は愈々上騰し、團體は益々富を増加するであらう。而して右は皆、民衆の勞力の結果に依つて發展したものであるから、其の利益も亦民衆に於て之を享有することとなり、斯くて不公平なる土地壟斷及資本專制等の弊害を避け得る。且つ又、之によつて社會革命、罷業騒動等も漸次消滅を期し得るであらう。

此の土地價格の決定は、實に我國民生の根本的大計畫であつて、地方自治團體たると中央政府たるとに論なく、均しく、之を以て頭緒第一の急務とせねばならぬ。

而して地方自治機關に依つて、此の地價決定制定を実施したるときは、地方全體が、地租人頭

税の納付に便なる様に、當該縣を擔當すべきであり、餘剰収入は悉く地方自治の經費に充當することとする。

自治團體は、省政府或は中央政府の定むる條例に對しては、恒久的に之を勵行遵守して行かねばならぬ。然し、中央政府の手を経て本制度を實施したるときは、實收せる地租人頭税を除きたる爾餘の八九割を控除して、地方の經費に充て、一二割を中央政府に歸せしむることとする。故に若し、全國的に本事項を實行することを得たならば、中央政府の財力は少からず増加を來たし、相當巨額の經費を支辨し得ることとする。

#### 第四章 道路の修築

道路は文明の母であり、又富財の脈道である。

試みに世界に於ける所謂最高文明國を見れば、其等が、道路の最も多い國であると言ふ事實に徴しても、之を證明することが出来るであらう。

中國に於ても最も繁盛なる區基は、最も交通の便利な地方であるが、之亦その一證を爲して居る。故に吾人は、地方自治により文明の進歩と實業の發達とを圖らうとすれば、大いに道路の修

築を行はなければ、其の目的を達することは出来ない。

凡そ道路の通ぜる地方は、之が爲に人口繁盛となり、地價も之が爲に増大し、産業亦振興し、社會は大活動を爲し得るのであつて、道路は實に地方の文明、未開及富裕、窮困を左右する處のものである。

地價既に決定せられたるときは、自治範圍内に於て、團體は自由に道路を規劃し、地方の交通網を決定することを得、而して人民は協力して道路の修築に従事すべく、所謂人民の義務勞力は、先づ第一に本事業に適用するを可とする。

道路は幹線、支線の二種とし、幹線道路は二臺の自動車が同時に通過し得る道幅を限度とする。此等の車道は宜しく當該區域内に縦横に網布せしめ、又隣接地の道路と連絡する様にせねばならぬ。

道路修築完了後は、幹線支線各個別々に管理し、時々之を修理して破壊に委せしめない様にす。若し該地方に水路交通があるならば、時々修理を加へて之を保存し、少しも停滯堆積せしめざる様注意し、以て水陸交通の兩全を期すべきである。

道路一旦開通したるときは、全國は直ちに其の舊觀を改め、之に依つて地方に於ける進歩は、

洵に驚駭に値するものあるべきを疑はない。

## 第五章 荒地の開墾

凡そ、荒地には二種ある。

- (一) は地租納入者なき土地であつて、斯かる荒地は、自治團體に於て之を管理開墾する。
  - (二) は納税者あるも現在耕作せられて居ない土地である。此種の荒地に對しては、百分の十に相當する重税を課し、其の開墾せらるるに及んで之を停止すべく、若し三年後に至り、猶ほ開墾せられざるときは、之を沒收し、公共團體に於て之を開墾管理することにする。
- 凡そ山林、沼澤、水利、鑛山は皆團體の所有に歸し、自治團體に於て之を管理開發する。而して開墾後に於ける管理方法も亦之を二つに分ち
- (一) 一年以内に收穫し得るもの、即ち、五穀蔬菜等を植付けたる土地は、小作人に賃貸して之を耕作せしめる。
  - (二) 數年或は數十年を経過し、始めて收穫を見るが如きもの、即ち、森林及び果樹、藥草採集地の如きは、寧ろ自治團體に於て之を直接管理し、其の開墾事業は、義務勞力に依つて之を爲す。

斯の如くせば、數年後には自治區域は變じて、桃源の樂土、錦繡の山河と化せしむることも可能である。

## 第六章 學校の設立

凡そ自治區域の少年男女は、皆教育を受くる權利を有する。

授業料、書籍、學童の衣食は、自治團體より之を供給することとする。

學校の等級は、幼稚園より小學校、中學校と相次いで、一級一級と上進し、大學に至つて止む。少年を教育する外、公共の講堂、圖書館、夜學を設けて、年長者の智識養成の機關と爲す。或は此等の經費の出づるに由なきを疑ふ者無きを保し難いが、右は何等憂ふるに足らない。何故ならば、人民の一箇月の義務勞力の結果を以て、此の費用を支出することを得るからである。若し尙ほ不足なるときは、義務勞力を増して、五日、十日或は一箇月をより多く奉仕せしむれば、それ以上不足を訴ふることはあるまい。

一地方に於て、若し各人各々其の長とする所を傾けて團體の爲に、一二箇月の義務に服し、農業に長じたるものは團體の爲に荒地の開拓をしたならば、食糧は充足し、又機織に長じたるもの

は團體の爲に布を織つたならば衣類は充足するであらう。尙ほ又建築に長けたるものは、團體の爲に家屋を建造すれば屋舎は充分となる譯である。

斯の如くすれば、少年男女の衣食住が義務勞力の奉仕に依つて成就せらるるのである。又自治區域の人々が皆二本の腕を有する以上、全力を擧げて其の長所とする處に心身を傾注したならば、萬事は茲に完備するに至るのである。又必ずしも寒村僻地に、稍々困難と認めらるる大金を求めずとも、公債を募集すれば能く自治を行ひ得るであらう。只、人々が、双手を以てすれば何事をも爲し得ることと、勞働は神聖なることを知れば、それで充分なのである。

若し我等の力を以てしても及び得ないものがあるならば、我等の生産する食糧の原料を、自治團體内に於て一括して外國に賣却し、其の精巧なる機械と交換して、以て我が手力を補ふことにすれば、生産は日に加はり、富財も亦自から充實し得るのである。

學校の目的は、讀書、識字、學問、知識の外、双手の萬能にして爲すべきものなることに意を注ぎ、力めて實用に適する様に謀るを要する。凡そ双手の生産を助け得る機械は、夫を模倣して、精密の上にも尙ほ精巧を求め、力めて我國をして自ら之を造り、延いては實業の發達を期し得る様にせねばならぬ。之れ亦學校の責務である。

學校は文明進化の源泉なるが故に、學校が設置せられて後、地方自治は始めて進歩發達を遂ぐべく、故に人生に必要な衣、食、住、行の外、學校には特に注意を要するのである。

自治開始に對する以上の六項は、其の成功につれ漸次之を他の事項に及ぼさねばならぬ。

而して、其後に於て地方自治の爲に實行すべき重要な事項は、農業組合、工業組合、交易組合、保險組合等である。

以上の外、自治區域以外の運輸貿易に就ては、自治機關に於て専門局を設置して之を經營すべきである。

以上述ぶる所は自治機關の概要であるが、斯の如くして、一縣より各縣に推し及ぼし、以て全省全國に至つたならば、民國の基礎之に依つて克く確立を期するを得るのである。

切に同志の士に之が努力實行を望んで息まない。

## 第五編 講演及び談話篇 (上)

### 一、中國民主革命の重要性

一九〇五年(光緒三十一年)東京に於ける歡迎會の  
席上にて

余が往年民族主義を提唱した頃は、之に應じて來り和する者は僅に會黨のみであつて、中流社會以上の人は實に寥々たるものであつた。然るに其後數年を経て思想の進歩に伴ひ、民族主義は一日千里の勢を以て社會の各方面に浸潤し、今や殆ど革命の必要を認めない者は無い様になつた。余不肖なりと雖、曾て民族主義の發展に力を致し、今之が爲に諸君に歡迎されることは、實に我國の爲に慶賀すべきことである。惟ふに諸君が日本に來たのは日本の文明を學ぼうが爲である。然るに其の日本の文明は固有のものではなくて、元之れを中國に取り、其後更に泰西に學んで得た所のものである。故に中國が其の固有の文明を再興せしむるに於ては、日本を凌駕し得ることは何等疑ふ餘地の無いことである。



中國は只に日本を凌駕し得るのみではない。余は今回米國より英國に渡り、更に獨佛等の諸國を歴遊したが、古代文化の中心地たりし埃及、希臘、羅馬等の文化は現在皆既に觀るに足るもの無き状態である。彼等「アリアン」民族の文明は數百年前より發達し來つたものであるが、我が中國の文明は五千年前既に著しい進歩を示してゐたもので、此點全く歐米人の遠く及ばざる所である。只其後中國は保守的傾向を辿つた爲、彼等西人のみが獨り進歩する結果となつた。然し中國に於ける近時十年來の思想の變遷には異常の速度があるから、此の速度を以て推移すれば、十年二十年の後には歐米の文明は悉く我が國に於て有することとなり、或は之に勝ることも不可能事ではないであらう。蓋し如何なる國でも更新し得ないと言ふ理は無いからである。彼の英京倫敦の如きも曾ては電車が無く馬車を用ひてゐた時代があつた。日本も亦然りである。余が先度日本を去つて未だ二ヶ年にもならないが、今回來て見れば實に隔世の感がある。則ち前回の馬車は今や悉く電車に改つてゐるではないか。數年後の中國も同様に必ずや今日の中國とは異なるであらう。中國の領土と人口とは皆各國の及ばざる所である。吾人が生を中國に享けた事は實に幸福と言はねばならない。各國の賢豪は我國の如き舞臺を得て、それを利用することを欲してゐるが皆不可能なのである。而も我等は既に此の大舞臺に據つてゐる。然るに反つて倚る所なく、數年蹉

跌し、寸功も展びずして、此の絶妙の山河を依然異族の支配に委ね、今に至る迄、猶之を光復し一大共和國を建てて世界に誇示し得ないのは實に羞づべきことの極みである。歐米人は吾人が此の土地を利用し得ないことを知つて、竟に狡然たる思を逞しうするに至つた。之が爲に中國人は事情の日に切迫するのを見て心中危懼の念に耐へないものがある。然し苟も吾人に於て發憤して強盛を圖るならば、彼等白人も敢て我國を窺ふ様なことは無いであらう。此際自立を思はず、徒に人を懼るるを以て事と爲すが如きは、決して計の得たるものではない。

此の故に余は諸君に、只だ中國振興の責任を各自の雙肩に負はれんことを願ふものである。日本の維新の初めに於て、其の原動力となつた者は僅に數名の志士に過ぎなかつたが、僅々三十餘年にして六大強國の一と迄なるに至つた。吾人の今日の行動も臆には必ず同一の効果を收め得るであらう。

人或は謂ふ。今日の中國は諸般の事が皆幼稚であるから、速かに効果を擧ぐることは到底不可能であると。然し事實はさうではない。成程各國に於ける機械器具の發明は、皆數十年を経て初めて完成されたものであるが、其の模倣は數年で足るのであつて、中國今後の情況についても同様のことが言ひ得るのである。

又謂ふ。各國は野蠻な時代から専制の時代となり、専制から君主立憲となり、君主立憲の時代を経て初めて共和政體となつた。其の間次序井然たるものがめる。中國の現在は君主立憲政體を採るべき時代であつて、中間の階梯を飛んで共和政治を實施することは不可能であると。此の説も亦誤謬である。鐵道の敷設に於ても之を知り得るであらう。汽車は始め極めて粗惡なものから漸次改良されたものである。然し今中國に鐵道を敷設するとすれば、敷設の最初に當つて如何なる式の汽車を採用するか。極惡なものか、改良された最新式のものか。勿論後者でなくてはならない。此の例によつても是非は自ら昭然たるものがある。

彼の「フリツピン」は土蕃乍ら、能く西班牙、米國の二大國を拒いで共和國を建てた。又北米の黒人は以前皆鹿豕の如く蠢動してゐたのであるが、今や悉く自由の民となることを得た。共和が中國に不可なりと言ふことは、換言すれば中國人は「フリツピン」人や北米の黒人にも及ばないものであると言ふことである。此の故に吾人は中國に共和は不可なりと言ふことは出來ない。而も敢て不可なりと謂ふが如きは、之れ進化の公理に反するものであり、文明の眞象を知らざるものである。且つ世界に於ける立憲政體は流血を経て初めて得られたものであるが、同じく流血の代償を拂ひながら直に共和を企圖せずして、何が故に不備不完なる立憲を目標とする必要

があるが。語に曰く「法を上に取りて僅に其の中を得」と。其の中を擇んで法を之に取るが如きは智者の爲さざるところである。諸君は此等の謬れる思想を悉く淘汰し、中國と中國人との幸福の爲に最上の改革に着手せられんことを望む。

## 二、三民主義と中國の前途

—光緒三十一年（一九〇六年）民報創刊紀念祝賀會に於て—

諸君、本日諸君が勇躍來集されたに付て、余は只單に之を喜ぶばかりでなく、大なる覺悟を有するものである。本日は民報創刊紀念の祝日である。そして民報の講ずる所は、中國民族の前途に關する問題である。本日來集された諸君は、必ずや中國の前途を念慮して居られることと思ふが、更に此の機會に大に此の問題を研究しなければならぬ。

民報發刊以來已に一年を経過した。此の間本報が講じた所の大主義は、第一民族主義、第二民族主義、第三民主主義である。

民族主義を理解するには如何なる研究を必要とするか。果してそんな研究を必要とするものであるが。此點今之を一個の人に譬へてみれば、誰れでも其の父母は一見明瞭に之を知ることが出

來るし、兩親を行路の人と同一視することは出来ない、又通りかかりの人を自分の父母と考へることも出来ないが、民族主義も之と同様なものであつて、元來種族性から出發したものである。滿洲人は入關以來今日迄已に二百六十餘年になるが、我々漢人は、子供でも、滿人を見れば、夫れが滿人であることがわかり、漢人と間違ふ様なことはない。之が即ち民族主義の根本である。只茲に知らなければならぬ最も重要な一時がある。それは民族主義が決して異種族を排斥するものではないと言ふことである。吾人は只異種族のものが、我民族の政權を奪ふことを拒否するだけなのである。之は我々漢人種に政權があつてこそ、始めて國を保存し得るものであり、政權を異種族に把握せしむる時は、國は存してもそれは我々漢人の國ではなくなるからである。我々は現在此の國と政權とが、何處にあるかを知らなければならぬ。我々は已に亡國の民となつてゐるのである。地球上に住息する人類の總數十數億の内、我々漢人の數は四億で、全數の四分の一の多數を占めて居り、地球上の最大民族であり、最古の文明を有する國であると言ひ得る。而も我々は今や亡國の民となつてゐるのである。誠に奇怪なことではないか。彼の人口二十萬に過ぎない南阿の小國（那非洲杜國）は英國が之を亡さんとするや、三年の久しきに互つて之と争ひ、人口數百萬に過ぎない「フィリッピン」も米國の攻略に對して數年間之に對峙し得た。然るに我々漢族は亡

國の民たることに安んじてゐるのである。往昔我が漢族は、其の亡國時代に於ても、滿洲族に服従はしなかつた。眼を閉ぢて史上我等の祖宗の流血河を成し、伏尸野を蔽うた光景を想起すれば、彼等は充分子孫に對して恥無きを得るが、只耐へられないことは、子孫たる我々の現在の態度である。亡國以來漢人は滿洲政府の愚民政策に對して、表面上之に服従したかの如く見えたが、心の中では決して斯る状態に甘んじてはゐなかつた。そして之が爲に數度の義兵を擧げた。其後最近に到つて、我々漢人の民族革命の風潮は、一日千丈の勢となり、之に對して滿人も排漢主義を唱ふるに至つた。彼等は常に彼等の祖先は團結力と武力とを有し、之を以て漢人を征服した。故に永く此の力を保存して、久しく漢人の上に居らなければならぬと言つてゐる。彼等の此説たるや元より正しい。然し之には他に今一つの最大なる原因があるのである。それは我々漢人に團體が無いからである。我々漢人に若し團體があつたならば、其の力量は他に比して幾千萬倍となり、民族革命の事も決して不成功を怕るる必要はない。余は嘗つて、民族革命は滿洲民族を盡く滅すものであると言ふ説を聞いたことがあるが、之は大なる謬りである。民族革命の主因は滿洲人に滅亡させることに甘んぜず、又彼等が我々の政治に主となることを欲せず、之が爲に必ず彼等の政府を撲滅し、我等漢民族の國家を復興せんとするに在る。故に我等は決して滿洲人を恨むもの

ではなく、漢人を害することに於てのみ、滿洲人を恨むものなのである。従つて若し我々が革命を實行する際、彼等が我々を阻害しないならば、我々は決して彼等を仇敵とする様なことはないのである。彼等が當初漢族を滅した際、彼等は城を攻め破り、更に十日間の虐殺を敢てした後、始めて其の力をさめた。斯る事は人類の爲すべきことではない。故に我々は斯様なことはしない。彼等が來つて我々を阻害する場合にのみ極力彼等を懲戒し、彼等をして我々と並立し得ざらしめんとするのである。現在の情勢よりすれば、滿洲政府は排漢主義を實行し、中央集權を謀り、憲法を愚民政策の具たらしめんとし、彼等の心理は日を追うて悪化しつつあるが、彼等が死命を賭して政權を把持せんとする理由は、我々漢人が彼等を剿滅するだらうことを惧れるからであつて、之が爲に其の騎虎の勢力を如何とも爲し得ないのである。故に我々は必ず民族革命の目的を明かならしめねばならない。そして若し滿人が依然此種の妄想を抱き、續いて政權を把持し、漢族を制馭せんとするならば、漢族としては一日も之を坐視することは出來ないのである。此點諸君も同見であらうと思ふ。

民族革命の大要は斯の如きものであるが、民權主義に至つては、之が政治革命の根本をなすものである。將來民族革命實行後に於ては、現在の劣悪なる政治は固より一掃し得るであらうが、

更に彼の劣悪なる政治の根本をも除去しなければならぬ。即ち中國は數千年來君主專制政體であつたが、此種の政體は自由と平等とを尊ぶ國民の甘んじて受け得るものではない。而して此種の政體を除去するには、單に民族革命のみによつては成功し得ない。彼の明の太祖は蒙古を驅逐して中國を恢復し、其の民族革命は成功したが、彼の行つた政治は依然漢唐宋等と殆ど異なる所無きものであつた爲に三百年の後、又外人に侵入さるるに至つた。之は其の政體が悪かつたからであつて、決して政治革命が悪かつたからではない。政治革命の手段の研究には非常な努力を要するが、其の着手は民族革命と並行すべきものである。我々が滿洲政府を推倒し、滿人を驅除せんとする其のことは民族革命であるが、君主政體を顛覆することは政治革命である。そして此等の兩者は二回に分つて二度に之を爲すのではない。我々の政治革命は結果から見れば民主立憲政體の樹立であつて、現在の政治は漢人による君主政體であるから、之に對する革命を行はなければならぬのである。

佛蘭西大革命と露國の革命とは種族の問題を伴はず、純然たる政治問題によるものであつた。佛蘭西には已に民主政體が成立し、露國の虛無黨も亦同様の目的を達せんとしつつある。中國の革命後に於ても、此種政體が最も適當したものであることは、人々のよく知る所であるが、茲に

最も重要な他の一つの問題がある。それは革命家達が若しも皇帝思想を抱有するならば、究局に於て革命は國を亡すだらうと言ふことである。中國人は從來國家を私人の財産と心得てゐた爲に、草昧の英雄が崛起して彼此相争ひ、争つて目的を達しなければ、各々一地方に割據して相降らず、此の爲に往々二二百年に亘つて國內が分裂し、而も猶平定されざる如き状態であつた。現今中國に對し、列國皆虎視眈々たる時に當つて、若しも革命家が相互争ひ四分五裂するが如きことがあるならば、之れ誠に自らを亡すものと言はなければならぬ。近來志士達は皆外人が中國を瓜分するだらうことを怕れてゐるが、余の見解によれば、外人は決して中國を瓜分することは出来ないが、只怕れるのは中國人自らが之を瓜分しはしないかと言ふことである。斯の如きことになれば、救ひ得ないであらう。仍て我々はどうしても一般民衆による革命を實現して民國政府を建てなければならぬ。之は我々の革命の目的たるのみならず、革命の過程に於ても頗る重要視しなければならぬものである。

次に民生主義に就て論ずれば、之が内容たるや實に千條萬緒であつて、十分なる研究をなさなければ、明確に知ることが出来ないものである。且つ困難なる社會問題の發生は寧ろ將來のことであつて、此點民族民権の兩問題が燒眉の急を告げつつあるのは異つて居り、之が爲に民生主

義を理解しやうとする者も少いのである、然し若し人の眼光が遠くを見透し得るならば、凡ゆる大災禍も發生する機會がなく、之が防止も極めて容易であるが、之に反し發生後に至つて之を撲滅しようとしても、それは極めて困難である。歐米に於ては已に各種の困難なる社會問題が集積し、其の解決は頗る困難となつてゐる。然るに中國は猶未だ幼稚な時代にあるから、此種問題の發生は將來のことである。只將來之が發生した場合に其の收拾策を講じなかつたならば、又しても大革命を惹起するに至るであらう。革命による手段は萬已むを得ざるに至つて、始めて用ふべきものであつて、度々革命をなすことによつて、國民の元氣を傷けてはならない。故に我々が民族革命と社會革命とを實行するに當つては、必ず之と同時に社會經濟組織の改良方法を考へ、以て將來に於ける革命の再發を防止すべきであつて、之れ眞に我々の最大責任なのである。今先づ民生主義發生の原因を説明することにすれば、民生主義は十九世紀の上半期に至つて始めて盛に行はるるに至つたものであつて、従前は文明未發達の爲、流行の原因がなかつたのであるが、文明が發達し、社會問題がより緊要の度を加ふるに至つて發生し來つたものである。此間の理は難解であるから、卑近な事を以て之を譬喩すれば、文明の進歩につれ、人間が其の體力を使用する機會は少くなり、自然力を用ふる機會が多くなる。即ち電力蒸氣力の如きは之を人力に比すれば千

倍もの力を有する。一例を舉ぐれば往昔一人の人が身心を勞して田を耕しても、其の結果として得る所の米穀は、多くとも數人に供する食を得たに過ぎなかつた。然るに近世農學が發達した結果、一人で耕す所を千人で食つても尙盡きない状態となつた。それは彼等が手足を使ふばかりでなく、機械の力を借りて幫助する爲に、勞半にして功之に倍する結果となるのである。従つて往時は農夫を重んじた。彼等によつて始めて人々の食物が得られ、彼等は専ら其の生産に力を注いだ。然るに現時に於ては寧ろ農工生産物は其の足らざるを愁へざるのみか、却つて生産過剰に苦しむ如き状態となつた。之が爲に商業に重きを置き、貨物を他國に輸出して、利益を謀らんとするに至つた。歐米各國皆然りである。斯く論じ來れば歐米各國は定めし家給人足、古代に見られなかつた幸福を享受しつゝあるだらうと思はれる。然るに試に各國の現象を見れば、事實は全く之に反するものなるなることを知るのである。統計によれば英國の富は前代に比して其の數千倍以上に達してゐるが、他面人民の貧窮の度も亦前代の數千倍以上に達してゐるのであつて、富める者の數は極めて少く、貧しい者の數は極めて多いである。そして之は人力が資本の力に對抗し得ない爲に起つた現象である。古代農工の諸業は皆人力によつて之をなしたが、現時自然力が發達し、人力はどうしても之に及ばない様になつた。其の結果農工の諸業は皆資本家の掌中に歸

し、資本の増大に伴れて自然力の利用も次第に大となり、貧民等は到底之に抵抗し得ずして、自然其の立場を失つて了つた。社會黨が民生主義を唱へた所以は、貧富の不平均を何とか法を設けて挽救しようとしたことに基因するのである。次で此の説をなす者が次第に増加し、遂に一種の極めて繁博な科學となるに至つた。而も之が又極めて多くの流派に岐れ、或は資本の國有を主張し、或は貧民による資本均分を主張し、又或者は之が公有を主張する等議論紛々たる状態となつた。そして識者は皆歐米に於ける社會革命の免れ得ざるものなることを知るに至つた。之れ眞に吾人にとつては前車の鑒である。

將來中國が同様な立場に至つた場合、始めて民生主義を主張する様なことでは已に遅い。現在かかる現象は中國には存しない。然し我々の時代には見られなくても、我々の子孫の時代には必ず此種現象を見るに至るであらう。故に將來如何ともなし難きに至つて大破壊を想ふよりも、寧ろ今日豫め防止の方法を講ずる方が良策である。且つ中國が若し今日三民主義を實行するとせば、歐米に比してそれは遙かに容易である。何となれば社會問題は文明の進歩に伴れて發生し、文明の程度が低くければ社會問題の發生も従つて少いからである。一例を舉ぐれば、今日中國の貧民は尙柴を切り草を割つて生活してゐる者があるが、此種の生活は歐米では夙に其の跡を絶つ

て、一切の生活上の利益は資本家に吸収され、貧民には力量はあるが、何事をも爲すべき権利が無く、蠅の頭程の僅かの利益を得て、其の生存さへ不可能な状態である。故に社会黨は常に文明は貧民に不利であるから、往時に還るに如かずと言つてゐるが、之亦矯枉過正の説と言ひ得る。且つ文明の進歩は自然に馴致されるものであつて、避け得ざるものである。然し文明には善果と悪果とがあるから、善果を取つて悪果を避くべきである。歐米各國に於ては善果は盡く富める者が享有し、貧民は却つて悪果を食ひつつある。斯の如く少數人士が文明の幸福を把持してゐる爲に、此の不平等な世界を形成するに至つたのである。

我々の今回の革命は、單に國民の爲の國家を建設せんとするものであるばかりでなく、社會の爲の國家を建設せんとするものである。そして此點では歐米も決して及び得ないものである。

歐米に於て社會問題を解決し得ないのは、土地問題が解決されてゐないからである。地價は文明の進歩と共に日に騰貴するものである。百年前に於ける英國の人口は己に一千餘萬有つたが、其の糧食には剩餘があつた。然るに今日に於ては人口は三倍に増加したに過ぎないが、糧食は二ヶ月分の用を満すに足らず、其餘は皆外國の生産に依倚せねばならない有様である。之が爲に英國は海軍に力を注ぎ、海上權を保護し、糧食の運送を確保しつつある。之は英國の富豪達が耕地

を牧場又は獵場とし、より容易に、より多くの利を得んとして、農業を漸廢したからであつて、土地は不足し居らざるに係はらず、貧民等は耕すべき田なく、労働者となつて辛うじて糊口を凌ぎつつあるのである。而も工業は全く資本家に掌握されてゐる爲に、偶々工場が閉止されるれば、立ちどころに貧民達は飢餓に苦しまねばならない。倫敦だけの計算を見ても、毎年の冬期の労働者の失業數は六七十萬人に上るのが常である。之によつて見ても英國全國の失業者數たるや、推して知るべきである。英國の大地主たる「ウエストミンスター」公爵は倫敦の西偏に封地を有して居たが、其後倫敦市を擴張した爲に、此等の地も市内に編入され、其の結果彼一人の納付する地租は倫敦の四分の一を占め、彼の富は國家と相等しき程のものとなつた。貧富の差は斯くも甚しく、平等の二字は今や口頭の空話となつて了つたのである。凡そ社會現象は、全く其の自然の趨く儘に放置することは出来ないものである。之れ樹木が其の自然生長に任せておけば、必ず必要に蔓生するのと同様である。社會問題も亦斯の如きものである。

現在の中國にはまだ資本家は存しない。そして數千年來地價も高騰してはゐない。此點各國と異つてゐる。然るに革命後變化が起つた。現在香港、上海の地價は内地に比較して、數百倍に騰貴してゐる。此等の地は文明が發達し交通が便利となつたからである。他日全國が改良されたな

らば、地價は必ず文明の進歩に伴れて騰貴するであらう。其時になれば、從來地價一萬元の地は必ず數十萬、或は數百萬元となるであらう。五十年前に於ては上海の黃浦灘の他は何等價値の無いものであつたが、近時毎畝の地價は百數十萬元となつてゐる。之などは最も著しい證據である。斯く觀じ來れば、將來富める者は日に／＼富み、貧しき者は日一日と貧窮となつて、十年の後に於ける社會問題は層一層緊急の度を加へるであらう。

此種流弊は人々の承知してゐることであらうが、現在眼前に見られない現象である爲に、忽略にしがちなのである。而も現在之を忽略にすれば、後日拾收し得ざるに至るであらう。故に我々同志は、之が解決の方法は、現在に於て考究して置かねばならないものであることに留意せねばならない。

聞く所に據れば民生主義は四億人の半數を殺し、富人の田を奪つて自己の所有となすものであると、説く者があるさうであるが、斯る説をなす者は、未だよく這間の道理を知らずに、口から出まかせを言ふ者であるから、過問する必要はない。

社會問題解決の方法は、社會學者によつて種々唱へられてゐるが、余の信ずる所によれば、先づ地價を決定すべきであると思ふ。

茲に地價一千元の土地を有する地主があるとすれば、其の土地の地價を一千元又は二千元と定め、若し將來其の地方の交通が發達して地價が一萬元に騰貴した場合は、其の地主は二千元だけ取ることにすれば、損得は無い譯で、其餘の八千元の利益を國家に歸すれば、國計にも民生にも共に大益があり、少數の富める者が利益を壟斷する如き弊害は永久に無くなるであらう。此の方法は最も簡單であり。且つ行ひ易い方法である。

歐米各國では已に地價が極度に高騰してゐる爲に、標準の決定が困難であり、此事も行ひ難いであらうが、地價の高騰してゐない地方では、急いで此方法を実施するがよい。膠州灣に於ける獨逸、爪哇に於ける和蘭の如きは、已に此方法による實效ををさめつつある。中國の内地は文明の進歩がなく、地價も騰貴してゐないから、之が實施は必ずや容易であらうと思ふ。

余が今述べた如く社會革命は外國に於ては困難であるが、現在の中國に於ては極めて容易である。而も此の方法を実施すれば文明は一層進み、國家は益々富み、一切の財政問題も容易に解決出來、現今の重税は廢され、物價も漸次低廉となり、人民は次第に富み、數千年來の義捐の弊政は永遠に跡を絶つに至るのである。そして其結果は之れ迄の中國に見なかつたばかりでなく、歐米日本にも見られなかつた様な社會をなすに至るであらう。日本と歐米とは共に富強であるが、



人民の負擔する租税は輕くない。然るに今中國に社會革命を實施すれば、個人は永久に納税する必要が無く、地租のみを納むればよいことになり、地球上最も富み、他國の到底及び得ない國家となるに至るであらう。斯の如く吾人の爲さんとする所は、決して人後に落ちないものであつて、寧ろ人に先んじて行はんとするものである。此の種社會革命の方法は、文明諸國に於いても將來必ず實施するに至るであらうと思はれる。

之を要するに我々の革命の目的は民衆の爲に幸福を計らんとするものであつて、之が爲には滿洲人の專制を斥け、民族革命を行ふ必要があり、又君主一人の專制を斥けんが爲には政治革命を行ひ、少數人の利益壟斷を斥けんが爲めには社會革命を行ふ必要があるのである。此の三種の革命の内、一つでも其の目的を達しなければ、我々の目的は完全に到達し得ないのであつて、此の三革命に成功してこそ、始めて我が中國は完美の國家となるのである。

更に我々が研究しなければならぬ他の一つの問題がある。それは將來に於ける中華民國の憲法である。憲法の二字は近來人々が好んで之を口にする傾向がある。彼の滿洲政府の如きも外國に政治視察使を派遣して、立憲政治を布く準備に忙殺されてゐる。我が中華民國の憲法が大いに研究を要するものなることは論を待たない。余が各國を巡歴して視察した憲法の内、成文憲法と

しては米國のものが最もよく、不文憲法としては英國のものが最もよい様に思はれる。然し英國のものは學び得ないし、米國のものは學ぶに及ばない。英國の憲法は所謂三權分立であつて行政權、立法權、裁判權の三權が獨立してゐる。此の種憲法は六七百年前から漸次發達して習慣となるに到つたのであるが、其の限界は尙明瞭でなかつた。其の後「フランス」の「モンテスキュー」は英國の制度を根本とし、之に自己の理想を加へて、一家の説をなすに到つた。米國の憲法は「モンテスキュー」の學説を根本とし、三權の限界を更に明らかとし、今より一百年前に完備するに到つたものである。其後屢々改修したが大體に於いて、餘り變化しなかつた。然るに此の間米國の文明は日に日に進歩し、土地財産も日に増加して止まず、當時の憲法は現在既に不適當なものとなつてしまつた。余の考へとしては中華民國の憲法には更に憲法には更に一種の新主義を創造採用して之を五權分立としたいと思ふ。

此の五權には前記三權の外に尙ほ二權があるが、其の一つは考試權である。自由と平等とは、もと國民の權利であり、官吏は國民の公僕である。米國の官吏は選舉によつて任命され、本來試験制度は存在しなかつたが、之が爲めに種々の大なる流弊を生ずるに到つた。選舉について見ても、些か辯論の才あるものは、國民と結托して種々なる選舉運動をなし、其の結果、高速なる學

問思想を有する人も、斯る人の常として辯論に訥なるが爲めに、却つて國民の支持を得難く、斯くて米國の議會には往々愚蠢無智なる者が介在してゐる様な有様である。従つて米國に於ける此間の事情には、實に滑稽なことが時々見受けられる。官吏の任免に就いて見ても、彼等の大統領と其の進退を共にし、共和黨と民主黨とは選舉によつて其の興廢を支配され、大統領が交迭すれば、内閣より郵便局長に至るまで、六七万人以上の者が同時に交迭し、之が爲めに米國の政治は各國に其例を見ない程のものとなつてゐる。此等は皆試験制度が發達してゐないからである。試験制度は元來中國に始つたのであるが、惜しいかな當時の制度は餘り良くなかつたので、却つて外國に學んで之を改良した後、始めて完全なる制度となつた。英國は先きに試験制度を實施し、次いで米國も漸次此の法を採用し、下級官吏となるには必ず試験に合格しなければならぬ事とした。此の制度實施以來米國の政治は始めて振興の兆を見るに至つた。唯之が實施の範圍を下級官吏にのみ限定し、且つ試験實施の權を行政部の下に置いた爲に、完全なる實績を挙げ得るに至らなかつた。故に將來中華民國の憲法に於いては必ず獨立の機關を設けて、専ら考試權を掌らしめ、大小の官吏は必ず試験に合格するを要するものとし、如何なる官吏を選舉し又は任命する場合に於ても、必ず試験に合格したものから之を定むる事としなければならぬ。斯くすれば、濫

選の弊を免がれ、私人を任用するの流弊を除き得るであらう。從來中國に於ける人選には、最も資格を重んずると云ふ長所があつたが、君主專制であつた爲に、人才の任免は悉く君主一人の喜怒により、資格を云爲しても夫れは一種の虚文に過ぎないものであつた。然し共和政體になれば、此の試験制度は最も當を得たものとなる譯であつて、官吏は君主の私物ではなくて國民の公僕であるから、充分其職に適した者を選ばなければならぬ譯である。唯だ考試權を行政部に屬せしむれば、其の權限は餘りに廣きに過ぎて、流弊を伴ふであらうから、どうしても、之が爲めに獨立の機關を設けなければ妥當と言ひ得ない。他の一つは彈劾權（糾察權）である。専ら彈劾の事を掌る機關は、何れの國家に於ても必ず存するものであり、其の處理方法は容易に理解し得られないものである。只中華民國の憲法に於ては、之が爲に獨立の機關を置かなければならぬ。中國では古來御史臺が此の事を掌つてゐたが、此の役も亦君主の奴隸に過ぎなかつた爲に、中正なる處置をとり得なかつた。現今立憲國に於ては、各國とも皆立法機關に監督權を併屬せしめて居り、其の權限に強弱大小の差はあるが、總て獨立したものとはなつてゐない。そして之が爲に無數の弊害が生じてゐる。米國の如きは議院が糾察權を掌握してゐる爲に、往々此の職權を濫用し、行政機關を牽制して、彼等の命に従はざるを得ざらしめ、結果として常に議院專制の現象を成し、

「リンカーン」、「マツキンレー」、「ローズヴェルト」等の如き雄才と大略とを有する大統領でない限り、能く其の獨立の目的を達することは出来ない状態である。且つ純理論から言つても、一般民衆を裁判する機關が已に獨立してゐるのに、官吏を裁判する機關が他種機關の下に置かれてゐることは、不合理であるから、どうしても獨立して別個の機關としなければならぬ。

以上を合して五權分立となるのであるが、斯る制度は各國共に未だ採用したことが無く、學說上に於ても多く見なかつた所のものであつて、破天荒の政體と言ふことが出来る。余は已に斯る基礎的機構を發明したのであるが、此間の詳細なる修理と、完全なる結果の獲得とに至つては、之を大衆と同志との盡力と研究とに待たなければならぬ。斯くて將來理想的なる中華民國の憲法を制定し得れば、民族の爲の國家、國民の爲の國家、社會の爲の國家の建設も従つて能く完全無缺なるを得るであらう。之れこそ我々漢族四億人にとつて最大の幸福でなければならぬ。想ふに諸君は必ず進んで此舉に當られ、之が目的達成に努力されるであらう。之れ余の最も諸君に希望する所である。

### 三、五族共和の眞義

— 民國元年九月一日北京の蒙藏統一政治改良會議に於て —

今日此の會議に於て、蒙古西藏の同胞が一堂に聚つた事は、實に亘古以來未曾有の盛舉であつて感激に耐へないことである。

我が國民は自由平等博愛の三主義を以て、共和國家を建設したのであるから、蒙藏の同胞も須く共和國家が專制國家と異なる所以の要點を知らなければならぬ。則專制國家に於ては其の利益は全部君主に屬するが、共和國家に於ては利益は盡く國民に歸するのであつて、之が共和と專制の特に異なる點である。前清の極盛時代には蒙古、西藏、青海、新疆を合併し、其の領域は亞細亞洲の東部の一大部分を占めてゐたのであるが、國民は其の實絲毫の利益をも享有せずして、利益は盡く皇帝一人の占有となつてゐた。現今の露國の如きも同様であつて、其の政府の強國なるに、國力の充實せるとは、正に前清の盛時と同じく、或は之に過ぐるものがあるに係らず、其の人民は何等國家の利益を享受せず、反つて政治上種々なる苦痛を感受しつつあるのである。蓋し專制國の通例として、國愈々強くして人民の苦痛は愈々甚しくなるものである。然るに共和國に

於ては之に反し、國民の利益の増減は國家の強弱と正比例し、國家が強盛になれば國民の利益も日に日に増加し、國家が衰弱すれば國民の利益は日に日に減少するのである。之れ共和國は國民を以て國家の主體となすからである。

今我國には共和政體が成立し、蒙古、西藏、青海、新疆等往昔壓制を受けてゐた地方の同胞も同様國家の主體となり、共和國の主人公となることを得た。換言すれば國家の參政權を取得し得たのである。則ち方今共和が成立して日が浅いため、各種の政治は未だ整理が發生するに至らないから、將來に於ける國家の立法に對して、我が同胞は皆自己に有利なれば贊同し、不利なれば反對し得る譯である。此の點前清政府が、蒙藏部落を視ること、露國が人民を奴隸視し、日本が朝鮮を牛馬視すると同様であつたのとは大いに異なるのである。日本は強盛であるが朝鮮は依然苦痛を受け、毫も利益の言ふ可きものが無いではないか。我が蒙藏の同胞は當に其の擇ぶ所を知るべきであるにも係らず、現在此の理を知らずして、日に外人の挑弄を受け、種々謬れる行爲をなすつある。吾人は此の時局艱難なる時に際し、努めて彼等を勸導して共和の眞義を理解せしめ、國內の同胞一致協力して事に當り、以て共和の福利を享受せんことを期すべきである。之れ貴會諸君の責任であり、余の諸君に希望する所である。

#### 四、五族聯合の效力

— 民國元年九月三日五族合進會、西北協進會の席止にて —

五族共和合進會と西北協進會とが、余を歡迎されたことは誠に恐縮に耐へない。竊に惟ふに、民國成立して五族が一家となつたことは、地球上未だ有らざる所、古より罕に見る所であつて、洵に美しい事である。

吾人が大いに革命の擧を興したのは、種族政治の兩問題に起因し、之が目的とする所は、自由平等博愛の三者に外ならなかつたのである。之を歴史に徴するも、世界に於ける革命は概ね種族問題に起因するか、然らざれば政治問題に起因するものである。(中略)我國の革命も同じく種族革命であり、政治革命であつた。何となれば漢滿蒙回藏の五大種族中、從來は滿族のみ獨り優勝の地位を占め、無上の權力を握つて他の四族を壓迫し、滿族は主人であり、他の四族は皆奴隸であつて、種族の不平等は極點に達してゐたのである。隨つて種族の不平等は自然政治的不平等となり。之が竟に革命に迄進展して行つたのである。即ち異族間に於ける政治的不平等は、其の結果として革命となり、同族間に於ける政治的不平等も亦、其の結果は革命となるものである。革

命の效用は不平等をして平等に歸せしむるに在る。(中略)

昨年の我國に於ける革命の影響は、全般に及び、僅に數ヶ月の短時日を以てして、大功成就するに至つたのであるが、其の成功の速かなりしことは實に天幸と言ふべきである。今既に五族一家となり、平等の地位に立つたのであるから、自然種族不平等の問題は解決し、政治的不平等も同時に解除され、此點永久に紛争を起す理由は存在しない譯である。今後五大民族は同心協力し、共に國家の發展を策して、中國を世界第一の文明大國としなければならぬ。之れ我が五大民族共同の大責任である。

現在世界の文明は未だ極點に達せず、人智亦幼稚なるを免れ難い。此故に武裝して平和を求め、強は弱を凌ぎ、大は小を欺く等の事が應々に見受けられるが、今後文明日に進み、智識日に高くなるに於ては、博愛主義を推し廣め、全世界を合して一大國家たらしむることも設ち不可能ではないであらう。元と大國は團體より組織されたものであつて、人類の生存する所、必ず團體があり、之が世運の變遷に隨つて、小團體より大團體となり、蒙昧の世には千萬の小國が林立してゐたが、現在世界の大國中の強國は僅に六七ヶ國に過ぎない状態となつた。之より更に進めば、此の六七ヶ國の大國から世界が唯一の大國に總合統一され、所謂大同の世を現前すること

も、全然不可能とは言ひ得ないであらう。只國境を撤して大同に進むことは、其の道頗る困難であつて、人々が道德を尙び、公理を明にするに於て、始めて之を致し得るであらう。世界の先覺者で、大同主義を鼓吹する者は既に其の人に乏しくない。由來我が五大民族は平和を愛し人道を重んずる種族であるから、若し其の抱懷する自由平等博愛の主義を世界人類に迄擴充するに於ては、大同の軌も敢て致し難くはないであらう。

民國の人口は繁殖して現在世界全人口の四分の一を占め、此點全く他國の及ばざる所である。更に又版圖の遼闊なることも、米露二國以外には較ぶべきものがない。而も米國の領土は將來分裂を免れ難いものであり、露國の領土は疆地瘠寒にして生産の可能なる沃土は多くない。然るに我が中國は氣候溫和、物産豊富であつて、實に自然の優越的地位を占め、加ふるに人物聰秀、白人に比して、之に過ぐる所はあつても及ばない所はない。にも係らず従前衰弱してゐたのは、實に專制の淫威が之を抑壓してゐたからである。其後國體を共和に改め、人民は善良なる政治の下に生息し、文化の進歩は甚だ速かとなつたから、今後十年を出でずして、至強極盛の國となることは疑ないことである。従つて既往に於ける中國は悲觀と失望との中國であつたが、將來に於ける中國は樂觀と有望との中國であらう。余は五大民族が相愛相親、兄の如く弟の如く、共に國

家の事に赴いて、平和を主張し、大同を主張し、地球上の人類の最大の幸福は中國人によつて保障し、最も光榮ある偉績は、中國人によつて之を建樹すべく努力されんことを望むものである。之れ一種族一國家の利益に止らず、世界全人類の利益を維持する所以であり、我が五大民族の同胞が共に勉めなければならぬものである。

## 五、鐵道敷設問題

— 民國元年九月二日北京新聞界歡迎會に於て —

(前略) 今日新聞社關係諸君の歡迎を受けたことは、余の甚だ幸とする所である。今回中國の革命が成功したのは、諸君等新聞關係者の言論による鼓吹が與つて力あつたのであるが、今其等の言論機關を支持する諸君と一堂に集つて握手し得る機會に當つて、余は余の現在抱有する一種の意見を吐露し、諸君と共に研究し、尙又諸君の協力提唱されんことを望むものである。然らば余の意見とは何か。現在政治の事に關する限り、袁大總統と一般國務員とが之を擔任するが故に、余は世界と關係無く、専ら一種の社會事業を爲さんとしつつあるのである。若し之が諸君の贊成を得、余の抱懷する計畫が實行さるるに於ては、民國の前途に必ず大利益を齎らし得るであらう。余の計畫とは他に非ず、鐵道建設計畫である。

余の此種の計畫は、上海在住當時既に之を宣布し、來京後袁大總統とも商議した結果、若し多數國民の同意を得れば、即刻余は之に着手進行することになつてゐるのである。即ち余は十年以内に全國に二十萬里の鐵道を敷設せんとするのである。只現在では民窮し財竭き、國家も人民も共に之に要する巨額の費用を支出する能力が無いから、已むを得ず外資を募集する方法によらんとするのである。而して此の外資を借つて鐵道を敷設する一事は、前清時代既に弊政となつてゐたので、前者の覆轍に鑑みて、多くの國民は敢て進んで主張しないであらうが、清代に於ける借款による鐵道敷設の病弊は、實は條約の缺陷に起因してゐたのであつて、病原が外債の募集その事に在つたのでは無いのである。清代に於て外債募集による鐵道敷設に最も強烈な反對をなしたのは、四川湖南及湖北の各省であつた。余は屢々此等各省の人士と此の問題を討論したが、彼等の反對の理由も亦全く條約の不良なる點に在つたのである。若し外債を借りることが國權を妨害するならば、當然之に反對すべきであるが、借款の條約が主權を侵害しないものであるならば、何等差支へない譯である。近時の各省に於ける意見も皆斯の如きものである。況んや我國の現存鐵道は、京漢、京奉、津浦、正太等の各線共に皆外債を借りて敷設したものであつて、中國自身

の資本によつて敷設されたのは、京張鐵道のみであり、而も其の資本は京奉鐵道の餘剰金によつたものであるから、間接外債によつたも同様である。此等の借款は抵當として往々各種の權利を外人に與へ、釐金、關稅收入等をも其の抵當とした。之が爲に人民は多く外債に贊成しなかつたのである。然るに現在の余の計畫は借款總額六十億の豫定であるが、其の實全部現金によらず、現金による部分は五分の一とし、其餘は外國の材料を購入するのである。故に現金による額は十億に過ぎず、外國の資本家から之を見れば甚だ容易な額である。或者は又、現在我國の政府が屢屢各國の資本家と借款の交渉をなし、其の額は多ければ六億、少なければ二億であるが而も猶成立するに至らず、將來交渉を續行し得るや否やさへも未定な位であるから、六十億と言ふ様な巨額の借款は到底成立不可能である、と言ふ者もあるかも知れないが、之は鐵道借款と其の他の政治借款との差異を知らないものである。我國が借款した外債を以て、相手國たる外國の材料を購入するに於ては、各國の會社工場等は皆利益を享有し得るから、必ず先を争つて投資し、決して形勢を觀望する様なことは無いであらう。又或者は、世界に我國の使用に提供し得る、斯くの如き巨額の資金は無いであらう、と言ふかも知れないが、之れ亦謬れる説である。譬へば饑ゑたる貧者は天下に錢無く、米無しと思ふであらうが、其の實米屋は其の在庫米の販路無きを恐れ、錢

鋪は錢の流通せざるを恐るるが如きものである。我國の現状も亦斯くの如しであつて、財窮し物盡き、自國の資本が缺乏してゐるから、之より推して各國が皆資本を有しないとすのは、各國の資本家の實狀を知らない者である。即ち彼等は寧ろ我國が其の資本を借らざるを恐るるものであつて、今若し我國が鐵道敷設の目的を以て外債を募集したとしたならば、之が實現は決して困難ではないのである。現在英國が鐵道の資金として支出してゐる額は、既に三百億の數に達してゐることからしても、其の然る所以を知り得るであらう。

或は又二十萬里の鐵道は資本があつても、十個年では工事を成し得ないであらうとする者があるかも知れないが、此の説も亦正しくない。十ヶ年の計畫としても尙餘裕があるのであつて、二ヶ年を以て外債を募集し、二ヶ年を線路の測量に當つれば、五ヶ年の歲月を以てして完全に全線の工事を終了し得るであらう。之れ亦決して空言ではなく、「カナダ」は十萬餘里の鐵道を敷設するに當つて、中國に於て十五萬の華工を招集し、三年にして全線を開通することが出來た。我國が自ら鐵道を敷設するには、遠く海を渡つて人失を募集する必要もなく、従つて難易既に大いに同じからざるものがあるから、必ずや五年にして竣工し得るであらう。

又或は余の計畫が徒に大言壯語するものであつて、實現不可能なことであると言ふ者であるか

もしれないが、之れ我國の幅員の廣大なことを知らないものである。若し之を知るならば余の計畫する二十萬里の鐵道敷設は、極めて小規模な計畫に過ぎないことを知るであらう。米國の現存鐵道總延長數は八十萬里に達してゐるが、其の面積は我國に及ばないのである。此の故に我國に十ヶ年以内に二十萬里の鐵道を敷設することは、極めて小規模なことであつて、決して單なる大言壯語ではない。況んや國防政治文化等の見地からするも、鐵道は極めて大なる關係を有するものであつて、現在我國の國防が強固でなく、露國は北滿及蒙古に於て、日本は南滿に於て、英國は西藏に於て、夫々侵略の野望を進めつつあるが、此等に對しても、若し我が國が兵力を以て邊疆を保護し得れば、斷じて斯様な心配は無いのであるが、之れを爲し得ないのは實に交通が不便だからである。更に又久しい以前から露國政府は恰克圖、張家口間の鐵道敷設を計畫してゐるが、之れが若し事實となつて現はれ、露國政府が我が政府に此の問題を提議し來つた場合、我が政府は之れに對して如何なる手段を講ずるか、之れを拒絶するか承認するかは問題でなくてはならない。我國が若し速かに自ら之れを敷設するに於ては、露國政府は何等の口實をも得ないことになり、隨つて我國は自國の領土を保全し得るであらう。且つ曾て我が政府が此の議を提出した際、佛國の資本家は皆投資を希望した事實もあるから、將來之れが實現は決して困難では無いで

あらう。又斯の如き方法をとる時は、將來資本家が勞働階級を壓迫する恐れがあるとなす者があ  
るが、之れ亦杞憂に過ぎない。余の計畫によれば四十年後には此等の鐵道借款を全部償還し得る豫  
定であつて、當初の借款は開通後に於ける毎年の鐵道利潤を以てしても優に之れを償還し得るで  
あらう。殊に鐵道の敷設は領土保全の見地よりして、一刻も忽にすべからざるものであつて、我  
國の領土たる東三省が完全に日本と露國の勢力下に置かれてゐるのは、露に東清鐵道あり、日  
に南滿鐵道あるが爲である。

之れを要するに今日の鐵道敷設は、實に眼前唯一の急務であつて、民國の生死存亡は此の舉に  
係つてゐるのである。惟ふに今日民國の主權は人民に在るから、人民が可となせば即ち可、人民  
が不可となせば即ち不可であつて、總てが人民の意志如何によるのである。余の計畫は十個年以内  
に一律に之れを完成せんとするものであるが、諸君は輿論の代表者である關係上、余は先づ諸君に  
一致して此の事を鼓吹し、全國民の趨向を歸一せしめられんことを望むものである。然る時は余  
は志を一にして進行し、必ず此の目的を達成するであらう。重ねて言ふが、此の事たるや諸君の  
努力と協助とに俟つて始めて成就し得るものである。



## 六、鐵道は我國存亡の大問題である

—民國元年九月十日北京迎賓館の新聞關係者招待會にて—

本日諸君の御來集を願つたの、は共に鐵道問題に就いて討論せんが爲である。

近時余の主張たる全國鐵道敷設計畫に對して、一二の新聞は反對論を唱へてゐるが、之れ何等かの誤解によるものと思はれる。反對論を唱へる者には二種あるが、共の一派は未だ余の計畫を眞に理解しないものであり、他の一派は明かに此の事の有益なるを知り乍ら故意に反對する者である。理解し得ざるが爲に批評し討論するのならば、余の最も歡迎する所であるが、故意に反對し、全然反對の立場から此の計畫を阻害せんとするが如きは、余の提唱する全國鐵道の敷設が、實に中華民國存亡の大問題であり、此の計畫を覆すことは民國立國の根本を覆すことである以上、斷じて不可である。今其の然る所以を分析して説明すれば次の通りである。

大總統が余に委任し、余は其の命令によつて全國鐵道敷設の計畫を進めつつあるのであるが、之に對する反對論者は或は法理に準據し、或は現勢に鑑みて夫々反對論を唱へ、其の主張たるや夫々一理あるが、實際に於ては皆誤謬に陥つてゐる。即ち余が政府の委任によつて、鐵道の敷設

をなすことを、其の反對の根據となしてゐるが、之れ實に心無き主張と言はなければならぬ。前清時代に政府が迎賓館の修築を米人堅利遜に請負はしめた前例に徴しては明かで、清政府が命令を發して、始めて堅利遜は其の工事を請負つたのであつて、余の場合も一つの請負者に過ぎず、政府は命令を發して余の工事請負を承認したに過ぎないのである。余は鐵道事業に就いて多年研究し來つたのであるが、今回始めて意見を發表し、多人數の賛成を受け、政府の委任によつて敢て此の事を擔任する様になつたのであるから、一個の人夫頭として之を請負ふたに過ぎないのである。従つて前記迎賓館修築の場合の堅利遜と同様の資格であつて、官育を負うものではない。且つ國民は既に國家の鐵道を敷設すべきことを承認して居り、又大總統の命令には反對し得ないものである以上、余が此の命令に服従したことに對しても、決して反對する理由はない筈である。若し政府が一人の請負者に工事を請負はしむる場合に、議院の賛同を得る必要があると言ふならば、清朝が堅利遜に工事を委任した場合、資政院を通過して後之をなしたかどうかを見るがよい。此の種反對の理由は誠に笑ふ可きものである。更に他の例を示せば一つの新聞社を建築する場合、一人の請負者を定め、其者の工事請負を承認し、新聞社の管理人は之に工事に關する全權を委任すればよいのであつて、事の大小は異つても、其間の理窟は同一である。

余の計畫は二十萬里の鐵道を敷設せんとするもので、之に要する費用は六十億に達し、現在の中國の財力を以てしては到底之を支出し得ない爲、勢必ず外債を利用する必要がある、此點稍々普通の請負と軌を異にしてゐる。凡そ人をして工事を請負はしむるには、必ず先ず資本を投下して初めて工事に著手し得るのであるが、今此の鐵道敷設に關する限り、一文の資本もなく、其資本も亦余が之を準備しなければならぬ。然し若し此の資本借入を余に爲さしめんとするならば、必ず余に一種の證據となるものを交附しなければならぬ。其の證據があつて始めて余は外人と交渉し得るのであつて、外人は余に政府から委任されたる證據が有れば、それを見れば余を疑はないだらうし、斯くて始めて資本を募集し得るのである。

現在余の與へられた全權には一定の範圍があり、借款に關しても、將來參議員の決議に準じて之をなすのであるから、決して國家の法律を守らないのではない。蓋し現在我政府には鐵道敷設に要する資本が無く、已むを得ないから、政府の名義で外債を借りるのであるが、何等かの國際交渉を惹起した場合は、余が私人の資格を以て直接該國資本家と交渉し、政府は之に關與せず、外國政府も之を過問し得ない様にしてしようとするのである。之れは困難な我國の外交が、此の問題によつて更に困難な國際交渉を誘起することを防がんが爲である。此點前例として開平炭鑛問題の

起つた際に、清朝が政府代表の資格を以て人を英國に派したが、竟に英國商人との間に訴訟問題を起し、其の爲に甚しく國家の體面を喪失した様な事件があつた。然るに余は今私人の資格を以て、外國資本家と交渉して借款するのであつて、此の問題に就いては、余は我が政府に對して責任を負ふものであり、外國の資本家に對しても責任を負ふものであつて、外國政府に對して責任を負ふものではなく、同時に我が政府も外國政府に對しては責任を負はないのである。斯くしなければ必ず國際交渉を惹起するから、余は此種方法を最も穩當と信ずる。

更に余は十箇年以内に全國二十萬里の鐵道を敷設せんとするのであるが、若し國民全體が余の計畫に賛成すれば、余は十年を出でずして全線を完成し得ることを深く信ずるものである。之に反し各處の國民が反對する様なことになるれば、十年は愚か五十年を經過しても完成するには至らないであらう。余は曾て外人と會社設立の事を商議したが、其際外人は多く此の舉に賛成したから、將來その實現には可能性がある様に思はれる。又此の計畫は二十萬里の鐵道を敷設し、四十年後には悉く之を國有にしようとするのであるが、或者は、四十年後に國家に六十億の資本がなければ、全部を國有とすることは不可能であらうと謂ふかも知れないが、之れ大いに然らずであつて、工事完成後、國家は一文も支出しなくても、四十年後には之を國有となし得るのである。

即ち損得共に國家と關係もなく、國家は一錢の資本を支出する必要が無いのであつて、而も四十箇年に平均して、國家は毎年一億五千萬の資産を得る結果となるのであるから、此の點何等心配する必要は無い譯である。

或は又鐵道事業は利益甚大で、京張鐵道の如きは五箇年間に資本を回収した位であるから、全國の鐵道經營を外國人に委任すれば、四十年以内の所得利益は悉く彼等外人の囊中に入る結果となり、大損害を蒙るであらう、となす者もあるであらうが、之亦謬れる考へである。我々は差當りかかる貪心棄てて彼等に利を獲せしむべきである。何となれば若し此等の線路が完成されなかつた場合は、永久に利を獲ることが出来ないからである。四十年間の利を彼に譲るとしても、其後に於て全線が完全に我が所有となるならば、結局は我に有利なりとしなければならぬ。況んや余には別に一個の條件があるのである。即ち各線の工事開始の當初、余は先づ外人と契約を締結し、二十年以後に於ては、利益の大なる線路は、隨意買収し得ることとするのである。而して成績不振の線路は依然彼に經營せしむるならば、我々の側には決して損失はないであらう。例へば將來上海より伊寧に至る八千里の線路の如きは必ず利を獲るであらうから、二十年後には株式の時價に準じて之を買収することにすれば、原價一億のものを二億で買放しても損は蒙らない

であらう。此種の方法は外債によつて敷設するのに較べて利益甚大である。滬寧鐵道は外債によつて敷設したものであるが、一年目に二百八十萬を缺損し、二年目に二百五十萬を缺損し、缺損は我に於て負擔し、利益は人のものとなり、而も回収の時には依然原價五十萬を支拂つた如き状態であつた。然るに今政府は次の三條件を參議院に提出することになつてゐる。

- (一) 借款による鐵道敷設。京漢、京奉、粵漢、川漢等の各線路の敷設は外人との借款契約による。
- (二) 株式募集規定。中外合辦會社に準じて處理す。
- (三) 外人との敷設契約。資本を有する者には皆一線路の請負敷設を許可し、四十箇年を満期として我に回収す。

以上の内第三項の方法に至つては之を明知しない者が多く、線路に關する權利が一時喪はれることによつて、之に對する主權も同様に喪失されるものであると考へてゐる様であるが、之れ外國に於ける前例を知らないものである。外國に於いても鐵道の敷設には此の方法を最も妥當なりとしてゐるのであつて、現在佛國の如き資本總額の我國に較べて萬倍も豊富なる國に於ても、其の鐵道は尙英人に請負はしめて敷設してゐる状態である。伊太利然り、西班牙、「ペルー」等皆然

りである。之れ蓋し私人の資格を以て交渉を處理し、國際上何等の關係をも生ぜざらしめんとするが爲である。

此事に反對する新聞紙の論調に就いては、余は未だ詳細に之を見ないが、大體に於て次の三項に分ち得る様に思はれる。

(一) 大總統の發令の理由を解せず、政府の所爲を違法であるとなすもの。此説をなす者は、此種命令が單に一人の人夫頭に對してなされたものであつて、官職を有する者に對してなされたものでは無いことを知らないからである。

(二) 鐵道の委任敷設の有利なることを知らず、他人の資本によつて之をなす時は主權を喪失するであらうとなすもの。此の點既に詳述したから重ねて論述しないことにする。只事實利を擧げ得ない線路、例へば西藏鐵道の様なものは何等急ぐ必要はなく、且つ外人に請負はしめんとしても、之を肯じないであらうから、此種の線は借款して自ら敷設すべきである。

(三) 斯の如き大金は到底借款不可能であらうし、余が上海に銀行を設立せんとする計畫も、僅に一千萬の借款をなすに過ぎず、而も之が爲には官有財産を抵當とする必要があるだらうから、此事は不可である、となすもの。余が此の主張をなすに至つた原因は、六國銀行團の威

嚇甚しく、之が爲に借款が久しく成立しないから、上海に於て各國の資本家と商議して之を抵制せんとしたのである。然るに六國銀行團は皆、此の銀行は中外兩種の資本によるべきものであると主張し、兩方より夫々一千萬の資本を出し、之を以て債券を發行して各國に賣るべしとなしてゐる。此の方法によつて銀行を設立せしむる時は、能く六億の借款をも擔任し得るのである。(此種銀行の資本中には中國株をも含む)

余は曾て電報を以て、政府と一千萬の資金を籌畫し得るや否やを商議したが、當時の政府は一千萬は愚か一文の資金も支出し得ない状態であつた。其後又外國資本家と、上海の或る官有財産を抵當とし、中國側から、先づ二百五十萬を支出すべきことを協議したが、之も六國銀行團牽制の目的を以てしたものである。然し現在では既に大借款成立の望みがあるから、余は此の問題に就いては再度論議しないことにしてゐる。

今日の借款問題は、二十年前に於ける革命の如きものであつて、當時人は皆、革命は困難であつて成功の望は無いと言つてゐたが、現在既に革命の目的を達してゐるのと同様である。而も此事たるや革命に比較してより容易であり、將來自ら良好なる効果を擧げ得るものである。

余の民辦國有主義に極力反對を唱へつつある新聞は、米國經濟學博士の著書を其の根據として

引用してゐるが、該博士の著書は二十年前に發行されたものであり、當時米國には僅に四十萬里の鐵道があつたに過ぎなかつたが、現在では既に八十萬里に達し、博士は四十萬里の鐵道をも多しとなしたに係らず、現在八十萬里に達し居ること等より見て、到底現在には適用し得ないものである。更に該新聞は一種奇態な論議をなしてゐる。即ち中國の幅員は東西三千哩に過ぎず、何ぞ二十萬里の鐵道を敷設し得んやと言ふのであるが、佛國の領土は長さ三百哩寬さ二百哩に過ぎないが、其の鐵道總延長は七十萬里に達して居るではないか。

民辦に至つては最善の方法と言ふべきであつて、日本も曾て此の方法によつたことがある。最初國家が自ら此の事に當つたとしても其の損得は豫測し難いものであり、恐らく六十萬の借款をなせば必ず先づ三十萬の缺損を見るに至るであらうと思はれる。之れ中國に於ける場合のみならず各國皆然りである。故に吾人は請負の方法を最善となすものであつて、斯る場合其の請負人は決して好んで缺損をなすが如きことはしないものである。上述の如く余は借款による鐵道の敷設を主張し、更に之を外人に請負はしむべきを主張する者であつて、藉りて以て民生主義を實行し、種々なる方面の弊害を除かんとするものである。以上が余の鐵道敷設計畫の概要である。諸君に若し不明な點があれば遠慮なく質問されたい云々。

## 七、外資の歡迎と門戶開放

— 民國元年九月五日北京迎賓館にて —

余が今回北來せるについて、各界諸君の盛んなる歡迎を蒙つたことは、誠に感謝に耐へないことであり、今日又諸君と相會して共に談ずる機會を得たことは、余の最も喜びとする所である。

此度余は北京に來つて以來、各方面の狀況を目撃して十分なる満足を得ることが出來た。余は南方に在りし頃、北方に此の奮發有爲の氣象があるとは思はなかつたのであるが、來京後各界の諸君と懇談して、始めて此方の進歩の程度が、全く余の意想外のものであることを知り、南北の疎隔も將來は發生せざるべきを信じ、且つ國內問題の如きも直に圓滿に解決し得べきを信ずるに至つた。只蒙古と西藏とは未だに共和の眞義を理解せずして、盛に反對の氣勢を擧げつつあるが、之れ全く感情の融洽を缺いてゐる爲である。前清時代にも此種現象を見たが、今回のものは従前に比較してより激甚である爲に、到底短時日の間に解決することは不可能であらう。此等は元來國內問題であるが、其實外交問題にも關聯するものであつて、今日此の問題を解決せんとせば、先づ外交問題の解決を圖る必要がある。

我が中華民國は成立後既に九ヶ月を経たが、未だに各國の正式承認を得るに至らない。之には二つの原因がある。其の一つは、臨時政府なる名目の爲に、各國が信用しないからである。即ち各國は臨時の二字を解釋して、確固たる永久の機關に非ずして、一時的假設的機關であり、將來に於ける變動の有無は豫測し得ないものであるとなし、隨つて之が承認を遲疑してゐるのである。余は海外より初めて歸來した當初、南方同志の委託によつて臨時政府の組織に當つたが、當時革命は尙完成されてゐなかつたので、迅速に政府を組織しなければ、大なる危険を伴ふ恐れがあり、且つ南北の統一も完成されてゐなかつたので、人は皆當時組織する政府は單に臨時的機關たらしむるに過ぎないものであると考へてゐた。之が爲に臨時政府なる名を冠するに至つたのである。余は當時此事の妥當でないことを知つてゐたが、前記の意見を主張した人々は、今日其爲に斯の如き外交問題を惹起するに至るだらうとは、豫想してゐなかつたであらう。然るに現在國內問題は悉く解決され、困難なのは只外交問題のみとなり、臨時政府も成立後既に九ヶ月を閲したのであるから、此の際余は速かに臨時政府なる名稱を取消して外人の疑惑を去り、各國の承認を得る様に努力すべきであることを主張する。「パナマ」革命政府の如きは、成立後僅に一日にして、先づ米國政府の承認を得たが、此等は米國が、「パナマ」新政府の確固且つ永久的政府であ

り、一時的假政府に非ざることを信じたが故である。之に反し我民國は臨時政府の四字に禍され、其爲に蒙つた損害は尠からざるものがある。

其の二は現在各同の我國に對する態度であるが、彼等は皆一致協調し、何れの一國も肯て歩調を亂すものなく、之が爲に承認の一事も皆遲延として決しないのである。之れは各國が、我國に對して夫々種々なる權利關係を有する爲、若し一國が單獨行動をとる様なことがあれば、直に他國の疑を受くることになり、従つて一國のみの承認は不可能で、承認するとすれば、各國が同時に承認しなければならぬ様なことになつてゐるのである。故に余は目前の重大問題は外交を以て第一とし、此の困難なる問題を解決せんが爲には、從來の閉關主義を改變せざれば不可なりとなすのである。

近來多くの世人は、我國の外交問題には之が解決の方法無し、としてゐるが、其實然らずである。即ち我國が若し閉關主義を改めて門戸開放主義となすならば、各國は我國に對して重ねて無理な要求をなし得ざるに至るであらう。暹羅の如きは清朝時代に於ては、高麗安南と同一視されたものであつて、人口僅に五百萬、而も專制政體でありながら、今日猶よく其の獨立を保持し得るのは實に開放主義を採用し、國內の鑛山鐵道等の經營を外人に許可し、之に種々なる制限を加

へず、小なるものを開放して大なるものを保全する政策を採つてゐるからである。此外にも露國の如きは、其の製造工場、兵工廠等に皆英人を雇用し、日本伊太利等に於ても其の製造事業に關する限り、多くの英人を雇用しつつある状態である。現代は鋼鐵の時代であり、地球上に國を建てんとせば、必ず之が製造の方法を講じなければ不可である。然るに我國に於ては外人を排斥し、彼等の工場開設を肯んぜざる爲、多額の代價を支拂つて他國の兵器を購入するが如き、甚しく不利な結果に陥つてゐる。惟ふに今日の需要に應じ得る一つの兵工廠を設立しようと思へば、其の資本は少くとも一億を要し、現在の我國としては到底爲し得ざる所である。此の巨額の資金を得んが爲には借款による外無い。果して然らば之を中外合辦とし、外人の持株五千萬、我が國人の持株五千萬とすることを以て上策となすものである。外人に投資を許可するに於ては、彼等は必ず其の事業の爲に盡力するであらうし、此の點雇傭關係に比して、遙に我に有利なことは言を俟たない。

余は外人による商工業の經營を主張するのであるが、之が爲には一定の期限を定め、期限終了後は之を我國に買収し、利權の永久に他人の手に落つることを防止すべきである。我國に於ける一般世人は鐵道及礦山の賣却を恥辱と心得、敢て此の説をなす者が無いが、余は斷然此の事の有

利無害なることを保證する。日本が既に之を行つて大利を獲た事實に鑑ても、其の然る所以は明かである。余の主張たる十ヶ年二十萬里鐵道敷設計畫の如きも、勢ひ外資を借らざるを得ないものである。開放主義の結果多少の損害は受けるとしても、自國に各種事業を經營する能力が無い以上、之が經營を外人に許可しない爲に、外人又は外國政府が強ひて我が政府に之を要求し來つた場合は、我國には之を拒絶する力が無いから、滿洲鐵道が日露の手に歸したと同様、遂には永久に其等の利權を外人の手に歸せしむる結果となるであらう。殊に鐵道に於ける場合は、之が主權の喪失は必ず領土を喪ふこととなり、頗る寒心すべき結果を招來するものである。故に斯る場合小事を保全せんとして、大事を喪ふは愚策であつて、寧ろ小事を開放して大事を保全するを以て策の得たるものとせねばならない。故に今日外交上の困難を救はんとすれば、進んで外資を歡迎し、從來の閉關主義を一變して門戶開放主義を採用すべきである。以上は余の現在の外交問題に對する意見である。尙諸君の切實なる研究を望む云々。

## 八、民國教育家の任務

— 民國元年九月三十日北京教育界歡迎會にて —

本日學界諸君の厚意により、一堂に參集し得たことは欣幸の至りである。

中華民國の學界の前途に對して、は余は諸君を通じて無窮の希望を有する者である。蓋し學問は立國の根本であり、東西各國の文明は皆學問によつて發達したものである。革命以前の我國は專制酷しく人に自由の權利が無かつたのであるが、革命提唱されてより一唱百和、以て能く成功を告ぐるに至つたことは、皆學說の鼓吹が與つて力があつたのであつて、數十年來の運動奔走共に一般學界同志の熱心なる援助を俟つて初めて今日の共和を實現し得たのである。(雷の如き拍手) 今既に破壊を終り建設の緒に就くに當り、曾て破壊の學に豊富なりし諸君は、今や當に變じて建設の學を求むべきである。世界の進化は學問に隨つて轉移するものであつて、人類有つて以來常に各種專門名家が、各種の専門學說を發明し、斯て初めて政治實業等の各般の文化は、自然に進化するに至つたのである。二十世紀以前、歐洲諸國に於て生存競争なる一種の新學說が創始され、影響の及ぶ所、一時各國共に優勝劣敗、弱肉強食を以て其の立國の根本義となすに至

つた程であつた。然し強權有つて公理無しとする此の學說は、歐洲文明の進化の初めに於ては之を適用し得たかも知れないが、今にして之を視れば一種の野蠻なる學說に過ぎない。今や歐米の文明は愈々進み、其の結果現在倫理的見地より世界平和を標榜する學說を提唱し、公理を重んじて暴力を斥け、道德を尙んで野蠻を尙ばず、彼の生存競争の學說の如きは、既に今日の如き過渡時代に在つては適用されず、次第に消滅せんとしつある。然らば何を以て過渡時代と言ふか。蓋し野蠻なる學問より、文明なる學問に推移しつあるを以てである。(拍手雷の如し) 故に今日學問の一途に執掌する諸君は、當に宗旨を改良して文明に着眼し、中國の學問を歐米と並駕せしめ、延いては政治實業の自然の進歩を助長し、以て將來の中華民國をして、世界各國と同様の平和を享有せしめなければならぬ。

惟ふに專制時代に於ける一般人士の求學の目的は、皆權利の獲得に在つた。そして目的に到達すれば、其の智識を利用して民權を剝奪侵害し、桀を助けて虐を爲し、反つて學問をして民を賊し、國を賊するものたらしめてゐたのであつて、余の最も痛恨措く能はざりしものであつたのである。(拍手雷の如し)

今や國政既に革りたるを以て、諸君の求學の心理も亦當然改むべきである。蓋し共和國は權利



の平等を尊重し、弱肉強食、優勝劣敗の學説の如きは此の社會を蠱毒するものであり、非共和國に於てのみ適用し得べきものなるが故である。我國四億の同胞は智愚一ならず、人々皆政治に參與するに足る智能を有することは不可能であるが、才智ある者は各種の學問を研究し、政治的能力有る者は政治的權勢を有し、皆分に應じて、其の學問を、民の幸福を謀り國家の富強を圖らるが爲に用ふべきである。諸君は今後須く求學の方針を知り、一個人の利權の爲に非ずして、國家萬民の爲に責任を負はんことを期し、爾今文明の學問を研究して野蠻なる學問を去り、我國の道徳を日一日と向上せしめ、延いては我國の價値を日一日と高からしむべきである。國家の價値日に高ければ、聽ては神聖不可侵の地位も獲られ、瓜分共管の説の如きも自ら雲消霧散するに至るであらう。余は此の事を深く諸君に熱望して止まない。(拍手雷の如し)

## 九、建設を謀らんとせば須く舊思想を排除せよ

— 民國元年九月十八日太原に於ける歡迎會にて —

本日余が初めて當地に來り、諸君の歡迎を受けたことは實に感激に耐へない。

昨年武昌に於て義兵を起し、半載ならずして成功を告ぐるに至つたに就ては、山西の實力者たる閻百川君の功が、與つて力あつたのであつて、此點君閻に對しては、山西人は勿論、十八省の人は皆同様に感謝すべきである。何となれば廣東は革命の發祥地であるが、清朝の防衛が嚴しかつた爲、革命軍は屢々敗れ、革命事業は容易に進展しなかつた、此時に當つて山西の義學がなかつたならば、自然南北の交通は斷絶し、天天の事は豫測を許さないものがあつたであらう。

古今の歴史に徴するに、破壊は易く建設は甚困難である。今日眞に五族が共和し、天下一家の實を擧げようと思へば、之が爲の建設方法は、各省が聯絡し、同舟共濟、以て此の事に當らなければ、決して鞏固なる基礎は建設し得ない。況んや共和國は既に成立したが、列強は尙承認せず、危険なる状態が紛々として起りつつある今日、我が同胞は勇往邁進、險阻を避けず、意見を争はず、權利を主張せず、責任を轉嫁せず、協同一致以て眞の共和達成に努力すべきである。

惟ふに前清入關以來の第一政策は、團體の破壊を目的としたものであつた。故に各省に此事を令して相互の統一と聯絡とを防ぎ、之を久しうして一種の習慣をなすに至つた。其後留學生が日に多くなり、彼等を通じて省界に對する偏見は漸次融和消滅し、又外人の刺戟を受けて、始めて不統一と無聯絡との恃むに足らざるを知るに至つた。茲に於て氣脈を通じて一致事に當ることと

なり、始めて今日の良結果を収め得たのである。余は我が同志が此の心を堅持して少しも變らざることを見望む。蓋し現時の中國は猶危險なる時代にあるから、各々が自己の爲にのみ謀つて國家を其の前提となさざるに於ては、虎視眈々たる外人等によつて分割共管の禍を受くる危險が目睫の間にあるのみならず、國民自ら離心離徳し、之が結果として一層困難なる事態を誘致することは必定だからである。故に中國に鞏固なる國家を建設せんとせば、國民が心を一にして協力協策するに非ざれば、外人の覬覦を防ぎ得ないであらう。そして斯の如き状態に入るが爲には、各人が舊思想の全部を消除し、代ふるに斬新なる思想を以てしなければ、到底成功し得ないものである。即ち政治革命、種族革命等の名題は皆共和完成以前に於けるものであつて、民國が成立し、既に目的を達したる今日に在つては、此種舊思想を悉く排除して初めて建設を謀り得るのである。現在は共和時代であつて、專制時代と異り、政治は政府に依らずして國民により、従つて其の責任も政府に無くして國民に有る。此の事實からしても四億の同胞が一齊に努力してこそ、眞の共和と自由と幸福とが獲られるのである。今日幸福の何たるかは人皆之を知つてゐるが、幸福の眞諦に至つては未だ之を究めず、又之に到達してゐない様である。何れにしても現在吾人が幸福たらんとする希望を有してゐる以上、吾人は須く之が爲に努力し、之が目的を達成し、眞の幸福を

享受し得る様勉めなければならぬ。然し建設時代には、寧ろ個人を犠牲にして一般民衆の幸福を謀るべきであつて、此の點破壊時代に人の生命を犠牲にする必要があるのと同様である。即ち今日の建設にも犠牲を要するのである。而も其の要する犠牲たるや、従前に倍するものでなくてはならない。要するに眞の自由と幸福とは生命と權利とを犠牲にするに非ざれば、到底獲得し得ないのである。此故に諸君は、破壊時代には生命權利を犠牲とすべきものであつたが、建設時代には必ずしも其の必要はない、と言つた様な考へを棄て一路努力邁進しなければならぬ。之れ今日の余の希望である。我が同胞たるもの能く之を努めよ。

## 十、國家社會主義の提唱

— 民國元年九月四日北京共和黨歡迎會に於て —

余が今回北來し、今日諸君の歡迎を蒙つたとは感謝に耐へない。

現在中華民國は專制政體と異る共和政體を採つてゐる。專制政體の主權は、君主一人の私有物であるが、共和政體に於ては、三權分立であつて、夫々が獨立して異つた權限を持つてゐる。此等三權の中、立法機關は最も重要なものであり、人民を代表するものである。國家の完全を期せ

んとするには、先づ第一に議院の完全を期することが必要であり、之が爲には先づ完全なる政黨を必要とする。民國の初に發生した政黨は、貴黨と國民黨の二黨である。然し現今人民の多くは尙未だ政黨の作用を解してゐない。故に余は諸君と共に政黨の何ものなるかに就いて解釋を試みたいと思ふ。

世界でも最も完全な政黨を有するのは英國と米國とである。英國には保守黨と自由黨とがあつて、自由黨は自由貿易を主張し、保守黨は保護關稅制度を主張し、兩々相持して今日に至る迄、解決を見ない。米國にも共和黨と民權黨とがある。一八四〇年「マツキンレー」氏は西班牙に勝つて「フィリッピン」を征服したが、其後「ルーズヴェルト」が大統領となり、海軍擴張の急務なることを主張するに至つた。「ル」氏は共和黨に屬してゐたので、共和黨も國權の擴張を主張し、従つて帝國主義を唱ふるものと見らるるに至つたが、民權黨は練兵に反對した。民權黨は米國は、世界最富の國であるから、關を閉して自ら守つて居れば、以つて其の強勢を保つに足るから、人道を破壊し他國を侵略する必要は無いと主張する、之が所謂「モンロー」主義である。斯の如く此等の兩黨は夫々異つた主張を有し、今日に至る迄之が正當なる解決を見ないのである。斯様に英米兩國に於いては、政黨が對立して相争つてゐるが、其の争ふ所は皆重大なる問題に就

いてであつて、議院の議案に就ては、兩黨各々是非の判斷を同じくする場合には、飽く迄自黨の言を固執すると言ふ様なことは無い。此等の例に反し、自黨に於て意見がある場合、豫め黨員の間に運動して其の了解を得、然る後、議案として提出し、其の議案が無益である事を知つてゐても、自黨の提出したものは必ず之を通過せしめ、他黨の提出したものはたとひ有益であつても、之に反對すると言ふ様な政黨は、必ずや國家に益なきものでしかあり得ないだらう。民國既に成立したる今日、余は兩黨の諸君に、英米を以つて模範となし、公理を以て終局の目的とされんことを願ふものであつて、斯くすれば將來必ずや發達の望みがあるであらう。之に反して若し公理を目標としなければ、如何に黨員が多く、其の勢力が盛んであつても、遂には失敗を招くであらうこと必定である。

余が此度北來した目的は、政黨との關係を絶つて、社會事業に従事せんが爲であつて、余は今後専心實業方面に盡力する考へである。從來余は三民主義を主張しつつあるが、民生主義も其の一端である。民生主義は今日に至るも尙其の發達を見ない。然るに此の主義は國民の生計に關係するところ至大であつて、大多數人をして幸福を享受せしめんとせば、民生主義によるに非らざれば不可である。而も世間に於ては此の問題に對して頗る疑惑を有してゐる様である。之は恰も

彼等が二十年前、革命に反対したと同様であつて、民生主義は貧富を平均する主義では無く、國家の力を以て自然の實利を發達せしめ、資本家の專制を防遏するものなる事を知らないからである。獨逸の「ビスマルク」は社會主義に反対して、國家社會主義を提唱したが、此の主義は十年來世界を風靡するに至り、日本に於ても先年多數の社會黨の人を殺し、其の政府は煙草專賣等のことを主張するに至つた。此等は皆國家社會主義に屬する主張であつて、此點から見ても、此の主義が荒謬なものではなく、世界各國に行はれつつあるものなることを知り得るであらう。現在英米等の各國は皆資本家專制の害を受けてゐるが、其の例として總統の年俸は十萬餘に過ぎないが、資本家の一たる法律顧問の如きは、年收三十萬餘に達してゐる。之を以ても資本家の勢力の大なる事を知り得るであらう。更に議員の如きも多くは資本家に買収せられてゐる。中國にも十年の後には必ず十萬人以上の大資本家が生ずるであらうから、今から之が防備の準備をなす必要があるのであつて、餘が國家社會主義を提唱する微意も亦此處に存するのであり、鐵道の敷設と、之が國有とを主張する所以も、國家社會主義を實施し、富國強兵の基を築かんが爲めである。貴黨の諸君が鄙意に賛成下されば幸甚である云々。

## 十一、社會主義の分派と其の方法

— 民國元年、中國社會黨に對する演說 —

社會主義といふ言葉は、十七世紀の初に起り、其の概念も既に廣汎であるから、其の定義も自ら困難である。特に斯る主義は元來吾々人類の頭腦中に當然發生すべき思想で、現社會の種々な組織に不満を感じ、之を改良せんとする意思を抱くと、之が爲に社會主義の潮流は、時に應じ勢に順つて吾人の頭腦中に入り込んで來る様になり、従つて種々なる社會主義の原理が、吾人の研究や討論にのぼる様になるのである。先づ西歐に於ける最初の社會主義の學說について見るに、それは『均産派』であつて、貧富兩者の財産を合して之を均分せよと主張した。貧富間の鬭争の風潮が激しくなるや、政府の取締方法も亦嚴重となり、政府の取締が嚴重となるにつれ、黨人は之に反抗して其の主張は益々激烈となつたが、無政府主義の學說が其の勢を逞しうするに及んで眞正純粹の社會主義は遂に雲霧の中に湮没し、杳として其の跡をたづね得ざるに至つた。其の後、獨逸に「マルクス」が出て、苦心獨學、資本の問題を研究すること三十年の久しきに及び、「資本論」の一書を著し眞理を闡明して餘力を遺さず、條理の無かつた學說を遂に系統ある

學理たらしめ、社會主義の研究者は之によつて皆據る所を知り、重ねて以前の如き粗暴淺薄激烈な言論をなさない様になつた。然し、なほ未だ數理天文等の學の如く完全なる科學とはなつて居らず、現在進行中のもの故、一定の標準と言ふものはない。將來もし一科學となり得たならば、實行方法を研究して更に着手を容易ならしめるであらう。

社會は個人に對立すると云ひ、社會主義は亦個人主義に對立すると云はれる。そして英國は個人を尊重して、標端な自由を主張し、獨國は國家本位で、個人を國家の一分子とし、寧ろ犠牲にしても惜しまない。斯様に、其の國家の政體が異なるから、其の主義も之によつて異なるのである。個人主義を主張する者であつて社會主義に反對しない者はなく、社會主義を主張する者は又、個人主義に反對せざるは無い。かくて議論紛々として中正なるを得ない。個人と社會とは、本來、大我と小我の同じからざる如きもので、其の理は相互に見出し得ても、其れだけで是非を云々する事は出来ない。

社會學と社會主義とは、固より自ら區別がある。その社會の起原、及び社會の變遷、種々な状態、現象等を研究するのは、みな社會學の範圍に屬して居る。社會主義とは一言にして云へば、社會の生計である。然しその主張の激烈で、富人の財産を均分せよと云ふが如きことは、理論上

既に行き詰り、主義の上から見ても矛盾がある。故に社會の生計の平均を主張せんと欲するならば、必ずや別に平和的な完全な解決方法を作り、以て社會主義の希望を達しなければならぬ、これを歴史に鑑るに、我國は元來古くから社會主義を主張せるもので、井田の制は、均産主義の濫觴であり、累世同居は共產主義の嚆矢であつて、以て我國民の腦裡には久しく社會主義の精神が蘊蓄されて居た事を知るに充分である。従つて其の發展の速かなることは、應に一日千里の勢が有つて然るべきである。

歐洲の社會黨は、完全に政黨たる性質を有し、近年に至つては、著しく政治上の勢力を得、佛の如き、獨の如き、白耳義の如き、その政府、或は議院中に社會黨員が多數を占めて居る。英國はと云ふに、四五年前社會黨（労働黨）員が初めて議席を占め、しかも同時に選舉された黨員は數十名の多數に達し、且つその一人は殖民地大臣に任ぜられた。米國の社會黨は未だ發達して居ないが而かも其の黨員で政治上重要な位置に在る者は非常に多く、以て一團をなして居る。中國社會黨は民主政體の下に發生した。一體、民主政體の政治は、第一に人民政治である。社會黨は既に民主政體下の人民を集めた以上、政治上の活動をしなければならぬ。則ち、今日、社會黨は速に強力なる政黨を組織し、政治上の勢力を握らねばならない。社會主義の政策を實行する

ことは實に余の深く希望する所である。

社會主義は獨り國家政策の一種たるのみならず、其の人類世界に影響すること重且つ大であつて、社會主義は實に進化の理に循ひ自然より人爲に至る、關鍵である。動物の強弱、植物の榮衰も皆、物競天擇、優勝劣敗に歸するが、進化論者は此例を擧げて人類の國家に例へ、凡そ、國家強弱の戰爭、人民貧富の懸隔等は、皆自然淘汰の原則なりと見なして居る。故に「ダーウキン」の主張では、世界には強權あるのみで公理はないと云ふ。後代の學者はその言に附和して、絶對に強權を以て世界唯一の眞理となすに至つた。然し吾人はこれを良知に訴へて見て、未だ敢て贊同し難いのを覺ゆる。誠に強權は自然の進化には合致するが。而も公理は天賦の良知を泯すことは出来ない。故に自然淘汰は、野蠻なる物質の進化であり公理良知は實に道德文明の進化である。社會組織の不良は自然に制限されるが、之が改良は、人爲の力を以てしても尙ほ或は及び得るであらう。故に社會主義は、人の能くし得る所を盡くして自然界の缺陷を匡救するものであり、其の主張する所は、元來、弱肉強食、優勝劣敗の學説を打研して、平和慈善を以て貧富の階級を消滅せしめ様と欲するものである。彼の富人の財産を均分するといふ主張は、表面は平等の趣旨に叶ふ様であるが、實際は一時的の平等であつて、永久的な平等ではない。故に、永久に貧富兩

階級を絶滅せんと願ふならば、此の方法を捨てて別に他の方法を行はねばならぬ。社會主義學説にして最近發表されたものは、深奥にして且つ其の數も夥しいものである。佛、獨、白の各國政府は、その多くを採用し實行して居る。社會黨に反對する日本の如きでも、社會政策を採用しない様な事はない。一般日本人が社會黨員に反對するのは、その主張が激烈で秩序を破壊し、法律が之を許さぬからであるに過ぎない。我國に於ける社會主義の流行はこれから始まるのであるから、特に、黨員が平和的態度を持し、政府と連絡して共に進展を圖られん事を切望する。尙社會主義は本來專制政體とは極めて相容れないものであるから專制政體の下では存在し得ない。然るに今我國の社會黨は民主政體成立の時に當つて發生した。之れ實に他に得やすからざる機會である。此の好機を得ながら、順序を追つて漸進し、以て將來あらしめる事をしなかつたならば、それこそ痛恨事であつて、此點運動を鼓吹する人々の少からず注意を要する所である。

次に社會主義の分派を考察しよう。(一) 共產社會主義 (二) 集産社會主義 (三) 國家社會主義 (四) 無政府社會主義。英、獨には更に所謂、宗教社會主義 (譯者註、基督教社會主義) 世界社會主義があり。宗教や世界を以て社會主義の範圍を定めて居るものがあるが皆適當でない。余の意見では、社會主義はただ二派に區分すべきである様に思ふ。一は集産社會主義であり、一は共產社會主義

である。蓋し、國家社會主義は本來集産社會主義に屬し、無政府社會主義はまた共產社會主義に屬するからである。では所謂集産とは何かと云ふに、凡そ利益を生ずる諸事業、土地、鐵道、通信、電氣、鑛産、森林等をみな國有にするものであり、共產とは、人間社會に在つて各自其の能くする所を盡くし、各自其の必要とするものを取り、父子兄弟共に一家に住居し、各々其の利を生みいだす力を盡し、各々其の衣食に必要なものを取つて、互に競争せず、妨害せず、平和の極、政府も遂に無爲の立場に至り、消滅の一途を辿る、と言ふ主張である。此の兩者を相互に比較すると、共產主義は勿論社會主義の上乗なものである。然し今日國民一般の道德程度では、其の能くし得る所を盡して、以て必要とする所を求めると云ふ様なものは少數はあらうけれども、全體として其處迄は達して居ない。即ち誰も彼も其の必要とする所は勝手にとるが、少しも其の能くする所を盡さぬと云ふ連中が多いのである。之れでは己れの能くする所を盡すと云ふ方は、まだ決して充分でないのに、其の必要とする所をとることのみが、恐らく多量に過ぎるであらう。之では狡猾と誠實と勤惰苦樂とが反對の效果をもたらし、却つて眞正の社會主義と相牴觸してしまふ。論者は、道德知識が完全になつて後行ふべしと謂ふ。併し其の時の人民は、道德知識が吾人に比較して高く、自ら實行力も有らうから、必ずしも吾人が苦心慘愴して數千年前に計劃する必要は

ない。吾人は今日の人民であるから、今日負ふべき責任を放棄してはならぬ。斯くすることこそ今日吾人が負はねばならぬ責任であり、數千年後の人民に對し責任を負ふことなのである。故に吾人は今日の社會に在つては、まさに今日の社會組織を改良することによつて吾人の本分を盡さねばならぬ。則ち、集産社會主義を主張する事こそ、實に今日唯一の要務なのである。凡そ利を生ずる土地、鐵道は收めて國有となし、一、二資本家の漁利を壟斷する所なからしめたならば、失業の貧民も、各自その所を得、自らその勞働によつて衣食することが出来、かくて自然の缺陷も補救され、又深く公理の平等公正にも合するに至るであらう。これこそ社會主義の精神であり、貧富の激戦を平和的に解決する所以である。

吾人の抱く所の唯一の宗旨は、其の不平等を平等に、不平等なるものをして平等ならしめんとするに過ぎない。滿清は少數人を以て吾人多數の漢人を壓制したが故に種族革命が起つた。專制政體は一帝王を以て吾人多數の人民を壓制するもの、故に政治革命が起つたのである。社會革命に至つては、元來少數大資本家が多數の人民を壓制することから起るもので、各國に於いては貧富兩階級間の差は甚しく距りがあり、之が爲に遂に社會革命を醸成し、革命せずんば止まざる勢となつてゐる。我國には大資本家はなほ未だ發生してゐないから、社會革命に言及するを要しな

い様であるが、併し我國の物質文明は、正に企業家が縦横に發展を計畫しつつあるから、將來大資本家の富は必ずや石油王、鋼鐵王に過ぐるものが有るだらう。その既成勢力たるに至つて後、社會革命を思ふよりは、何ぞ微に防ぎ、漸に杜ぎ、此の貧富の戦争の禍を未然に取除くに如かんやである。西歐諸國の如きは之を譬へて云ふならば、疾病が既に身體に纏ひつき、激薬を投ぜざるを得ない状態であるが、我國は未だ病におかされて居ないのであるから、宜しく最も衛生に注意すべきである。社會主義を、病氣を醫する爲めの藥石と稱するのは、よろしい。また衛生の法と稱するものも、よろしい。ただ我國と諸國とは社會状態が同一でないから、社會主義の實行發展の政策もこれが爲めに激烈なると平和なるとの違ひがなくてはならない。各國には社會主義に反對する政府が多いが、我國では極めて社會主義に賛成してゐる。されば我國の社會主義を主張する學徒は國家社會の情勢を斟酌し、一種平和圓滿なる學理を鼓吹し、以て政府の採擇に供すべきである。

社會主義は人道主義である。人道主義は博愛、平等、自由を主張する。社會主義の眞髓も亦此三者に外ならず、實に人類の福音である。我國古代の堯舜の「博く施して衆を濟ふ」といふ説は孔子にも傳へられており、墨翟の兼愛は博愛に近似するものが有る、併しながら、みな狹義の博

愛であつて、其愛は人々に普及するを得ない。社會主義の博愛は廣義の博愛である。社會主義は人類の幸福を謀つて、普遍普及せしめ、地は五大洲を盡くし、時は萬世にわたり、蒸々芸々、その惠澤を被らざるはない。これが社會主義の博愛であつて、眞に博愛の精神を得たものである。

然らば人類の幸福を謀らんが爲めには、其の着手する方法は、將に何から爲すべきであるか。之には先づ人類を苦しめる原因を究明せねばならない。人類の社會に在つて、疾苦幸福の同一でないのは、生計が實にその主要な原因をなして居り、人類の生活も亦皆生計のために制限されるのである。かるが故に、生計が完備して始めて生存し得るが、生計が斷絶すれば遂に淘汰されてしまふのである。社會主義は既に人類の幸福を謀らんとする以上、先づまさに人類の生存を謀らねばならぬ。人類の生存を謀らんとする以上、當に社會の經濟に就いて研究せねばならぬ。故に社會主義は、一面人類の經濟主義である。經濟學者は、専ら經濟の一方面から着想し、其の學説は既に完全なる一科學をなして如るが、社會主義は社會經濟の方面より着想し、經濟學の根本によつて解決し、以て社會上の疾苦を補救せんとするものである。

按ずるに、我國に於ける經濟學の濫觴は、管子の經濟學で、彼は鹽魚の利を興し、齊を治めて富強を致した。ただ當時は經濟學なる名詞もなければ、理論もなかつたので、未だ科學となる事



は出来なかつた。その後、經濟の原理が、系統ある學說となり、富國學、或は理財學の名を以て論議さるるに至つたが、いづれも未だその内容を充分表現するに足りなかつた。ただ經濟の二字は、稍々之に近い様である。經濟學標論は、千端萬緒、分類は周到詳密であるが、要するに生産と分配の二事に外ならない。生産は即ち、物産及び人工製品、分配は即ち産する所の物を支配して人の需要に供することである。不用意に之を視ると、其の理が如何にも高明深淵でない様であるが、詳らかに之を觀れば、社會の一切の現象にして其中に包括網羅されてゐないものは無いのである。

生産には三要素がある。(一)土地(二)勞働(三)資本。土地は人類が定着して生存する所のものである。故に土地なくては人類も存し得ない。經濟學で所謂土地とは、ただに土地を指して云ふばかりでなく、凡そ海洋、空氣など空間の面積を占有するものは悉く之を土地と見做す。併し經濟學原理から云へば、土地のみあつて勞働、資本が無ければ生産は行はれない。故に經濟學者は千萬言を費しても、なほ其の説を説明しきれないのである。吾人は、土地と勞働との區別限界に關する學說に就いては、明瞭にし易いが、ただ資本と勞働との關係に就いては最も區別し難い。此の點が即ち社會主義者と經濟學者との相争ふ論争點であつて、今日に至るも猶ほ未解決のまま残されてゐるのである。

れてゐるのである。

經濟學者は云ふ、資本は金錢の二字を以て其の意義をつくり得るものではない。勞働によつて造られた生産物も、消費された殘餘は以て生産の發達を補助し得るから、資本たり得るのである。併し餘されたる生産物も、之を生産業のために使用せねば、産物と異なる所がないから、資本であるとは稱し得ない。例へば、人に家屋を賃貸して其の家賃を收め、人に車を賃して車賃を受ける場合には、其の家屋、其の車は皆資本である。然し家屋でも自分が住居し、車でも自分が乗つてゐるのでは、資本であると言ひ得ない。自分が乗つたり自分が住んだりしてゐたのでは利を生じ得ないからである。

世界の文明は進歩し、社會組織は日を追ふて複雑に、事業の發展は日と共に繁劇となる。凡そ生産物及金錢にして、之を以て生産に供するものは皆資本と稱すべきである。蓋し資本は既に生産されたものであり、勞働は資本を生むものである。吾人は既に資本が勞働の所産である事を知つた。故に勞働さへあれば充分である。何ぞまた資本を求めんやである。更に、生産には必ず材料を要する。材料を生産者の消費に供して其の生産の結果を待望しなければ、如何に生産せんとしても何物をも産出し得ないではないか。「ロビンソン」の孤島漂流も、もし木を切つて小屋を立

てる斧がなく、又餓を凌ぐ糧がなかつたならば、數日ならずして離れ小島の餓鬼と化したであらう。それでも尙ほ、能く植えた穀物の熟するのを待ち荒地の開拓されるのを待ち得たであらうか。故に斧と糧とは、其の生産の費用を供したもので、之を資本なりと稱するも勿論不可はない。誠に資本の來源を考察すれば、大方は文明の遺産傳來を採つて以て吾人今日の生産に供して居るのであつて、其の起源を窮め様としても、容易に知り難い。以上を綜合して觀れば、資本と労働との關係は、ほぼその限界範圍を知る事が出来る。即ち土地、労働、資本の三者は、同様に生産の要素として一も缺くべからざるものである。

分配とは、土地、労働、資本を以てせる生産物を、土地、労働、資本の分量に按じて一定の法則により配分する事である。此の一定法則の原理は、人類有つて以來固有のもので、經濟學者が之を明白にし之に斷案を下したものであつて、各種の科學も同様に此の經濟學の原則に據つて確立した。即英國に「アダムスミス」が出て始めて經濟學を極めて理論體系あるものとしたのである。而して其の眼目は、自由競争を前提とするもので、英人の功利主義者は此處に基づいて個人主義を提唱し、遂に「ダーウキン」の進化論と結合するに至つた。

曾つて百年前、英國の社會は一變化を經過した。産業革命が之である。それ以前の工業はみな

手工によつて製造されたが、科學が發達し機械が出現するに至つて産業革命が行はれた。即ち機械を以て人力に代へたのである。さきに個人が競争の具と恃んでゐたものは、此處に至つて遂に其の效力を失ひ、よつて労働者は遂に一大苦痛を喫するに至つた。蓋し、當時の英國は、航海業が發達し、工業商業も亦之に隨つて發達し、物産の多きことは全世界の貨物を悉く供給するに足る程で、遂に富強を致し、全世界よりの注文を受くるに忙しく、英國の手工製造品は其の需要を満たすに足らない様になつた。爲に機械が之に代つて人力の煩をはぶき、斯て生産物も多量となり、従つて國家は益々寄裕となつた。さり乍ら、人力と人力との比較に於ては、其の生産力の差は二倍乃至十倍に過ぎないが、機械と人力との比較に於ては、其の生産力の差は、實に百倍に達するものがある。機械の生産力が人力のそれに比較して大であれば、機械を使用する生産者が、人力を使用する生産者より多數となり、従つて労働者の多數は其の業を失はねばならなくなる。即ち機械生産が必要とする人力は實に寥々として云ふに足りないが、労働者の職を求めんとして奔走する者は鱗の如く、櫛の齒をひくが如く多くなつたのである。そして得る所の賃銀と造る所の製品とが正比例し得ないのみか、續々押しかける求職者は自ら其の賃銀を低下せしめて悔みなかつた。失業者は固より淪落して自然淘汰され、就業者も亦、賃銀の低額な爲め殆んど社會に

生存するを得なくなつた。而も資本家は機械を利用して産額を増加し、更に低額を以て良工を使用し、坐ながらにして充分な利益を収め、労働者が飢え凍へ死亡する苦痛や惨状に對しては、些して注意もせず、正に斯くの如きものが自然淘汰の一般法則であると論じた。「アダム・スミス」經濟學に就いて考へるに、生産の分配は、地主が一部分を占め、資本家が一部分を占め、労働者が一部分を占めるもので、誠に經濟學の原理に深く合致するものだと言ふが、豈計らんや、此の生産額全部は皆労働者の血と汗とから成つて居るのである。然るに地主と資本家とは坐ながらにして其の全額の三分の二の利を収め、労働者は其の受ける所の三分の一の利をまた多數の労働者に割當てる爲に、一労働者の所得と資本家の所得を比較すれば、其の相去る事は實に甚だ遠いものがある。かくて富者は愈々富み、貧者は愈々貧しく、兩階級の間隔は行けば行く程益々遠くなり、爲に平民の生計は遂には資本家のために奪ひ去られるに至るであらう。慈善家は之を目撃して心傷み、思を之が救済にこらした。茲に於て社會主義は大光明を世界に放つに至つたのである。英國の社會主義者「オーエン」は労働者の困窮を深く心痛し遂に自己の資本を投じて頗る大きな工場を創設し、労働者を優待して社會主義實行の試験場たらしめんとした。其の後編制に缺陷があつて失敗するに至り、去つて米國に赴き飽く迄其志を遂げ様としたが、またも失敗に遭ひ、其の主

義の實行を果さなかつた。同時代に「フーリエ」と「プラン」といふ佛國の社會主義者があり、之れ亦社會主義の工場を開設したが、現社會の習慣の影響を受け、共に其の苦心獨創の希望を達するを得なかつた。之に對し反對派は其の成敗の跡を見て社會主義の缺點短所を論じ、一般學者は元より定見なく、亦相率ゐて社會主義を漫罵した。

此時に當り、英國の科學者「マルサス」は人類物産統計表なる一書を著した。其の核心とも云ふべきは、物産の産額には一定の制限があり、人類の蕃殖は級數的に増加し二十五年にして倍加すると言ふ説である。これを將來に推すと、必ず人口多くして土地稀少の患を生ずる。生物多く食物寡ければ、天は疫癘や、國際戰爭を下すが、これ等はみな人口過剰を減少し、多産の害を防止する所以で、世界進化の原理に合して居る。國家の殖民政策も人口の過剰によつて發生するもので之が爲に弱肉強食、優勝劣敗の歴史を展開し、兵刃に死する者も甚だ多數に達するのである。強力なる民族の蹂躪を蒙り、衰亡して種族の絶滅に歸するもの等も皆此理によると言つてゐる。

然し社會主義者は起つて之に反對し、人道を主張し、公理を支持した。當時の一般政治經濟學者は、之を目して顛狂なりと爲さざるは無かつたが、ただ下層社會の労働者や貧民は、社會主義に因つて自己の疾苦を救済し得るとなし、遂に之を崇信し、社會黨に關する限り、壓制も結局は

反抗に敵し得ず、僞説は終に眞理に勝ち得なかつた。そして曩きの經濟學、統計學、自然淘汰説等も次第々々に其の不合理の破綻を現し、社會主義の學説は遂に經濟學、統計學、自然淘汰説等種々の科學を排して、巍然として獨り高く其の旗幟を掲げ、社會の歡迎を受らつつあるのである。

社會主義は、社會の疾苦を救済する學説たりとは云へ、之れが實行を見んと希望するならば、必ず經濟學の分配問題に基いて研究せねばならぬ。米人「ヘンリー・ジョージ」は商船の一船員であつたが、舊金礦に赴いて金礦を採掘して富を築き、一新聞を創刊して、其の平生抱懷してゐる主義を鼓吹し、曾つて「進歩と貧困」と題する一書を公にした。其の大意は、世界が文明になるにつれて人類が愈貧困となつたのは、經濟學の均分の不當によるものであるとし、土地の公有を主張したものである。此の説は一時を風靡し、竟に各國學者の賛同する所となつた。殊に、其の闡明せる地稅法（土地單稅論）の理由は、最も精確であつて、遂に單稅社會主義なる一説をさへ發生せしめた。

元來、土地公有は、實に精確不滅不磨の理論で、人類發生以前より土地は既に存在して居り、人類消滅以後も土地は必ずや長く殘存して居るであらう。之によつても、土地は實に社會の所有

物たるを知り得るであらう。それは人間に於いて私し得るものではない。或は、地主の土地を所有するのは元來資本を以て購つたものであると云ふ。然らば、試に、第一に土地を占有した人にきくがよい。何處から購ひ來つたものであるかと。故に、「ヘンリー・ジョージ」の學説は、深く社會主義の主張に合致するもので、生産分配の平等を求めんとせば、必ず先づ土地を回收して公有とし、然る後、始めて社會永遠の幸福を謀り得るのである。

土地公有説が、英國に侵漸する時こそ、正に英人恐慌の日である。英國の土地は、本來貴族大資本家の占有する所である。商工業が發達した爲あ、農を業とする者が少く、産する所の穀物食料は人民の食料を供給し得ないで、外國の食料品を輸入するが、その価格は却つて本國に比較して廉價で、英國の土地の生産力は其の效用を失ひ、地主は耕作を事とせず牧畜を營み、その小作人は土地を離れて流浪し、逐はれて遂に米國に生活の道を謀るに至つた。一般の學者は、地主の金儲の手段の不道德なるを深痛し、土地公稅の説に對しては、之を祝福して救世の福音となし、歡迎賛同した。之が爲に單稅派なる一派が出來、土地の分配は公に歸し、國家は地價の十分の一を課稅し、他の苛稅は皆輕減すべしと主張し、資本家も事此處に至つては敢て反對を唱へ得ざるに至つた。

「ジョージ」氏と「マルクス」氏の二家の説は、表面上は多少相違する點が有る様であるが、實際は相互に並存すべきものである。世界の土地は本來限りあるもので、所有者が其の租税を壟斷し、生産の三分の一の利を取り、坐して其の成果を收め、労働者と同様に同等の利益を享けることは、これに過ぐる不平等はない。労働者が心力を勞して自ら其の報酬を得るのはよいが、土地は元來天然物で人力の造つたものではないから、其の分配は、「アダム・スミス」の説の如くあるべきではない。されば、土地が社會主義經濟學の原理によつて、まさに個人の所有たらしめず、當然公有たらしむべきものであることは、蓋し疑を容れざる所である。「ヘンリー」氏の説は以上の様であるが、「マルクス」氏の説は、専ら資本を論じ、資本も亦人造物であり、當然公有に屬すべきであると謂ふ。主張は各同一ではないが、その社會大多數人のために幸福を謀る點は一である。

「マルクス」の資本論は、資本の公有を主張し、將來の資本は機械であるとし遂に機械公有の説を唱へた。鐵道を發明したのは「スチブソン」であり機關を發明したのは「ワット」である。經濟學者は謂へらく、鐵道と機關とは二氏の發明せるものであるから、鐵道と機關の二者の利益は、まさに二氏の專有に歸すべきであると。然し機械は個人が發明したとしても、發明し得た其

の知識の盡くがその人の天才に出たものであらうか。社會から種々な教養を受けて始めて機械を發明する知力と發明する機會を得たのではなからうか。「スチブソン」「ワット」をして荒島僻地に生れしめたならば、其の知識は、何によつて啓發せらるるであらうか。天性極めて聰明であつても、耕して食ひ、織つて着るそれ丈にその一生の勞働を費してしまひ、どうして其れ以外に機械の發明に従事する暇があらうか。之によつて、鐵道機關は二氏が發明したとは云ふものの、實は二氏が社會に代つて發明したのである。社會による教養は、元社會のために幸福を謀る代價であり、二氏はこの社會の力をかりて機械を發明したのであるから、機械による利益は私有するを得ない、まさに之を社會に公にすべきである、そして社會は機械を發明した人に對しては、彼等が心を勞し力を勞したのであるから、社會經濟の分配の原理に按じて、相當の報酬を與へなければならぬ、と言ふことが解る。即ち、無線電信を發明した「マルコニイ」も、精神を勞して其の報酬を得るに過ぎないのであつて、無線電信と言ふ利益のある資本は、まさに之を公有に歸すべきである。以上が「マルクス」學説の由來する所である。

二氏の學説を綜合すると、一は土地公有、他は資本公有である。ただ勞働によつて得る生産物分配の利益は、個々人の生活上必要であり、土地資本の得る各一分の利益は公共の費用を辨する

に必要であるから、人民はみなその一部分宛の利益を享くることとし、資本家が壟斷獨占して平民の利益を奪ふことを得ざらしめ様とするのであつて、これが社會主義經濟の分配方法の原理である。

現在、經濟學者と云へば、常に二派に分れて居り、一は舊經濟學派、「アダム・スミス」派の如きはこれで、他は新經濟學派、「マルクス」派の如きがこれである。各國の學校教育は概ね新經濟學を用ゐて居り、一般學者は舊經濟學の影響を受ける事深く、社會主義に反對し、「アダム・スミス」の分配を主張して、資本家の壟斷を自由にし労働者を抑壓する。彼等は舊經濟學説を過重に評價、誤信して、新經濟學の眞理に對しては、未だ研究して居ないのである。一方社會主義者は、「ヘンリー」、「マルクス」二氏の學説を主張し、多數労働者のため、その生活の幸福を謀らぬ者とはない。

諸君は既にほゞ經濟學の大綱と、産業革命の理由を知られた。更に進んで詳細に考究すれば舊經濟學による、生産物の三種の分配は、平等公正を得ないものであることを知るだらう。機械の發明以前には、工作はみな人力であつたから、生産力も隨つて貧弱で、所謂資本は労働者の生活資料に過ぎず、經濟學三種の分配の平等公正ならざる點もまだ容易に見出し難かつた。然るに産

業革命以後工作に必要とする労働力は次第に減少し、生産力は以前に比較して次第に増加し、竟に資本家は機械を資本として利益の根源を壟斷してしまひ、労働者の労働が生産する生産物は、みな坐ながらにして資本家に收めらるるに至つた。この不平等な現象は遂に一般學者の眼に映じ、經濟學分配の法は、未だ總てが經濟學の學理に合致したものではないと唱導される様になつた。

我國古代の學説に、「之を生む者衆く之を食する者寡ければ、則ち財恒に足る」と。又曰く、「工の家一、器を用ふる家六、農の家一、粟を食する家六」なれば社會經濟には必ず恐慌の現象が起ると。誠に労働の生産する物産には限度がある。労働する者が少く、消費する者が多ければ、生産物は供給不足の勢を現出し、財貨は之がために缺乏し、經濟は之によつて恐慌を來たすものである。多數の歐米の舊經濟學者も、此の説を主張して居るが、それは産業革命以前に於いてさうであつたに過ぎない。社會は、既に産業革命を経、機械が相ついで煩雜なる人力に代り、生産力の大なること、人力に比較して正に萬倍にも及ぶものがある。而も生産品の販路は擴大せず、却つて停頓堆積の虞さへある。今日社會經濟を論ずるならば、之を生む者の衆からざるを患へず、之を食する者の衆からざるを患ふと言ふべきで、さきには生産者は多數、消費者は少數ならん事を主張したが、今日の主張は、生産者は少數、消費者は多數ならんことを願ふ譯で全然反對であ

る。斯様な事は皆舊學説が現社會に適用せざることの例證である。

我國は未だ嘗つて産業革命を経験しない。さきには閉關主義（鎖國主義）を主張し、其の後外人の威迫によつて止むを得ず貿易の禁を解いたが、戦々兢兢として貨物が外に流出して物價が昂騰するだらうことを恐れ、之が防止の策を練り、遂に輸入税を軽く、輸出税を重くする一策を案出した。何ぞ知らん、外人の意は、自國の貨物を廣く賣捌かんとするに在つて購買にはなく、我國のとつた種々な防止手段は却つて外人に利用され、外國貨物は充満し、國産品は停滯してしまひ、經濟上よりして莫大な影響を受けたが、之れ實に我國民の經濟學の原理に對する無知の致す所であつた。

吾人は社會の貧困は生産の發達を求むる事を知つた。然るに生産は充分でありながら社會は却つて貧困に陥つて行くのは何故か。その原因は實に分配が不適當なるに由るのである。労働者の所得はその一小部分に過ぎぬが、地主資本家は之に反して大部分を占め、また更にその餘剰の利益を以て資本となして事業を發展せしめ、其の結果貨物は充満し、之が競争して賣込み、以て利を爭奪するから、社會經濟の受ける影響は莫大である。故に根本的に解決するには、分配問題より着手しなければ不可である。

全然労働力のみを使用する時代に在つては、其の生産の成果を、舊經濟學説に従つて分配し、土地、労働、資本が各々一部分宛を得ても、なほ其の弊害を感じない。だが、機械發明の後もなほ、此の例に倣ふならば、それは最も不適當な方法である。労働者は多いが、工場の雇傭する職工は少く、生産物は多いが労働者の得る報酬は少く、労働は安く土地と資本は高いから、貧富兩階級は日につれて愈々相距る事が遠くなるのである。社會主義學者は遂に平等に分配する良法を研究してその害を救はんとし、現世界の人類が貧富苦樂の同一でないのは、社會上の關係からであることに愈到した。社會主義の主張は、實に世界の人類をして同じやうに平等の地位に立たしめ、富めば同じく富み、樂しめば同じく樂しみ、貧富苦樂を異にすることによつて社會を競争悲苦の立場に陥らしめてはならない、といふにある。

産業革命の後、社會主義が發生してから、一般學者は始めて舊經濟學の分配の不當を悟り、次の如く主張した、労働はよろしく生産の餘剰の大部分を得べきで、地主と資本家は、土地と資本とが生産に於いて有する地位に應じただけの利を得ればよく、労働に分配する報酬の多寡は精神を勞し體力を勞したその多寡を觀察し、労働が大であれば報酬も多く、労働が小であれば報酬も少くし、餘分の利益は之を社會に提供し、以て社會各般の事業を興すことにすればよい。凡そ人

は社會の一分子たるからには、その餘澤の幾分かを享けぬ者はない譯である。これが分配の最も平等公正な方法であると。これは社會主義の最も力説主張する所である。

最近の歐米では、舊經濟學によつて分配し、地主資本家は既に優勝の地位を占め、労働者は遂に劣敗の地位におかれて居る。法律上にも、資本家と地主の利益獨占が保護されて居るから、地主は益々その土地所有權を壟斷し、資本家は益々其の利權を壟斷し、多數の労働者はその労働能力を發揮し難いばかりか、社會に生存することさへ困難で、相互の階級は非常に懸絶して居る。だから不平な人々が均產主義を主張するのは、固より怪しむに足りないのである。

英京倫敦は最も富裕な場所、人口約六七百萬の多きに上るが、毎年冬季は工場が休止するので、失業の饑民は嘗つて百萬といふ數に達した程である。富裕の地區にして人民がなほ饑寒から免れないのは、生産が需要に應じ切れぬからではない。實に分配が平等公正でない故である。英國の人口を調べて見ると四千五百萬からあるが、男女老少を全部平均して計算すると、毎年一人の収入は、さつと三千餘元位で五人家族とすれば丁度一萬五千元を得る事になる。但し、實際は大いに之と相違してゐるのである。即ち英國の普通の賃銀で計算すると、一人一年五六百元に過ぎない。労働者五人家族の家では、全然これ丈に頼つて生活を營んで居るのである。中國の如く

經濟程度の高くない時代に在つて充分生活し得るのに、經濟程度が既に高い英國に於いては實に生活し得ない状態なのである。又、英國國民全體の収入を通算すれば平均一人一年三千餘元となるが、婦人、老少等労働し得ぬ者を除くと、生産に従ふ労働者は實に四分の一に過ぎない。そして各人一年間の生産額は三千餘元に四倍する一萬餘元であり、しかも得る所の報酬たる賃銀は、五六百元に過ぎないのである。これでは労働者の所得は百分の十にも及ばず、地代や利息は百分の九十餘となる譯である。かかる分配の不當は、舊經濟學の分配の三要素を以てするも符節に合しない。そして之が爲に利益を生み出す労働者は常に餓えと寒さの苦を受け、利益をわけどる大地主、及び資本家は反對に優游として苦もなく社會の無上の幸福を享樂してゐる。實に不平等の甚しいものではないか。

社會主義者は此の不公平を目撃し、激烈派は遂に均產の説を唱導するに至つた。然し最初の思想は甚だ簡單であつて、勿論未だ嘗つて事實上の計劃として現れた事はない。其の後學説が研究され、方法も穩健となり、みな根本の解決は、經濟問題にあることを知り、「ヘンリー」氏の土地公有、「マルクス」氏の資本公有が出たが、此等の學説はよく社會主義の眞髓を得て居る。今日、中國の地主資本家の眼光がなほ狭く、保守を知つて進出を知らない。又山野荒地等、未だ主なき



ものが多く、一般平民も往々にして自由に使用する権利を有してゐる。従つて薪をとり遊牧しても之を禁止した例はない。歐洲に於いては、山野荒地も皆資本家が領有し、他人が其間に薪をとり遊牧する事は許されない。社會黨は資本家地主が專横で全國の經濟を支配する勢力を有するが故に、極端に之に反抗する。併し資本家地主は屹然と頑張つて、少しも動搖せず、國家法律の保護を受けて居るので、現に社會黨員の反抗も實に小さな火の一ふきすれば消えてしまふのと異なる所がない。茲に於て激烈派は遂に消極的主張を以て、工場及鐵道を破壊し去り、其の營業に必要な資本を破壊して利益を生ぜざらしめ様とした。併し早速法律の干渉を受け、結局根本的解決を爲すことは出来なかつた。

資本家と社會黨は交渉があればある程、關係は悪化した。そして之によつて其の害を蒙るものは一般労働者である。一般労働者は社會主義に賛同せぬ者とはなく、社會黨員と心を同じくし法を設定して資本家の專制を抑制せんとして居る。吾人は傍觀者の地位に在つて、世界一切の生産物にして労働者の血と汗とからなつて居ないものは無い事を知つて居る。故に労働者は、ただに資本を發達せしめた功臣であるばかりか、また人類世界の功臣でさへある。世界人類の功臣を以てして、しかも強力者の蹂躪虐待を受けつつある。吾人は此の事が既に不平等であると考へる。

況んや資本家のために功勞があり乍ら、却つて資本家から殺戮を受けつつあるのである。労働者が資本家の苛酷な待遇を受けて、反抗を思ふのは、それを彼等の罪とする事は出来ない。當時労働者は組合を組織し、賃銀の増額を要求し、遂に同盟罷業の騒動を惹起したのである。

斯る場合罷業は労働者にとつて止むを得ない事であり、世界に於いて最も悲惨且つ苦痛な事である。労働者の罷業は、賃銀の増額を謀らんとするものであるが、而も現在の賃銀を犠牲とせざるを得ない。彼等に多くの蓄へが有る譯はない。其の衣食は全く日々の賃銀に依つて支へられて居るのである。だから一旦罷業すれば、甚しきに至つては日に一度の食事さへし得ないのであつて、其の苦痛慘狀は思ふに耐へないものである。資本家は、仕事が無ければ生活する事は出来ぬから、罷業は決して永續しまいと泰然として行動し少しも動かされない。労働者は餓と寒さに交迫られて、恨をのみ、聲をのんで再び資本家の門内に入る。資本家は一時罷業によつて多少の損失は蒙るが、生活費に供する財産を有し、決して労働者程困苦するには至らないし、損失を補填する日もあるのである。

社會主義學者は、罷業による強請要求が決して根本的解決に非らず、當に經濟學上分配の平均を求むべきである事、及び先づ須らく資本問題を解決せねばならぬ事を知つて居る。資本の消長

を願れば、種々の原因がある。米國の鐵道會社の如きは、民衆に農産物を輸送するのに運賃が極めて低廉であり、別に農運會社を設けて、その土地から廉價に買上げてゐる。人々はその爲め運賃を免れ得るので皆之れに廉賣する事を望んでゐる。農運會社は元來鐵道會社に附屬して發生したのであるが、運送賃が他に比して低廉であり、その上資本も少く、更に他に廉價で賣捌くこともするので商人の業務を奪つてしまつた。之が爲に商人も農夫も皆失敗し、小商人は早くも淘汰された。そこで會社は遂に其の價格を高くした。小商人は價が高くなれば、利益が見込まれる所から、またも舊業を興した。會社は小商人が再び起つたのを見て、再び價格を引下げた。小商人は資本が微小で維持することが出來ず、またも消滅し、會社は遂に其の利益を獨占した。これは獨り農産物運輸會社のみではない。石油、鋼鐵等もみな人の惡事を眞似ざるはなく、故意に操縦し、力をほしいままにして併呑し、小商人は力の敵し難いのを知つて、ただ手を拱ぬいて退讓するの外なく、その生産、厚利はみな大資本に獨占されてしまつた。即ち「トラスト」が一度出現して以來、それは殆んど全世界の經濟を左右する勢力を有するに至り、石油、鋼鐵王等が出現し、多數民衆の資財を兼併して一個人の富をつくるに至つた。

産業革命以前は、人々がみな「アダム・スミス」の標準たるを知つて、一致して自由競争を主

張したが、機械が出現するに及んでも、依然舊い法則に遵つて説き行つたので、その結果は急激に社會上貧富激戦の害を醸成した。労働者は、産業革命以前には、勤勞儉約質朴で、漸を逐ふて財産をつくり得た。然し機械が發明されてからは、利益の源泉は盡く資本家に壟斷され、労働者は一生労働しても、その生んだ利益は盡く資本家に享樂所有されてしまひ、己れ一人の得る賃銀では衣食にも事缺く有様で貯蓄などは到底望めなくなつた。歐米近來の經濟の現状を目撃しては、萬に一つも労働者の致富し得る理を見出さない。中國は今日に於いては、機械も工場もなほ十分に發達せず、利源も亦充分に開拓されて居らない。故に現在では貧民にもなほ致富の機會があるが、更に進歩すれば、亦將に歐米と同一の状態を呈するであらう。

社會主義學者は嘗つて、物極まれ必らず反す、と云つて居るが、專制も若し極點に達するならば、その顛覆することの容易なる事掌をかへすが如しである。將來の社會革命は先づ最初に米國に起るであらう。米國は大資本家が經濟界の特權を擅にし、農工を牛馬とし、労働者行商人を奴隸とし、專制既に甚しきものがあるから、反抗すれば必ず力を極め、其の伏流潔勢は一度發すれば抑壓すべからざるものが有るであらう。蓋し資本家の專制と政府の專制とは同一である。政府顛覆の日こそ、亦資本家の顛覆する日である。

各國の社會主義者は、將來の社會革命の禍に鑑みて、懸命になつて「マルクス」の學說を提唱し、分配の平等を主張し、根本の平和的解決を求め、以て過激派が均產主義を實行することによる擾亂から免れ様としてゐる。故に土地回收、資本公有の二説は、國是を思ふ者には賛成許諾され、勞働は當然相當の報酬を得べしとの説も、また全世界の學者に賛同されて居る。

我國に社會主義を提唱すると、人は皆、病もないのに呻吟するものだとして斥ける。これは未だ社會主義の使用方法を知らぬ者である。今日の中國に在つては社會主義を口にして、其れで大資本家の發生を豫防すればよいのである。之れは無病の呻吟ではない。正に病の防衛である。必ずしもすべて歐米の激烈なる對峙に則らずとも、學理に基き平和の裡に防止すれば結構である。歐米に於いては、既に資本家の勢力が築かれて居るから、土地資本が回收されて國有となる時は、社會黨の資本家に對立すること、あたかも革命が滿清皇室に對立して、激烈恐喝、之に退位を迫ると同様なことになるであらう。我國の資本家に至つては、資財數千萬を有するが如き者は國內に殆んどない。多少資本を有して居る者も、大半は金を蓄にして守つて居る丈である。變亂の際、外國銀行に貯金する者、保険料を支拂ふ者の甚だ多いことによつても、我國の資本家は元來資本を利用して生産を営む事をよくしないのが判明するだらう。經濟の極めて高度な發達を示してゐ

る國に較ぶれば、我國資本家中の最も財産家でも、中流の財産に過ぎないのであつて、必ず退讓せねばならぬ程の事ではない。

資本とは元來、金錢のみ専ら指すのではなく、機械、土地も皆資本ならざるはない。今日の財界の状態に就いて觀るに、其の資本金の最大なるは鐵道である。米國鐵道の資本金は約一百八十億、毎年全國の収入は約十五億、十二年間の収入で元本を回收し得る。則ち十二年後の収入は盡く丸儲けである。其の利益の莫大な事に過ぐるものは少い。余は鐵道政策に對しては多年研究してゐる。今、かりに資本金六十億を募集して鐵道二十萬里を建設すれば、其の資本は米國に比較して僅々三分の一で、四五十年間は維持し得、毎年六億の利益を得る事が出来る。米國の鐵道は會社の所有、即ち少數資本家の所有であるが故に、其の利益はみな私人に獨占されて居る。我國の鐵道は提唱して之を公有に歸せしめれば、鐵道を公有する事により毎年遽かに六億の收入を増加するし、更に之を以て生産事業を經營すれば、其の利益は云ふまでもなく公有に歸する。かくすれば大會社、大資本は盡く公有の社會事業となり、少數資本家の獨占專制を免れ得る。國家社會主義に従へば、公有は即ち國有である。國が民國であるから、國有は民有と異なる所がないのである。國家は、生じた利益を擧げて人民の事に使用し、我國民は共に其の利を受けるのであ

る。碎いて云へば國家行政の經費、地方費は吾人民衆が負擔して居るのであるが、公共の利が興り、府庫が充實することは、吾人民衆にとつては、間接に租税の負擔を輕減することになるのである。

鐵道及び各種の生産事業は其利益が右の如く大であるから、労働者の賃銀については、社會生活の程度に適應して、漸次之を増加し得る。つとめて生計をゆるやかに裕かにし、利を平等に受けるならば、労働者も仕事に安んじ再び同盟罷業の悲劇を演ずるに至らない。以上述べた所は、資本問題の解決であるが、進んで土地問題を解決するのは、最も容易な事である。ここに諸君の爲に申述べよう。

土地問題を解決せんと欲せば、我國の今日は絶好の時期である。此の資本未發達、地價の騰貴せざる時期に乗じて先づ解決を行へば、歐米に比較して其の難易は同日の談ではない。併し、此の土地問題を解決せんとせば、須らく先づ土地價格の變遷を知らねばならぬ。上海の土地に就いて云へば、開港以前には一畝の土地は五兩に過ぎなかつたが、現在では三四十萬兩する所さへある。翻つて内地を観ると、滿蒙、陝西、甘肅、西藏、新疆の地價は、昔日の上海と正に相等しい。英大馬路の黃浦灘から靜安寺に至る一路の地價は、既に貴州全省の地價と相匹敵して居る。之に

よつても、今日の上海は、今日の内地と同一の土地でありながら同一の價格でない事を知り得よう。即ち、今日の上海と、昔日の上海とも、亦土地は同一ながら、その價格を一にしないのである。その價格の同一でない理由は、自然がさうさせた譯ではない。實に社會の進化が影響しての事である。上海地價の高價なるは、既定の事實であるが、將來工業商業の發達、交通の便利と共に、内地の地價も亦、必ず上海の如くなる時代が有らう。

更に社會の進化により、二三十年を経過すれば、地價は萬倍にも騰貴するだらうが、この萬倍の利は、一體何人に屬するかと言ふに、それは地主のものとなるのである。外人はみな此の理を知つて居るので、財を出し、名をかつて、土地を買ふ者、その數を知らない。我國は廣大な土地を有しながら、これを支配する良法がなく、社會の生産したものを廢棄する様では、必ず外人に乗ぜられ、土地生産の權を奪はれてしまふに違ひない。だから吾人は土地支配の方法を研究して社會主義の眞髓を知らねばならない。

土地價格の増加がみな社會進歩の影響による事は知つたが、では社會の進化は果して彼れ地主の力によるものだらうか、若し地主の力でないならば、社會及び増加する地價も隨つて、地主の享樂所有たり得ない譯で、將來増加してゆく地價は當然社會の公有に歸すべきであり、かくてこ

の社會經濟の眞理に合致するにちかからう。もし社會の公有に收めず、地主の私有に歸せしめたならば、將來大地主はきつと大資本家となり、三十年後には歐洲革命同様の流血の慘劇を醸成するであらう。故に今日社會主義を主張するのは、實に子孫の幸福の計をなすものであると言はねばならない。

今日我國に於いて社會主義を唱へ、土地公有を主張するのは、地價及び地價稅徵收の二法を規定せんとするもので、之れ實に社會主義の政策である。即ち、地主所有の土地を調査して其の地價を定め、自由に報告を提出せしめ、國家は其の地價に應じて地價百分の一の稅を徵收する。地主は地價を高く報告せんとすれば納稅が重くなり、納稅を輕からしめんとすれば報告の地價は低からざるを得ないから、兩者を考慮して、結局報告の地價は相當程度たらざるを得ないのである。そこで國家は其の地價に基きこれを戶籍に登記し、報告の地價は規定の地價となり、其の後の地價の騰貴はみな社會の公有となり、私人はその利をうける事が出來ず、地主が壟斷しようとしても、何處にもその口實を見出し得ないのである。(此の法は、廣東では既に議案として省議會に提出し可決された)

米國紐有の一市で、地代の収入は毎年八億の巨額に上るが、惜しむらくはみな地主の私有する

所となつて居る。若し公有に歸したならば、社會經濟上必ず益する所があるだらう。之れは紐有一州の事に過ぎない。我が國は、土地の廣大なること、物産の豊富なること、世界に冠たるものだが、將來商工業が發達し交通が便利になれば、地代の収入は紐有に比して幾十萬倍となるだらう。従つて國富は立どころに成り、今日の如く民窮し財盡き外人より借款せねば國が立ち行かぬと言ふ様なことはなくなるだらう。

余は社會主義に對し、其の國利民福をはかるに眞面目であつて、社會の眞理に基づき、種々の生産物を集めて公有に歸せしめようとするを心から歓迎する。社會主義を實行する日こそ、幼は教ふる所あり、老は養ふ所あり、分業で作業し、各自適所を得、我が中華民國てふ國家は一變するに至るであらう。余はかく考へ、頗る樂觀して社會主義國家の理想を抱いてゐる。次にその種々なる施設について、再び略述したい。

社會主義の國家は、眞に自由、平等、博愛の境域である。國家は、鐵道、鑛業、水運等の收入及び人民の完納する地代、地稅を有し、國庫は充實し、之をとれども竭きず、之を用ふれども盡きざる状態となり、社會主義學者は進んで之を經理し、國家の經費の餘剩を以て、社會の種々なる幸福を謀るに供するのである。

(一) 教育、人間として用じく社會の一員でありながら、富貴の家に生るれば教育を受ける事が出来、貧賤の家に生るれば教育を受ける事が出来ないとは、不平等も甚しい。社會主義者は教育の平等を主張する。凡そ社會に人と爲つては貴賤を論ぜず、みな公共の學校に入學すべきである。ただに學費、食費を徴收せざるのみならず、衣服、履物、書籍等もみな政府がその費用を支辨し、その聰明や才能を發揮せしめ、各専門に分ち、その資質が高等教育を受くる能はざる者には其の性質の適不適に従つて農工商の技術を授けて、獨立して生活し得る者たらしめ、卒業後はそれぞれ各處に送つて服務し、その能を發揮せしめる。かくすれば、教育の恩恵は、獨り富人の獨占に偏する事なきを期し得、貧困にして就學し得ざる者も亦これで其の憾を免れる事が出来る。

(二) 養老、人は社會のため精神を勞し、肉體を勞し、辛苦すること數十年、老衰して筋力も弱りはて、何事もなす事能はざるに至る。社會主義者は、社會に功勞ある者の晩年に對し、社會は當然扶養の義務があると考へ、公立養老院を設け、老人を收容し、生活を豊富にして愉快ならしめる。かくして其の天壽を全うするならば、以て貧窮者の家庭の缺陷を補ふに足るだらう。

(三) 病院、人類が社會のため忠實を盡くし、身を惜しまず、たま／＼疾病にかかる。富める者は固より醫藥を以て治療するが、貧しき者は餘分の金とてはなく、終に沈淪して死に至る。これも亦不平等な話である。社會主義者は、公共病院を設立して治療し、治療費なしで而かも富人の代價を支拂ふものと同じに待遇する事等を主張する。かくなれば、この社會には死なずとも濟むのに死ぬ様な人は少くなり得る。

其他、聾啞癱瘓疾院の如きは造化の失錯を救ひ、公共花園の如きは、閑暇の遊戯に提供する。人々は平等であつて、心を勞するものと力を勞する者との差こそあれ、その勞働を爲すに至つては同一である。官吏と勞働者とは分業の關係に過ぎず、各自一つの業務に従ひ、決して尊卑貴賤の差はないのである。社會主義の國家では、人民からして尊卑貴賤の觀念がないから、尊卑貴賤の階級は、自然に形もなく消滅に歸してしまふ。農夫は耕し、勞働者は製造し、商人は流通し、士は治め、各自その業務に力をつくし、幸福は平等ならしめずして自ら平等に、權利は等しからしめずして自ら等しく、これによつて發展すれば、大同の世界を招來することも難くはない。余の講演は三日に亙り、社會主義を説明したが、なほ詳細をつくして居ない。望むらくは、諸君と共に研究し、共に進んで行きたい。これが即ち余の拙き願である。

## 十二、民生主義と社會革命

— 民國元年四月臨時大總統辭職後同盟會の送別會にて —

諸君、今日同盟會の送別會に於て一同相會する機會を得たことは誠に幸である。今日中華民國が成立し、余は總統の職を辭したが、辭職はしても何事も爲さないと云ふのではない。即ち今後は政治よりも更に重要なことに著手しようとしてゐるのである。二百七十年前、中國が滿洲に亡ぼされて以來、我々中國人による光復の擧は、何回となく繰返され、各處に於ける會黨は皆民族主義を實行せんとした。五十年前に起つた太平天國の如きは、全く民族革命の代表的のものである。只此等の民族革命は、其の革命成功後に於て、專制政治を爲せば、其れは結局成功し得ないのである。

八九年前、少數の同志が、日本に於て同盟會を發起して、三大主義を定めた。一、民族主義  
二、民權主義 三、民生主義の三である。今日已に滿清は退位し、中華民國が成立したから、民族民權の兩主義は俱に其の目的を達した譯であるが、只民生主義に至つては尙未だに着手されてゐない、故に今後我々が力を致さなければならないのは、此事でなくてはならない。現在社會革

命は全世界の提唱する所であるが、多數の中國人の見解は、今尙此點に迄到達してゐない様である。即ち今日多くの人の中國改造の目標は、専ら中國を歐米諸國と並駕齊驅し得る様な一大強國にすることに在る様である。今日最も富強を誇るのは英米であり、最も進歩した文明を有するのは佛蘭西である。而して英國は君主立憲國であるが、米佛は共に民主共和政體である。斯くの如く彼等の政體は已に完美なものであるが、貧富階級の差が甚しい爲に、多くの社會黨は頻りに革命を想ひつつある。而も未だに社會革命を見ない爲に、總ての人民が安樂たり得ず、幸福を享らしつつある者は少數の資本家のみであつて、多くの勞働者は、依然苦痛を受けつつある状態である。従つて人民全體が相安無事なるを得ないのである。今我中國は已に民族民權の兩主義の目的を達し、達し得ないのは民生主義のみである。本黨員中には「種族革命と政治革命は極めて容易であるが、最も困難なのは社會革命である。何となれば種族革命は異族を驅逐すれば足り、政治革命は機關を改良すれば夫れでよいが、社會革命の實行は、其の必須條件として、人民の程度が最高なものでなければならぬ。だから中國は民族民權の兩革命には成功したが、社會革命は寧ろ之を保留して、暫く時期を待つべきである」との説をなす者があるが、此の説も妥當とは言ひ得ない。英米の如き諸國は文明が已に進歩し、商工業も已に發達してゐるからこそ、社會革命が

困難なのであつて、我中國は文明が未だ進歩せず、商工業も尙發達しないから、却つて革命が容易なのである。英米諸國には資本家が已に發生し、障礙物も已に多くなつて居り、此等の障礙物を排除する事は頗る困難であるが、中國にはまだ資本家も無く、障礙物も無いから、之を行ふのは容易である。然らば之を行ふ方法如何。社會革命には武力を用ふべきであるか。此等の間に對し、余は敢然として答ふるであらう。英米に於ける社會革命ならば、或は武力を用ふべきであるかも知れない。然し中國の社會革命には武力を用ふる必要はないと。先に余が英米の社會革命は困難であるが、中國の夫れは容易であると言つたのも之が爲である。中國は元來貧窮な國であつたのが、此度の革命を経て一層民窮財盡の状態となり、中國人の家には已に多くは餘財がなく、外國に於ける資本家の如きものに至つては全く存在してゐない。従つて社會革命に因つて苦痛を感ずる様な者は無い譯である。只現在弊害が現れてゐないからと言つて、社會革命の實行を將來に迄擱置することは不可である。此の點、人が病氣の醫療をするのと同様であつて、已に發病してから療治するよりも、未然に豫防する方が上策である。吾人は眼光を遠大なる一點に向け、數十年或は數百年後のことを想ひ、眼を全世界の各國に馳せなければならぬ。中國には資本家が發生してゐないから、現在社會革命を云々する必要はない、人民の程度が高くなり、貧富の階級が

形成されてから、此の事を論ずべし、などと言つてゐたのでは遲きに失するであらう。英米各國は従以此の事に意を用ひなかつた爲に、近時に至つて斯く如き苦痛を喫してゐるのである。昨冬の炭鑛罷業の如きは此の事を如實に物語るものである。罷業は一種の暴動であつて、革命とは言ひ得ないものであるが、英國人達は社會革命を行はんとして、行ひ得ざるが故に、已むを得ず暴動の手段に出たのである。且つ社會革命は譬へ現在之を行ひ難くとも、將來は必ず實行しなければならぬものである。又其の實行の時に至つて、如何なる過激手段を用ひ、如何なる危険現象を呈するに至るかば豫言し得ないことである。我々が此の民族民權兩革命成功の時に當つて、若し後患の豫防を思はなかつたならば、將來必ず資本家が出現し、其の壓制手段は恐らく專制君主に比して、より一層激烈なものとなるであらう。そして之が爲に殺人流血の争ひをなすに於ては、夫れこそ禍を重ぬることなくて何であらう。

本會従前主義とした所のものに、「地權の平均」なる一事があるが、若し此の地權の平均を實行し得れば、社會革命は其の七八割を成功したも同様である。而して地權平均の法を實施するには先づ此の主義を全國に普及して始めて無礙なるを得るのである。只注意すべきは、現在已に舊政府が倒れて新政府が樹立され、而も民政は開辦さるるに至つてゐないから、此時に當つて各地主



の契約を結び換へさせる様にする必要があるのである。此事は歴代政府の交迭する毎に、當然爲されなければならぬことであつて、社會革命を主張する上にも、此の契約書き換への際に、少しでも改變を加へて置けば、其の効果は無窮であり得る。即ち從來人民所有の土地は、其の面積に準じて納税し、之を上中下の三等に分つてあつたが、今後此の方法を改めて地價に準じて徵税することとし、土地の不同によつて、單に三等級にのみ分つと言ふ様な方法は廢止すべきである。何故かと言ふに、例へば南京の土地と上海の黃浦灘の土地との地價の相異は非常なものであるに係らず、此等を單に三等級に分けるのは不公平だからである。それより寧ろ地價に準じて徵税し、高價な土地には多く、低廉な土地には少く課税する方が、遂に公平であり得る譯である。

何故かと言ふに高價な土地は必ず繁盛な地域に在り、其の所有者は多く富める者であるから、此等の土地から多くを取つても、決して慘虐とはならないが、安價な土地は必ず窮郷僻壤であつて、多くは貧しい者が之を所有してゐる關係上、此等の土地に重税を課してはならないのである。又三等級の外に價格による差別を設けて置かなければ、黃浦灘の如き土地も一畝の納税額は數元であり、郷村の農民の所有地の納税も、同じく一畝數元と言つた様な、頗る不公平なこととなるが、地價に準じて徵税すれば、能く此の弊害を除去することが出来るであらう。今後商工業

の發達と地價の騰貴とは必至の勢にあるが、そうなれば百年前に比較して今日上海の地價は、其の萬倍に騰貴してゐるが、五十年後には正に數十の上海を現出するに至るであらう。先年英京に居た時分、些して繁盛でもない土地が、毎畝六百萬元もしてゐるのを見たが、將來中國も之と同様な状態となるであらうから、現在の儘では此等の巨額の利益は地主の所得となる外はない。郷村に十畝の土地が有り、今、人力を用ひて之を耕作したとしたり、辛ふじて一人を養ひ得るに過ぎないであらうが、此の土地が地方の發達により、地價が千萬元となる様なことがあつたとすれば、其の所有者は一大富豪となる譯である。然らば此の財産は如何にして得られたものかと言ふに、大抵は鐵道の敷設又は地方産業の發達等の結果に依るものであつて、地主個人の力によつて得たものでは無いのである。斯くては、數十年後には、土地を有する者は、皆坐して此の莫大なる利益を優先的に享有し得るに至るであらう。故に土地の面積に準じて徵税することは、地權の甚しい不平均を招來するものである。中には之が平均の方法として、土地の國有を主張する者が有るが、國家が全國の土地を買収することは、其の力量に於て到底及ばないだらうから、最善の方法は矢張り地價税法を定むることではなくてはならない。地價百元の時に一元を納税する地主は、其の地價が一千萬元となつた曉には十萬元を納めても、強ち重税とは思はないであらう。此種地

價税法は英國に於ては已に之を行ひ、數度の議會解散を経て殆めて通過し、其の屬地たる濠洲等に於ては已に之が實施を見つつある。之は此の方法が完全であり、他の力によつて阻礙されることが無いからである。

以上の第一條件に於ては、富人に多額の租税を納めしめんとするのであるが、更に第二條件として、國家は地券中に、國家に於て必要とする場合は、隨時地券記載の地價によつて其の土地を買收し得る旨を明確に定めねばならない。斯くして始めて弊害無きを得るであらう。何となれば、人民が將來國家が其の地を買ひ取るかも知れないと言ふ見込の下に、其の地價を高くしておけば、若し國家が之を買はない場合は、年々其の價格通りに多額の税金を納入しなければならなくなり、其の累に堪へないであらうから、敢て此舉に出る者はないであらう。更に又其の地價を低廉にして置いて、少額の納税で済まそうとすれば、若し國家が其の土地を買收する場合には、自然之を廉價に賣らなければならなくなる譯で、之も亦敢て彼等の爲し得ざる所であらう。故に此の兩方法は相互表裏となり、定めずして自ら地價は定まるのである。國家の側から見ても、斯くすれば、買收にも徴税にも、皆大なる利益があるのである。

近來の中國は貧窮を極めてゐるが、之が補救の法としては單に地税を徴收するばかりで無く、

更に地券登記税を徴收すべきである。嘗つて廣東に於て百兩毎に九兩宛の地券登記税を取つたことがあるが、今宜しく全國一律に地券の書換へをなし、更に一つの標準價格を定め、百兩毎に三兩乃至五兩宛の地券登記税を徴收し、年を逾へて猶も地券を書換へ無い者に對しては、年に按んじて次第に此の登記税額を遞加することにすれば、敢て故意に延引する様な者はあるまい。此の方法によれば今後地價が日々に騰貴すれば、國家の収入も益々多くなる譯であるから、中國は何等其の貧困を患ふるには當らない譯である。惟ふに土地は生産の原素であるから、地權を平均し得たる後に於ては、社會主義の實施も自然容易となり、國家が鐵道を敷設せんとする如き場合にも、人民が其の地價を高騰せしめ得ないから、土地買收は至つて容易に行はれ得るに至るであらう。

次に資本の問題を論ずることとする。國家が大實業を興さんとする場合、資本が無ければ外債を借らざるを得ない。而も此の外債を借つて實業を振興することたるや、我國に於ては已に内外の均しく賛成する所である。先日、唐少川氏が、京奉鐵道借款は夙に償還し得るのであるが、英人が回收することを欲しない爲に、此の金額を流用して京張鐵道敷設の資金とすることにした、と言つたと言ふ話を聞いたが、之を以て見ても、中國の實業への投資は、外人の望む所であるこ

とが解る。中國人は外債と言へば毒物の様に畏れ、外債を不生産的な事に用ふれば有害であるが、之を以て生産的な事業を営めば有利であることを知らない。米國の發達や日本の勃興は皆外債の力に依つたものである。我國に於ける外債による鐵道敷設の利は、三ヶ年間の収入を以てすれば完全に敷設資金の全部を償還することが出來、其後の年々の収入は皆純利益となし得る程のものである。而も若し外債を借らなければ、斯の如き巨額の収入を得ることは出來ないのである。米國の鐵道は毎年七億弗の収入をあげてゐるが、更に之による附屬的利益として、數百萬の勞働者を養ひ、各地の生産物をも輸送してゐるのである。故に中國に於ても之が實施が遅るれば、一年毎に少くとも數億の収入を失ふことになる譯である。西洋人は時は金なりと言ふが、我國人が何時迄も此の事を措いて顧みないのは、誠に残念な事である。昔張之洞は蘆漢鐵道の築設を議するに當つて、外債を借ることを畏れ、又外國材料の使用を畏れて、之が爲に漢陽鐵廠を設立し、自ら「レール」を製造せんとした。然るに孰ぞ知らん、漢陽鐵廠は屢々失敗を繰返し、更に多くの資金を投入したが、竟に盛宣懷の手に歸し、鐵道の方も成功するに至らず、其後遅るること二十年にして、白耳義資本によつて漸く敷設さるるに至つた。此時は一切の材料を外國から購入したのであるが、漢陽鐵廠の成功を待たんとして已に二十年遅れた譯であつて、其の失ふ所たるや實

に幾何たるかを知らないのである。中國人は金錢の貴ぶべきを知つて、時間の貴ぶべきを知らず、小を顧みて大を失ふ缺點がある。中國各地方の産業は未だ發達せず、人民には働くべき仕事が無く、廣東省の如きは毎年約三十萬の猪仔（南洋華僑中の契約勞働者）を輸出し、彼等は人であり乍ら牛馬に等しい仕事をなしつつある。此際若し外資を輸入して大いに事業を興すことが出來れば、中國人は海外に出て傭工となる必要はなくなるであらうし、國內の産業も亦現在に比して幾層倍にも増加するに至るであらう。余は昨年「カナダ」を経て、彼地で中國人が炭坑で機械を用ひて採炭してゐるのを見たが、彼等は毎日十餘噸を採掘することが出來、日給七八元を貰つてゐた。それでゐて資本家は尙最少限度一人の勞働者により一日百數十元の収入をあげてゐるのである。然るに中國内地の炭坑に於ける勞働者は、毎日辛うじて一噸を掘る得る状態であつて、其の生産力は極めて小さい。之が若し機械を用ふれば、其の生産力は少くとも十數倍となるであらうし、生産力が十數倍となれば、財富も亦十數倍に増加する譯で、中國は従つて一つの最も富める國家となり得るのである。即ち生産力を開發し得れば富み、開發し得なければ窮するのであるが、前清政府は開發せんとして、爲し得なかつた。然るに今日では共和國となり、自由なる措置を採り得るのであるから、産業の勃興も期して待ち得るのである。然し防がざる可らざる一種の流弊は、

之によつて資本家が發生するだらうことである。

若し一工場があり、數百人の職工を雇傭し、各人が二百元の利益を擧げ得るものとしても、其の職工一人の工賃が五元に過ぎないならば、恐らく一家の糊口を養ふには足りないであらう。そして此種の不公平が激成されるれば、罷業に迄進展するのであつて、之は生産増加に伴ふ不可避な階梯なのである。故に一面國家の富強を圖ると共に、他面資業家の利益壟斷の流弊を防がなければならぬ。而して此の弊害防止の方法は、社會主義の實施以外に無いのである。本會の政綱中に國家社會主義政策を採用してゐるのは之が爲である。獨逸に於ては已に此の政策を採用し、鐵道電氣水道等の大事業は全部國有に歸し、以て私人の利益壟斷を禁じてゐる。英米は最初此政策を採用しなかつたが、今日弊害の大なるを見て、米國は今や鐵道を國有とせんとしつつある。只之が買収には巨額の資金を要するので、之が爲の財力が不足し、已に根深くして抜く能はざるの勢をなしてゐる。只獨逸は其後に興つた爲に、能く之が豫防に成功し、全國の鐵道を悉く國有に歸することが出來た。中國は當に法を獨逸に採るべきである。そして鐵道の總延長を二十萬里に達せしむることが出來れば、歲入十億元を得ることが出來、此の金のみを以てしても全國の公用を満して餘り有るであらう。更に中國が他國に優つてゐる點がある。夫れは英國の土地は多く貴

族の所有であり、既墾の地は大低人民の所有に歸して居り、未墾の地のみが悉く私有とまでは行つてゐない状態であるが、中國では宅地田畝以外の一切の鑛山山林等は多くは國有である。又英國では鑛物税は頗る多額に上り、毎年の所得は甚大であるが、此等は皆地主の收入となつてゐる。之によつて見ても、中國に於ける鑛山の屬官が、人民に鑛山を貸し與へ、之を開掘せしめて利を求めてはいけなひと言ふ理屈はない。若し中國が國家社會政策を實施するに至れば、地租のみに付て見ても其の收入は現在に數十倍するであらうし、鐵道收入に至つては三十年後之を國有として回収した曉には、米國に準じて能く十四億の收入を得ることが出來る様になるであらう。更に此の外に鑛山採掘權を貸與することによつて得る收入を十億元と見て、此の三項の收入を合算すれば、國家の收入は、其の歳費を支辨して裕に餘りあるものとなるであらう。此の時に至つて、國家が患ふるのは其の貧窮なことではなくて、此等の收入を如何に使用するかと言ふことである。收入に餘りが有つて、之が用途の無い場合も、亦慮ふべきものであるから、其時は用途を考慮して、之を教育費に充當するが最もよいと思ふ。即ち法律を以て男子は五六歳になれば小學校に入ることに定め、爾後國家が之を教へ之を養ひ、二十歳に至つて止めることとし、之を以て中國國民の一種の權利と見做すことにするのである。而して學校に於ては各種の學問を授け、修了後は

一個の獨立國民となり得る様にし、參政權、自由平等權等の各種權利を有し得る様にし、二十歳以後は自力を以て生活し、幸に富豪になるにしても、之を他人の力に依倚しないことにし、若し又不幸半途に於て蹉跎しても、五十歳以後は國家が養老金を給與することにするのである。此制度は英國では已に實施してゐて、一人一年七八百元を給與してゐる。將來の中國に於ては、一人につき數千元を支給し得るに至るだらう。そして若し澤山の子供を産んで養育する力の無い者があれば、之れにも國家から養育資金を支給し得る様になるであらう。

此時に至れば家給人樂、中國の文明は遙に歐米の文明を凌駕し得るに至るのである。將來此の境地に達することは、決して望んで得られないことではないのであるが、之が爲には先づ禍の豫防を計り、國家社會主義政策を採用し、社會をして經濟的階級の壓迫による苦痛より免れしめなければならぬ。斯くすれば自然の趨勢として、必ずや前記の如き状態に迄進歩して行くであらうし、所謂國民幸福も之に逾ゆるものは無いのである。我國民は共に之に勉めなければならぬ。

### 十三、共和と自由の眞諦

— 民國元年四月十日湖北政界代表の歡迎會に於て —

此度の革命は國民革命であつて、多數國民の爲の幸福を造成せんとするものである。凡そ人民は最も大切なものであつて、軍人と官吏とは一種の國家機關であり、全國人民の爲に事を辨するに過ぎないものである。

光復以來共和と自由との聲は世上に囂々たるものがあるが、其實之が眞義を誤解する者が甚だ多い。蓋し共和と自由とは専ら人民の爲に説かるべきものであつて、池して少數の軍人や官吏の爲に説かるべきものではないのである。若し軍人と官吏とが共和と自由とに藉口して紀律を破壊するが如きことがあれば、國家機關は決して統一し得ないであらうし、機關の統一が不可能となれば、事に従事する者に責任感が無くなり、従つて一盤の散沙に等しい状態となり、到底國民の爲に事を辨するが如きことは不可能となるであらう。此の故に機關の運用に當つて貴ぶ所は紀律である。之れ恰も機械に於けると同様であつて、百輪交錯して一絲亂れざればこそ機械の運用は至極圓滿なるを得るのである。此點有形の機關も無形の機關も何等異なる所が無い。政治機關に在つても、凡百の事は皆、階級に準じて處理され、此の間の紀律が嚴明であつて始めて完全に能率を擧げ得るものであり、又斯くてこそ始めて人民と領土とを保全し得て、列強と覇を争ひ得るのである。斯く論じ來たれば、或は平常信奉する共和と自由主義とは相衝突するものではないかと

思ふ者が有るかも知れないが、事實に於てその様な事は無い。此の點余は先に之を述べた筈である。共和と自由とは共に人民全體の爲めに講ずるものであつて、官吏の如きは國民の公僕に過ぎないものであり、人民の供應を受くものであるから、自由たり得る事は出来ないものである。即ち人民は終歲勤勞して自己の生活を計るが、官吏は人民に養はれてゐるのであつて、自己の生活を計る必要がなく、人民は各自其の所有物の一部を出して此等少數人を養ひ、自己に代つて事を辨せしめてゐるのである。故に其の事を辨じつつある間は、此等少數人は自己の自由を停止して、人民の爲めに其の職責を盡し、以つて人民の供應に答へなければならぬ。此種供應たるや實に少數人の自由を購取する爲の代價であるから、此等の少數人が自由を欲してもそれは人民の爲に斥けられなければならない。自由の範圍は元、廣汎であるが、執務の期間は甚だ狭小である。余も會つて總統であつた時代には自由に行動する事が出来なかつた。今日湖北に來り諸君と相見えたのは全く一國民としての資格であつて、總統としての資格を以つてするのではない。故に今日余は完全なる自由を享有して居り、其の自由たるや實に國民としての自由である。

余が今回總統を辭したに就いて、世間では功成つて身退いたものであるとの説をなしてゐる者があるが事實はそうでない。身を退いた事は事實であるが、功は未だ成つてゐないのである。余

の辭職には二つの原因がある。第一は速かに國民としての自由を享受せんが爲めであり、第二は社會事業に盡瘁せんが爲めである。我國は既に種族革命と政治革命とは成功したが、社會革命には未だ着手してゐない。故に社會事業は今日の我國に於て頗る重要なものである。

今試みに中國四億の民衆を分つて見れば、身を政界に置く者は多くとも五萬人に過ぎないであらうし、軍界に藉を置く者も多くとも百萬人に過ぎないであらう。其餘の者は皆普通人民である。斯の如く多數人民の存在に著眼する時、吾人は社會事業の萬々忽にすべからざるものである事を知るのである。統一以前に於いては、政治と軍治とは共に極めて重要なものであつたが、統一後に於いては重心を社會問題に移さなければならなくなつた。前者は自由を犠牲にするものであり、後者は自由を擴張するものであるが、而も此等の二者は並立し得るものである。余は今回職を辭したに就いては、社會事業の一發起人たらん事を願つてゐる。吾人は自由民であるが、自由民としてなすべき事業は甚だ多いのである。而も我國民は久しく專制政治の壓迫を受け、人格を喪失する事久しく、之が恢復を計るが爲めには非常な力と、多くの時間とを要する。余は不敏なりと雖も敢て此事に當らんとする者であるが、茲に一言諸君に言つて置きたい事は、若し諸君が完全なる自由を得んとするならば、退いて一個の人民となるべきであり、退いて人民とならず、軍人

又は官吏の職にある間は、必ず自己の自由を犠牲にして紀律に服従しなければならぬと云ふ事である。革命に盡力された諸君は必ず言ふであらう、「我々は血涙を以つて自由を獲得した。而も軍人なるが故に自由を享有し得ないと言ふのは何故であるか。軍人の數は少く人民の數は多い。我々が軍務に在る間は短く、普通人民である時間は長い。朝に總統となつて夕べに職を辭し、朝に軍長となつて夕べに歸農すれば、完全なる自由は時に隨つて之を享受し得るではないか。故に人民の自由は即ち軍人の自由である」と。諸君は此の言葉を牢記して置かなければならぬ。要するに只だ服務期間中に於いてのみ人民と一律であつてはならないのであつて、此點のみが普通人民と異つてゐるのである。

#### 十四、社會革命の正道

—武昌十三團體聯合歡迎會にて—

近時團體の多いことは數へ難い程であつて、之は民智の發達したことを徴するに足るものであるが、余は之が爲に同一目的に向つて一致進行することの不可能を深く恐れるものである。惟ふに民族思想は其の民族の天性に根據するものである。十餘年來、各團體が擧つて革命に趨き、排

滿の一語は舉國同聲となり、遂に今日の如く滿族の專制政體を倒すことが出來たのは、全く我々の民族思想によるものである。中國の歴史に徴すれば、清朝に代るものとしては、漢族の專制政府が代つて興つても不可ない筈であるが、事實は之に反し、期せずして帝王思想は天下に其跡を絶ち、偶々意見の相違はあつても、大局に於ては人心は均しく共和に向ひ、種族革命と政治革命とが全國一致の目的となるに至つた。余は茲に各團體が、今や其緒に就かんとしつつかある社會革命に對しても、従前と同様、一致協力の精神を以て、之に當られんことを希望する次第である。社會革命に反對する者は「中國現下の急は政治問題であつて、社會問題は尙相去ること遠きものである。蓋し我國の生活程度は低く、資本家は未だ發生せず、此點歐米の社會現象とは異つてゐるから、社會主義は我國に適合しない」との言を爲しつつかあるが、斯の如き淺薄なる言を爲す者は、共に論ずるに足りない者である。歐米各國も、當初其の政治を改革する際には斯の如き意見を有し、社會の流弊が未だ發生してゐなかつた爲、彼等は政治さへ善良であれば、百事皆善良たり得るものと考へ、竟に社會事業には意を注がなかつた。夫れが爲に今日、社會各般の事業が敗壞するに至り、之を拾收せんとしても如何とも爲し得ない状態となつたのである。諸君は今日歐米の社會に見る弊害彌縫の政策が、皆其の社會問題に起因するものなることを知らなければなら

ない。彼等にして社會問題に注意することが、百年早かつたならば、決して今日の様な窮狀には立ち至らなかつたであらう。其の粗忽も甚しいと言はねばならない。米國の如きも英國から分離獨立した際、躊躇せず之が對策を計つてゐたならば、百年を出でざる今日、斯くも社會的苦痛を味ふに至らなかつたであらう。現在其の爲に國利民福を犠牲にすること尠からざるものあるを見たならば、米國百年前の政治家達も、必ずや自ら其の策を失したことを歎くであらう。我國の革命は國利民福の爲にする革命であるが、國利民福を擁護するものは實に社會主義なのである。故に國利民福を鞏固ならしめんと欲すれば、必ず社會問題に力を注がなければならぬ。現今米國の不自由は專制國よりも甚しいものがある。蓋し專制皇帝は專横無藝なりと雖も、敢て公然と平民を壓迫することを標榜するが如きことは爲し得ない。然るに資本家はそうではない。彼等は平民を壓迫することを本分とする者であつて、人民の苦痛に對しては、全然責任を負はないのである。一言以て之を蔽へば、彼等資本家には良心が無いのである。

近時歐米の勞働者は資本家に好感を有せず、常に同盟罷業を起してゐるが、而も其等の總てが無効なのである。之は勞働者は皆貧困である爲に、持久し得る丈の糧が無いからである。即ち勞働者が賃銀の値上げを要求し、資本家が之に應じない場合、之が對抗策として罷業を敢行して

も、二ヶ月三ヶ月と経過する内、勞働者等は餓に耐へなくなり、従つて原賃銀で就業せざるを得なくなるのである。又消費者も時としては、資本家の制肘を受けなければならぬ。即ち消費者達が原價の高いのを嫌つて、相率ひて不賣を實行しても、商品の所有者達は、斯る場合其の商品を他國に轉賣し、又は久しく市場に出さずに置いて、消費者を困らせ、終に彼等をして買はざるを得ざるに至らしむるのである。又世間では同盟罷業を社會主義なりとしてゐる者があるが、事實そんなものではない。罷業は社會主義による方法を以てしては、如何ともなし得ざるに至つた場合、始めて之を用ひて其の苦痛を表明するのであつて、社會主義そのものではないのである。

## 十五、民生主義の實施

— 民國元年五月四日廣州東關に於ける新聞界の歡迎會にて —

二十年來我黨は三民主義を持して海外に奔走し、以て中國の大革新を謀らんとしたが、幸ひ今日時機已に熟し、人心死せず、武漢の起義より三ヶ月ならずして全國定り、已に五族共和と民族民權兩主義の目的とを達するに至つた。故に今後國利民福を計らんとすれば、其の進行の方法は、民生主義提唱の實行でなければならぬ。然らば共和の先進國たる米佛兩國に於て、今日未だに



社會主義が實行されて居ないのは何故であるかと言ふに、兩國共其の政治が大資本家の手に操られてゐるからである。

惟ふに我國の革命は五千年來未曾有の舉であるから、必ずしも其の主張を各國の法に取る必要は無く、寧ろ米佛を凌駕する如きものでなくてはならないのである。只革新の始めに於ては各方面ともに財力を必要とするが、現時國家の收入は亡清よりも更に少額であるから、此の弊を救はんとすれば、必ず土地家屋登記手数料制度と地權平均の法とを實行しなければならぬ。此の兩方法を並進せしむれば問題は簡単に解決出来るであらう。

地權の平均とは何か。之は封建時代に行はれた井田の如きものではない。古代の法は協力合作し、畝を計つて之を均分し、九分の一を納税せしめたのであるが、今日では地少く人多く、地積の平均が不可能であり、税率も亦同一なるを得ない。長堤の如き繁盛なる地區を、清遠、花縣の如き荒僻な地と比較すれば、其の價値に於て已に天淵の差がある。更に之を倫敦紐育等と比較すれば、眞に日を同うして語り得ないものである。(紐育では一畝六百萬弗に上るものがあるが、清遠では最高一畝百兩に及ばない。)將來我國は商工業の發達を本務とすべきであるが、國內が太平となれば一二年後には建設に着手することとなるであらうし、そうなれば八年十年の後には物

質の進歩は量る可からざるものがあるだらう。故に更に二三十年後には切實なる整理方法を講じなければ地權は愈々不均となるであらう。其の結果は國を擧げて賭の世界と化し、國事は愈々問ふ可らざるに至るであらう。賭博と言つても必ずしも、博奕とは限らないが、世界で最大の博奕は土地賣買の投機であつて、今日の英領「カナダ」の如きが其の一公例である。凡そ商工業の發達した地の借地料は、必ず日に騰貴するものであつて、香港上海の如きも以前は一畝百十元内外であつたが、現在では百數十元に騰貴してゐる。故に若し現在地權を平均しなければ、將來實業發達後に於て、大資本家は必ず先づ争つて土地に投機し、十年間、國を擧げて之に倣へば、經濟界は必ず大恐慌を生ずるであらう。其間地價の高落は有つても、土地が廣大である。又資本家が缺損しても土地には限りがあり投機者は無限である爲に、勢の趨く所必ず平民に失業の苦痛を與ふる日が来るであらう。我國は數千年來未だ嘗つて文明の法を治めたことがなかつたが、今之を治めつつあるのは社會の進歩を物語るものである。而も之をして土地投機業の累を受けしむることは残念なことではないか。斯る過渡時代に投機業が愈々盛となれば、商工業は必ず爲に阻滯するに至るであらう。然し若し從價税法と土地收用法とを實施するに於ては、大資本家も斯る種類の投機を爲さずして、資本の盡くを商工業に投資するであらうし、斯くすれば大多數人の幸

福を謀らんとする目的をも達し得るであらう。

地租の徴收方法としては地價に準じて納税せしむるのが最も良策である。紐育に於ては地價の百分の一を納税せしめ、倫敦の例によれば二百四十分の一（毎磅につて税一片）を徴收してゐる。我國に於ては先づ情勢を觀察して租税の標準を定めなければならぬ。即ち現在の地價は不平均であるから、不平均の中に自然の平均を籌る様な方法を定めなければならぬ。其の方法としては一、從價納税二、土地國有であつて、此の方法は相互因果關係を有するものであり、之を雙方並進せしむれば必ず平均し得るに至るであらう。而して從價納税の法は淺くして行ひ易いものである。即ち土地所有者をして所有地の多少と其の價格とを自ら報告せしめ、國家は報告に準じて其の若干分の一を課税せしむるのである。斯くすれば多きを少く報告することも無く、又地價を吊り上げる惧れも無いのである。

次に土地國有の法は、必ずしも土地を國家に買收歸屬せしむる必要は無いのであつて、道路を修築し、市場を開設するが如き場合は、其の通過箇所在る田園、墓地、宅地又は之が爲に必要なる其他の土地を其の各々の登記價額に準じて、國家が買收すればよいのである。只賣買の定例として賣主は其の價格が高い方が有利であり、買ふ方の側は低廉な方が有利であるから、所有主

が斯る場合を豫想して其の價格を高く報告して置いたとすれば、之に對する國家の徵税額も從つて多額となる譯である。此の兩方面は不同であるが、而も能く相互相補ふものであつて、之が爲に報告の價額は折衷され、地權も自ら平均さるるに至るのである。地權が均しくなれば資本家は必ず土地投機を止めて商工業に従事するであらうし、社會の前途に對しても隨つて無窮の希望を有し得るに至るのである。土地の面積には限りがあり、商工業による利益には限りが無いからである。斯て製造業が日に繁昌し、世界の用途が日に廣くなれば、國利民福は之より大なるは無いのである。然らざれば我々が專制政治を倒して子孫の幸福を謀らんとしつつある事も徒勞に歸し、地權の不平均よりする大地主と大資本家との專制は、無窮の害を子孫に遺すであらう。之れ實に想ふに忍びないことである。故に我々は今日先づ民生主義の第一階梯を實行しなければならぬのである。

輿論は事實の母であり、新聞界の諸君は又輿論の母である。故に諸君に望むらくは、余の此等の主旨に賛成され、健全なる一致の言論を醸成し、全國民に從價納税法と地權平均の大利を知らしめて頂き度い。斯くすれば社會各般の實績は必ず擧らざる無きに至るであらう。

次に中國商工業の發達を欲するならば、天然税法を實施し、人工税を阻止しなければならぬ

い。前清時代に於ける釐金鹽税の如き人工税は均しく民に害あるものである。之に反し耕地税、宅地税の如き、其の價額の百分の一又は二百分の一を徴する程度の天然税は、人民に苦痛を與へる程のものでは無い。又賣買讓渡に伴ふ登記手数料の如きも、能く眼前の財政困窮を補救し得るであらう。然し舊政府の土地賣買登記税百分の九と言ふ率は今日に於ては不可である。賣買は常に無く、而も登記は一律に行はれるからである。であるから此の額は輕減して、百分の三又は百分の五とし、省議會を通過せしめて今年は百分の三、明年は百分の五、其の次の年は百分の九と言つた具合に、一つの標準を定むべきである。法を以て之を定むれば各人共皆樂んで之に従ひ、後るるを恐るる如きこととなるであらう。之れ亦一つの大きな收入となし得るし、救貧の一策でもあり得る。我が廣東省が此等の法を採用すれば貧困の憂ひが無くなるばかりか、中央政府の徵求にも供へることが出來、釐金其他の雜税からも解放される譯で、一舉數善と言ひ得る。此の外に全省を測量して詳細圖を作り、全省の人口調査をなすこと等の爲に要する巨額の費用も之から支出し得るであらうし、更に之を擴張して行けば、水利、發電、開墾、礦山開掘等の事業も之に由つて進行し得るであらう。故に余は諸君が深く此の事に意を注がれんことを熱望するのである。

## 十六、重ねて民生主義の實施を論ず

— 民國元年五月十三日新聞公會主任に對する説明 —

民生問題として、余は税契（土地賣買登記税）と地權平均の法とを主張する。平均の法は一、從價納税二、土地國有の二つであつて、已に記者諸君に詳細に説明して置いた。只一二の記者は未だ深く地權平均の法を知らず、之を不可となし累進税法を主張して居る。凡そ理論は論ずれば愈々明となるものであつて、其の意味から余は某記者が此の問題を研究したことを喜ぶ者である。只彼の所謂累進法は余の謂ふ所の地權平均法と同一なのであるが、而も彼が余の説を不可となすのは之れ實に二に五を乗ずることを知つて、其の結果が十になることを知らないものである。蓋し累進法は地價の騰貴に伴つて、税額を増加するのであるが、余の所謂地權平均の法も之と同じものであつて、一律に加税するのではないのである。該記者は又地税の多少を決定する爲には、此の事を主管するの一つの官署を設くべきであるとして居るが、孰ぞ知らん英國では之が爲に二つの官署を設けて居るのである。即ち一、地價を決定するもの二、定められたる地價を不當となす控訴に關する事務を取扱ふもの、の二つであるが、而も尙争ひ無きを得ない。余の主張するの

は自定地價納税法であるが、土地國有權を以て之を制限せんとするものである。即ち若し自定の地價が低廉なる場合は、國家が其の土地を買収して國有となすのである。斯くすれば必ずしも制裁の爲の官署を設くる必要も無ければ、人民が訴訟を提起する様なことも無いであらう。

更に又、該記者の説によれば、地權平均の法を今日實施するのは不可なりとなしてゐるが、余をして言はしむれば今日こそ正に之が施行の最適の機會であつて、將來に至れば、恐らく實施し得ないであらう。何となれば中國には現在尙歐米の如き大資本家と大地主とが無いから、土地國有によつて害を受ける者が無いのである。若し歐米の如き状態になつてから之を行はんとすれば、富める者は必ず必死となつて之に抵抗するであらう。此の事は歐米に於ける「トラスト」を見ても解ることである。即ち一國の需要品は皆數個の「トラスト」に仰ぎ、一國內の民生權は數個の「トラスト」によつて掌握されてゐる。凡そ物價は供給に過ぐれば安く、需要が供給に過ぎれば高くなるものであるが、「トラスト」發生以來物價は悉く高くなつてしまつた。蓋し供給過剰の如きは、彼等は何等恐れ無いのである。斯の如き世界を經濟的無政府社會と言ふ。石炭鐵等の「トラスト」は小規模であるが、土地の「トラスト」は最大なものである。故に吾人は新成の民國に將來に於ける土地「トラスト」の發生を防がなければならぬ。又斯くすれば土地も子孫

に世襲することを得て、衣食に心を用ふるに及ばないであらう。偶々考へ違ひをする様なことがあれば、それが爲に米食虫となり、國家にとつても有害なる存在でしかあり得ないだらうことを知らなければならぬ。

今や世界の進歩は駭々として止る所を知らない。而も「トラスト」の如きは其の進歩の一段階であつて、潮流の趨く所容易に免れ難いものである。茲に於てか衆人は當に心を潜めて之が弊害の防遏に努めなければならぬ。今廣東省に二十の新聞社があり、其の各々が三萬元の資金を有し、一臺の機械を据え付けてゐるとして、其の代りに只一個の大なる機械を据え付ければ、使用人は少くなり資本は節約され而も利益は必ず多くなり、總ての人が之を喜ぶであらう。斯くすれば、一方之が爲めに罷めた職工の蒙る損害があると同時に他方利益を獲得し得る得點がある。而して若し斯くして得た利を二十人に均分すれば利を見ず害をも見ざる理となりはしないか。余の提唱する地權平均の法も、其利を大衆に歸せしめ以て之を「トラスト」に歸せしめざらんとするものである。